

農業経営支援策 活用カタログ 2023



カタログ利用の手引き

本カタログでは農業を営まれる方の経営発展に役立つ主な支援策を紹介し
ます。

「人と農地の問題」の解決

1 地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい

地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を支援します。
【事業名：地域計画策定推進緊急対策事業】

支援方法タブ：支援方法（補助金等、出融資、税制、その他）に応じて色をつけています。

支援内容：支援内容について説明しています。

事業・制度等の名称：支援する事業や制度の名称です。

特徴：支援の特徴を紹介しています。

関連事業：関連する施策がある場合に紹介しています。

ページ番号：ページ番号を振っていますので、次ページの「もくじ」から該当ページを探すことができます。

大項目名：課題テーマ毎に分けています。

中項目番号：項目毎に番号をつけています。

対象者タブ①：支援対象（個人、法人、集落営農、地域）に応じて色をつけています。

対象者タブ②：認定農業者、認定新規就農者が支援対象や採択のポイントアップ対象になっている場合に色をつけています。

対象者となる方：対象者について具体的に記載しています。

支援内容：支援内容について具体的に記載しています。

お問い合わせ先：事業の担当の連絡先です。ご不明なことがあればこちらにお問い合わせください。

◆農地利用効率化等支援交付金 29番 51ページへ
→ 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組み、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

◆強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ） 31番 53ページへ
→ 集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等や産地の集出荷・処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

◆農地耕作条件改善事業 4番 15ページへ
→ 農地基礎管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じた的確な耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードソフトを組み合わせて支援します。

農寄りの市町村、農業委員会、都道府県
（農林水産省担当課：経営局経営政策課地域計画グループ【TEL：03-6744-1760】）

ご利用に当たっての留意事項

本カタログの内容は、2023年度予算を中心として、2023年4月時点の内容を紹介しているものです。

今後、内容に変更がある得ることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。

事業内容や利用方法の詳細については、各施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。

もくじ

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称	
「人と農地の問題」の解決				
1	地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい	P.5	地域計画策定推進緊急対策事業	
2	目標地図に基づき、農地の集積・集約化を進めたい	P.6	農地中間管理事業	
		P.7	機構集積協力金	
3	荒廃農地を活用したい	P.8	多面的機能支払交付金	
			中山間地域等直接支払交付金	
		P.9	農地耕作条件改善事業	
			農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち定住促進・交流対策型、農福連携型）	
			P.10	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち放牧活用型持続的畜産生産推進
				農地中間管理機構関連農地整備事業
		中山間地域農業農村総合整備事業		
		P.11	農業競争力強化農地整備事業	
			農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）	
			水利施設整備事業	
		P.12	畑地帯総合整備事業	
			農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）	
		P.13	農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）	
		P.14	農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）	
P.15	遊休農地解消緊急対策事業			
4	耕作条件を改善したい	P.15	農地耕作条件改善事業	
5	基盤整備を行いたい	P.16	農地中間管理機構関連農地整備事業	
			農業競争力強化農地整備事業	
			水利施設整備事業	
			畑地帯総合整備事業	
		P.17	農地耕作条件改善事業	
			農業水路等長寿命化・防災減災事業	
			農業基盤整備促進事業	
		P.18	農山漁村地域整備交付金	
			中山間地域農業農村総合整備事業	
			農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策、農山漁村発イノベーション対策のうち定住促進・交流対策型）	
6	基盤整備に伴う費用負担を減らしたい	P.18	農家負担金軽減支援対策事業 経営体育成促進事業	
人材を育成・確保				
7	新たに農業を始めたい	P.19	新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業、農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち経営・就農サポート事業	
		P.19	新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業	
		P.20	新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金	
		P.21	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金	
		P.22	新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業	
		P.23	青年等就農資金	
8	新たな人材を確保したい	P.24	雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）	
		P.25	雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）	
		P.26	農業労働力確保支援事業	
		P.27	新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業	
		P.28	新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業	
9	経営体の魅力を発信したい	P.29	農業の「働き方改革」実行宣言	
10	農福連携に取り組みたい	P.30	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策（農福連携型））	

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
経営継承を支援			
11	経営継承した後の経営を発展させたい	P.31	経営継承・発展等支援事業
12	経営を継承する人材を確保・育成したい	P.32	雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）
13	経営継承に必要な資金を借りる際の負担を減らしたい	P.33	農業経営継承保証保険支援事業
14	地域の畜産生産基盤強化のため、後継者のいない畜産経営の畜舎等の継承に取り組みたい	P.34	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち畜産経営基盤継承支援事業
15	農業の生産基盤強化のため、後継者のいないハウス、樹園地、農業機械の継承に取り組みたい	P.35	産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策
16	経営継承する際に活用できる支援策を知りたい	P.36	事業承継・引継ぎ補助金
		P.37	経営承継円滑化法による遺留分に関する民法の特例
		P.38	中小企業の経営資源の集約化に資する税制
17	経営継承のためのアドバイスを受けたい	P.39	農業経営・就農サポート推進事業
			（参考）経営継承に活用できるパンフレット
18	後継者に事業用資産を承継する際に活用できる税制について知りたい	P.40	農地の贈与・相続に係る特例措置
			個人版事業承継税制
19	後継者に株式を承継する際に活用できる税制について知りたい	P.41	法人版事業承継税制
経営発展に向けた取組			
20	認定農業者になりたい	P.42	認定農業者制度
21	集落営農組織を活性化させたい	P.43	集落営農活性化プロジェクト促進事業
22	農業経営のアドバイスを受けたい	P.44	農業経営・就農サポート推進事業
23	スマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直したい	P.45	新規就農者育成総合対策のうち農業者キャリアアップ支援事業
24	中山間地域の所得向上を図りたい	P.46	中山間地域所得確保推進事業
25	青色申告制度のメリットについて知りたい	P.47	青色申告制度
資金の確保			
26	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	P.48	スーパーL資金
			経営体育成強化資金
27	資金繰りのための短期運転資金を借りたい	P.49	農業改良資金
			農林漁業施設資金
			農業近代化資金
			スーパーL資金
			農業近代化資金
			農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
28	農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい	P.50	農業近代化資金保証料助成金交付事業
			担い手経営発展支援金融対策事業
29	資金繰りのための短期運転資金を借りたい	P.50	スーパーS資金
			農林漁業法人等投資育成制度
機械・施設の導入			
29	経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい	P.51	農地利用効率化等支援交付金
30	産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい	P.52	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策
31	カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい	P.53	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
32	輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の産地基幹施設を整備したい	P.54	農産物等輸出拡大施設整備事業のうち輸出対応型施設の整備
33	海外や加工・業務用等の新市場への対応に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい	P.55	産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化
34	安定的な生産・供給の実現に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい	P.56	強い農業づくり総合支援交付金のうち生産事業モデル支援タイプ
35	機械や設備を取得する場合に活用できる補助金について知りたい	P.57	ものづくり・商業・サービス補助金
36	ITツールを導入する場合に活用できる補助金について知りたい	P.58	IT導入補助金
37	機械や設備を取得する場合に活用できる税制について知りたい	P.59	中小企業経営強化税制等
		P.60	農業経営基盤強化準備金制度

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
安定した農畜産物の生産			
38	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	P.61	経営所得安定対策
		P.62	水田活用の直接支払交付金
		P.63	畑地化促進事業
		P.64	畑作物産地形成促進事業
		P.65	コメ新市場開拓等促進事業
		P.66	小麦・大豆の国産化の推進
		P.67	麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト
39	水田で高収益作物や子実用とうもろこしを生産したい	P.68	水田農業の高収益化の推進
40	野菜を安定的に生産したい	P.69	野菜価格安定対策事業
41	国内資源を活用した肥料を生産・活用したい	P.70	国内肥料資源利用拡大対策事業
43	果樹の省力樹形や優良品種・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい	P.72	果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業
		P.73	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）
44	生産性の高い果樹園地をつくりたい	P.74	果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備事業
45	果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい	P.75	果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備事業（担い手育成型）
46	施設園芸及び茶における燃料価格高騰の影響を緩和し、経営の安定を図りたい	P.76	施設園芸等燃料価格高騰対策
47	新しく園芸産地をつくりたい	P.77	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
48	野菜等の施設栽培の生産性を高めたい	P.78	スマートグリーンハウスへの転換促進（データ駆動型農業の実践体制づくり支援）（強い農業づくり総合支援交付金）
49	茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい	P.79	持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
50	花きの生産を拡大したい	P.80	ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
51	畜産・酪農の収益力を高めたい	P.81	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
		P.82	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち畜産経営基盤継承支援事業
			畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち生産基盤拡大加速化事業
P.83	畜産経営体質強化支援資金融通事業 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業		
52	畜産・酪農経営に安定して取り組みたい	P.84	加工原料乳生産者補給金
			加工原料乳生産者経営安定対策事業
		P.85	酪農緊急パワーアップ事業
		P.86	酪農経営支援総合対策事業
		P.87	肉用牛子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）
			肉用牛経営安定対策補完事業
		P.88	肉豚経営安定交付金（豚マルキン） 養豚経営安定対策補完事業
P.89	鶏卵生産者経営安定対策事業		
53	国産チーズの競争力を強化したい	P.90	国産乳製品等競争力強化対策事業
54	国産飼料の生産・利用を拡大したい	P.91	国産飼料の生産・利用拡大の推進
55	養蜂を振興、花粉交配に昆虫を活用したい	P.93	持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進事業
56	持続的な畜産物生産に取り組みたい	P.94	環境負荷軽減型持続的生産支援
		P.94	畜産高度化支援リース事業
		P.95	畜産経営体生産性向上対策事業
		P.96	畜産生産力・生産体制強化対策事業
57	GAPに取り組みたい、GAP認証を取得したい	P.86	グローバル産地づくり緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業
			持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業

項目番号	中項目名	該当ページ	事業・制度等の名称
高付加価値化・輸出の取組			
58	農林水産物等の加工・販売のために必要な機械・施設を導入したい	P.98	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち産業支援型）
		P.99	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち定住促進・交流対策型）
59	新商品を開発し、販路の開拓を行いたい	P.100	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション創出支援型）
60	農林水産物・食品を輸出したい	P.101	GFP（農林水産物・輸出プロジェクト）について
		P.102	G F P グローバル産地づくり推進事業
		P.103	戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、ジェトロによる事業者サポート
		P.104	戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、J F O O D O によるプロモーション
			戦略的輸出拡大サポート事業のうち、分野・テーマ別海外販路開拓対策事業
		P.105	「日本の食品輸出EXPO」について
		P.105	輸出環境整備推進事業
		P.106	施設認定等検査支援事業
		P.107	輸出環境整備推進事業のうち国際認証資格取得等支援事業
P.109	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業		

環境への取組			
61	未利用資源等を活用してバイオ燃料を製造したい	P.110	生産製造連携事業
62	環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい	P.111	環境保全型農業直接支払交付金
		P.112	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業
63	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	P.113	中山間地域等直接支払交付金
		P.114	多面的機能支払交付金
64	野生鳥獣による農作物被害の低減やジエリ活用を推進したい	P.115	鳥獣被害防止総合対策交付金
65	再生可能エネルギーに取り組みたい	P.116	地域資源活用展開支援事業 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック
66	農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい	P.104	みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマス地産地消対策
67	化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ機械等を取得する場合に活用できる税制について知りたい	P.118	みどり投資促進税制

自然災害、収入減少への備え			
68	農業経営の様々なリスクに備えたい	P.119	農業保険（収入保険）
69	自然災害による園芸施設の損害に備えたい	P.121	農業保険（農業共済（園芸施設共済））
70	自然災害による収穫量等の減少に備えたい	P.122	農業保険（農業共済（農作物共済、果樹共済、畑作物共済、家畜共済））
71	自然災害等による被害から経営を早期に立て直したい	P.123	「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP」

その他の支援			
72	老後資金の充実を図りたい	P.124	農業者年金事業
73	インボイス制度に対応するために活用可能な支援制度について知りたい	P.125	インボイス制度のポイント
		P.126	IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）
74	退職金制度を整備するために活用可能な制度について知りたい	P.127	小規模企業共済 中小企業退職金共済制度
		P.128	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農泊推進型）
76	農林畜水産物等の販路の開拓を行いたい	P.129	農林水産業流通マッチングナビ「アグリーチ」（まるみえアグリ（農林水産「見える化」シリーズ））
77	生産体制の合理化、出荷作業及び流通の合理化を実践したい	P.130	産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物）
78	肥料や農薬等の農業資材の調達を見直したい 安くサービスの良い資材販売事業者を探したい	P.131	農業資材比較サービス「AGMIRU」（アグミル） （まるみえアグリ（農林水産「見える化」シリーズ））
		P.132	農業研究見える化システム「アグリサーチャー」（まるみえアグリ（農林水産「見える化」シリーズ））
80	中山間地の特色を活かした経営を展開したい	P.133	中山間地農業ルネサンス事業
81	農業経営に関する情報をタイムリーに知りたい	P.134	【スマホアプリ】MAFFアプリ 【Facebook】農水省・農業経営者net 【メールマガジン】農業担い手メールマガジン
82	農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を活用したい	P.135	農業支援サービス事業育成対策

農政に関する現場でのご相談先【地方参事官】			
83	農政に関する相談や事業や制度についての質問がしたい	P.136	農林水産省 地方参事官ホットライン

1 地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい

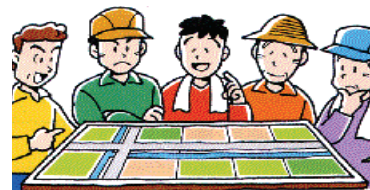
認 認新 個人 法人 集落営農 **地域** 補助金等 出融資 税制 その他

地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を支援します。

【事業名：地域計画策定推進緊急対策事業】

対象となる方

市町村、農業委員会、都道府県



支援内容

地域の農業者の話合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿等を明確化する地域計画の策定に必要な取組を支援（補助率：定額）

市町村等が、地域計画の策定に向けて行う、集落・地域における農業者等の話合いや専門家等の派遣等にかかる取組を支援します。

特徴

集落や地域において、①協議の場の設置に係る調整、②協議の実施・取りまとめ、③目標地図素案の作成、④地域計画の策定や周知・フォローアップ等の取組を支援します。

地域計画が策定された地区又は地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営体につきましては、以下のような支援が受けられます

◆ 農地利用効率化等支援交付金

➡➡ 29番 51ページへ

→ 地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

◆ 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）

➡➡ 31番 53ページへ

→ 集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等や産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

◆ 農地耕作条件改善事業

➡➡ 4番 15ページへ

→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせ支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、農業委員会、都道府県
・農林水産省担当課：経営局経営政策課地域計画グループ（TEL：03-6744-1760）

2 目標地図に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域の協議の場で、誰がどの農地を利用していくのか等を明確にした「目標地図」を作成します。農地中間管理機構は目標地図を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方

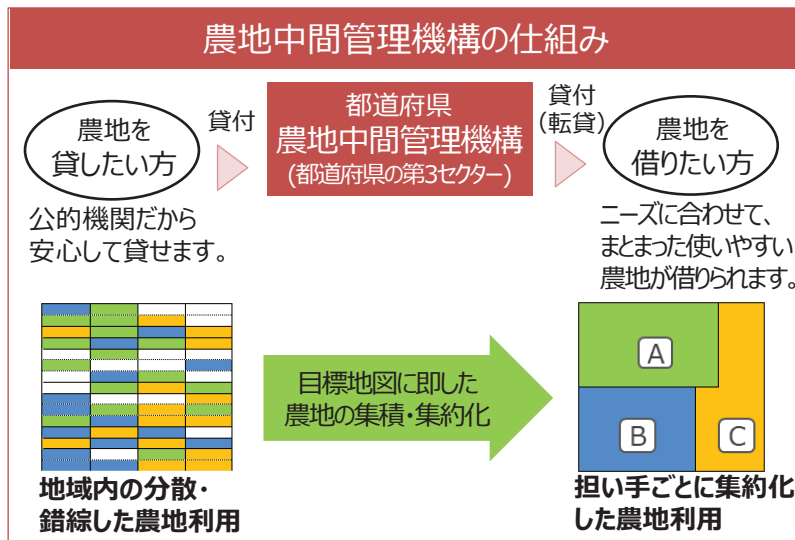
農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

支援内容

目標地図の達成に資するよう、農地中間管理機構は、出し手農家から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付けを行います。

特徴

農地中間管理機構に貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。



農地中間管理機構には、以下の関連対策があります。

- ◆ 機構集積協力金交付事業 >>> 2番 7ページへ
→ 農地中間管理機構を活用して、農地集積・集約化に取り組む地域や、農地の出し手を支援
- ◆ 遊休農地解消緊急対策事業 >>> 3番 14ページへ
→ 農地中間管理機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援
- ◆ 農地耕作条件改善事業 >>> 4番 15ページへ
→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援
- ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業 >>> 5番 16ページへ
→ 農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち
 - 果樹農業生産力増強総合対策 >>> 43番 72ページへ
→ 労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品種・品種への改植等に対する支援
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 49番 79ページへ
→ 新型コロナウイルス感染症拡大などで変化するニーズに対応した高品質生産、産地の規模拡大、持続可能な生産体制の構築に向けた担い手の育成などのため、生産体制の強化、国内外の需要の創出などの取組を支援

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局または、
農地中間管理機構ホットライン（TEL：03-6744-2151）

農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、農地集積・集約化に取り組む地域や、農地の出し手の皆さんを支援します。

【事業名：機構集積協力金】

支援内容

1. 地域に対する支援（地域タイプ）

地域計画の策定地域等において、農地バンクを活用して農地集積・集約化に取り組む地域を支援します。交付金の使途は、地域の話合いにより自ら決めることができ、受け手の支援にも活用できます。

(1) 地域集積協力金

まとまった農地を農地バンクに貸し付けた地域に協力金を交付します。

（交付要件）以下のいずれかを満たすことが必要です。

- ① 交付対象農地の1割以上が新たに担い手に集積されること。
- ② 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。区分1の地域においては、機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上（中山間地域にあっては0.5ha以上）の団地面積が10%以上であることの要件も満たすことが必要です。

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

※ 機構の活用率は、対象地域の農地面積に占める機構への貸付等総面積の割合。

※ 中山間地域の活用率要件を大幅に緩和し、中山間地域での取組を重点的に支援します。

※ 農地バンクを通じた農作業委託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

(2) 集約化奨励金

農地バンクの再配分等により、農地の集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。

（交付要件）

次のいずれかを満たすことが必要です。

- ・ 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上）の団地面積の割合が10ポイント【区分1】又は20ポイント【区分2】以上増加すること
- ・ 既に同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者が耕作する1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上【区分2】となること

	交付単価
区分1	1.0万円/10a
区分2	3.0万円/10a

※ 農地バンクを通じた農作業受託に取り組む場合は、1/2の交付単価になります。

2. 個々の出し手に対する支援（経営転換協力金）

以下の農業者等が機構に農地を貸し付ける場合に協力金を交付します。

- ・ 経営転換する農業者
- ・ リタイアする農業者 等

（交付要件）

農地を10年以上機構に貸し付けること 等

※ 令和5年度限りの事業となります。

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

※ 地域タイプと一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
- ・ 農林水産省担当課：
経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

3 荒廃農地を活用したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

①地域・集落の共同活動による荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援します。
【事業名：多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金】

◆多面的機能支払交付金 [▶▶ 63番 114ページへ](#)
→ 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

◆中山間地域等直接支払交付金 [▶▶ 63番 113ページへ](#)
→ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

②簡易な基盤整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。
【事業名：農地耕作条件改善事業】

◆農地耕作条件改善事業 [▶▶ 5番 16ページへ](#)
→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援

③既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち定住促進・交流対策型、農福連携型）】

◆農山漁村発イノベーション対策（定住促進・交流対策型）

➤➤ 58番 99ページへ

→ 農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、農産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

◆農山漁村発イノベーション対策（農福連携型）

➤➤ 10番 30ページへ

→ 農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備を支援

④放牧を活用して荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち
放牧活用型持続的畜産生産推進】

対象となる方

生産者集団等

支援内容

- 1 放牧利用推進（補助率：定額）
専門家による現地指導、放牧理解醸成の取組、横展開を推進するパンフレットの作成等を支援します。
- 2 放牧牛導入推進（補助率：1/2以内）
放牧に必要な肉用繁殖雌牛の導入を支援します。
（補助上限 妊娠牛：27.5万円/頭、育成牛：17.5万円/頭、自家保留牛：4万円/頭）
- 3 放牧条件整備（補助率：1/2以内）
放牧実施に必要な電気牧柵、高張力線等の資材、給水設備、アブ誘引装置、簡易牛舎用の資材購入、放牧管理の省力化機器（GPSによる放牧牛の位置確認等）の導入、放牧地の簡易な整備（土壌分析、種子など）等を支援します。

特徴

1. 放牧頭数、放牧面積などの目標を設定した放牧利用推進計画を策定すること。
2. 事業の実施により、新たに放牧を開始するか放牧の拡大が見込まれる計画であること。

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等畜産担当課
- ・農林水産省担当課：畜産局飼料課飼料生産計画班（TEL：03-3502-5993）

⑤農地整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、
農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）】

◆農業競争力強化農地整備事業 ➤➤ 5番 16ページへ
→ 農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、農業の高付加価値化等を
を図る農地の大区画化や汎用化など、農地の整備を推進

◆農地中間管理機構関連農地整備事業 ➤➤ 5番 16ページへ
→ 農地中間管理機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が
実施する基盤整備を推進

対象となる方

- 1、2 都道府県、市町村等

支援内容

1 中山間地域農業農村総合整備事業（補助率：55%等）

地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施

2 農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）（補助率：1/2等）

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

特徴

- 1 総合計画を作成し、事業計画区域の農地面積に対して、総合整備事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、おおむね7割程度は確保できる見通しのあること
- 2 担い手農地集積率が一定以上増加すること（経営体育成型）又は耕作放棄地率が6%以上あること（耕作放棄地型）

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

- ・農林水産省担当課：1 農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班（TEL：03-6744-2200）
2 農村振興局地域整備課農村整備企画班（TEL：03-6744-2200）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

⑥農業用排水施設整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：水利施設整備事業、畑地帯総合整備事業
農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）】

◆水利施設整備事業

➤➤ 5番 16ページへ

→ 農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

◆畑地帯総合整備事業

➤➤ 5番 16ページへ

→ 畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畑地化・汎用化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

対象となる方

都道府県

支援内容

- 1 農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）（補助率：1/2等）
水田及び畑地帯における基幹的な農業用排水施設の整備等を支援

特徴

農業生産基盤整備事業（農業用排水施設整備事業、農道整備事業、区画整理事業）と併せて一体的に実施する必要がある。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）



⑦ 荒廃農地を解消して公共施設用地や市民農園等を整備する取組を支援します。

【事業名：農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）】

対象となる方

都道府県、市町村

支援内容

- 1 農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）（補助率：1/2等）
農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に支援

特徴

中山間地域総合整備型は、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業と併せて一体的に実施する必要がある。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班（TEL：03-6744-2200）

⑧中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）】

対象となる方

都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構


支援内容

○最適土地利用総合対策（補助率：定額、5.5/10等）


地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援


Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施




【土地利用構想の概定】



【地域ぐるみでの話し合い】




【先進地視察】




【体制整備】


【農用地保全等推進員の措置】
 多様な農用地の活用にあたり、技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート（ソフト：上限250万円/年）
 ※活性化計画を作成、又は作成することが確実である場合。



長大法面の芝生化



放牧

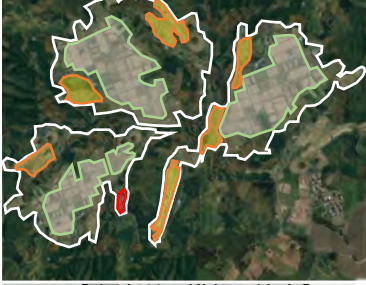


省力化機械の導入


【農用地保全の実証的な取組】

Step 1
3年以内に地域における土地利用構想を策定
▶①ソフト：上限1,000万円/年


Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施




【土地利用構想の策定】



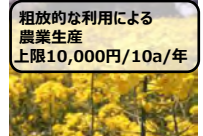
伐根・整地
【粗放的利用のための条件整備】




水路の補修・整備
【農用地保全に資する基盤整備】



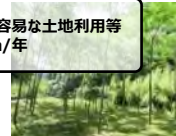
【農業用ハウスの整備】



【蜜源作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯】



【計画的な植林】

粗放的な利用による農業生産
上限10,000円/10a/年

農業生産の再開が容易な土地利用等
上限5,000円/10a/年

Step 2
▶② 農用地保全のための基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）：ハード定率（5.5/10等 上限2,000万円/年）
▶③ 粗放的利用支援
ソフト：上限10,000円/10a
又は 上限5,000円/10a
※ 営農定着のための支援として最大3年間

特徴

- ・対象となる地域は中山間地域等における複数集落
- ・事業実施は、2年以上5年以内
- ・農用地の粗放的利用の取組（放牧、蜜源作物、省力作物、景観作物等の作付け、緩衝帯整備、計画的な植林など）を1つ以上行うこと

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課荒廃農地活用推進班（TEL：03-6744-2665）

⑨農地バンクが遊休農地を解消し、担い手に集積・集約化する取り組みを支援します。

【事業名：遊休農地解消緊急対策事業】

対象となる方

農地中間管理機構

〔 遊休農地の所有者（農地バンクが遊休農地を解消します）
農業者等（農地バンクから解消した遊休農地を借りることができます） 〕

支援内容

1 遊休農地解消緊急対策事業（補助率：定額等）

農地バンクが遊休農地を借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。



特徴

交付単価：10a当たり**43,000円**（上限）

交付対象農地：農用区域内農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地

＜対象となる遊休農地のイメージ＞



補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根（※） ④ 耕起・整地 ⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

交付要件：遊休農地の所有者は10年以上、使用貸借によって農地バンクに農地を貸し付けること

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、農地中間管理機構

・農林水産省担当課：農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3591-1389）

4 耕作条件を改善したい

認
認新
個人
法人
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

対象となる方 地域計画の策定区域等で事業実施主体が計画する整備区域内の農業者 等
(事業実施主体) 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合 等

支援内容 地域のニーズに応じて、以下の6つの型により支援します。

1 地域内農地集積型 きめ細やかな整備とともに、農地中間管理機構による地域内の担い手への農地集積を支援 ハード事業

- 定額助成 (面積当り等の単価で助成：区画拡大、暗渠排水、用排水路、湧水処理、末端畑かん施設、客土、除れき 等)
- 定率助成 (整備費の1/2を助成)：区画整理、暗渠排水、用排水施設、土層改良、農地造成、農作業道 等

ソフト事業

- 定額助成：直播栽培、ICTを活用したほ場整備等の先進的省力化技術の導入 (上限300万円/年)
- 定率助成：自動給水栓やカバープランツ等の管理省力化支援、情報化施工の活用 等

【実施要件】 事業費200万円以上、農業者2者以上 等

2 高収益作物転換型 1と併せて高収益作物への転換に向けたソフト事業を支援

- 定額助成：技術の習得、人材育成、試験販売、新植・改植及び幼木管理支援 等 (上限300万円~/年)
- 定率助成：高付加価値農業施設の設置、高収益作物の実証展示ほ場の設置、導入1年目の種子・肥料、機械リース、高収益作物への転換率に応じた農家負担軽減のための支援 等

【実施要件】 1の実施要件に加え、受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換 等

3 スマート農業導入推進型 スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の基盤整備等を支援

- 定率助成：GNSS基地局の設置、農業用トラクタへの自動操舵システム導入 等

【実施要件】 1の実施要件に加え、スマート農業に適した基盤が整備された農地 (大区画化等) であること 等

4 病害虫対策型 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援

- 定額助成：反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水

【実施要件】 1の実施要件に加え、植物防疫法に基づく発生予察情報にて、警報・注意報・特殊報の発表された地域であること

5 水田貯留機能向上型 水田の貯留機能の向上に向けた整備及び調整経費を支援

- 定額助成：畦畔の更新及び排水柵の設置、「田んぼダム」実施に向けた調整経費

【実施要件】 1の実施要件に加え、水田の持つ雨水貯留機能を高める「田んぼダム」に取り組む地域であること 等

6 土地利用調整型 多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援

- 定額助成：権利関係・農家意向等の調査・調整、実施計画策定等、交換分合
- 定率助成：作業用道、用排水路等の整備、粗放的な農地利用に必要な用地整備

【実施要件】 1の実施要件に加え、地域の農地区分等を記載した土地利用調整計画の策定 等

特徴

- **事業実施年度に入ってから**の採択申請が可能 (複数回受付)
- 必要なハードとソフトを組み合わせ、**最大5年 (ハードは最大3年)**

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村

・農林水産省担当課：

農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室 (TEL：03-3502-6277)

5 基盤整備を行いたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

基盤整備に係る事業費を補助することにより、事業の実施を支援します。

【事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設整備事業、畑地帯総合整備事業、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農業基盤整備促進事業、農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策、農山漁村発イノベーション対策のうち定住促進・交流対策型）】

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

主な支援内容

1. 農地の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農地の大区画化や排水対策等により、生産コストの削減や農業の高付加価値化を支援。



（主な特徴）

- 農地の集積・集約化率に応じて、受益者の負担軽減が可能
- 農地中間管理機構が借り入れている一定規模以上の農地等では、受益者負担なしで整備が可能
- 畦畔除去等の簡易な整備も支援

2. 農業水利施設等の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化や水管理の省力化等に向けた整備に係る支援。



パイプライン化



排水路



暗渠排水



老朽化した水路



自動給水栓



畑地かんがい施設



耐震照査

水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備

畑地の総合的な整備や高収益作物の導入に向けた整備

農業水路等のきめ細かな長寿命化・防災減災対策

（主な特徴）

- 農地の集積・集約化や高収益作物の作付面積の増加割合に応じて、受益者の負担軽減が可能

3. 情報通信環境の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するための情報通信環境（光ファイバ、無線基地局等）の整備を支援。

スマート農業



自動走行農機での活用



ドローンでの活用



鳥獣害センサーでの活用

農業農村インフラの管理の省力化・高度化



カメラ監視



自動給水栓



スマホ管理

+ 地域活性化



活性化施設の公衆無線LAN

無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定



お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：
 - 農地整備：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-6744-2208）
 - 農業水利施設整備：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）
 - 情報通信整備：農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班、農村資源利活用推進班（TEL：03-6744-2209）

6 基盤整備に伴う費用負担を減らしたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

基盤整備に係る農家負担金の軽減を支援します。

【事業名：農家負担金軽減支援対策事業、経営体育成促進事業】

対象となる方

基盤整備事業による費用を負担する農業者等

農家負担金軽減支援対策事業：土地改良区、市町村 等

経営体育成促進事業：土地改良区、農業協同組合 等

支援内容

①農家負担金軽減支援対策事業

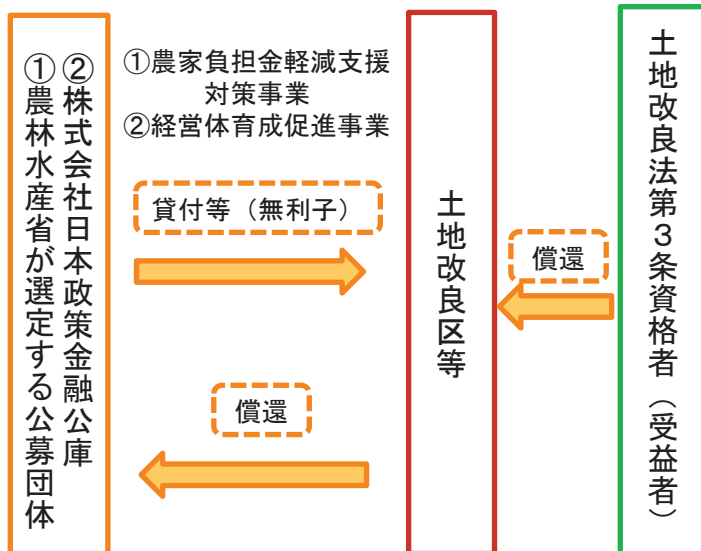
担い手農地利用集積率の向上や高収益作物の生産額の増加、輸出事業計画との連携が図られる土地改良事業等の農家負担金の5/6を限度に無利子貸付を行う等、基盤整備に係る農家負担金の軽減を図る支援を行います。

②経営体育成促進事業

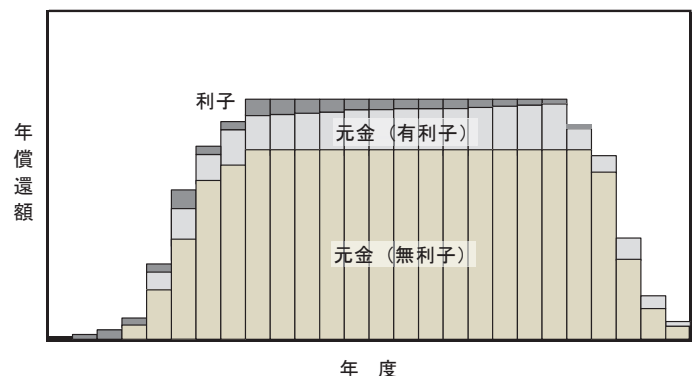
基盤整備事業を契機とした農地の利用集積を図るため、土地改良区等の負担金に対して、5/6を限度に無利子貸付を行います。

※実施する基盤整備事業等に応じて、農家負担金軽減支援対策事業は、農林水産省が選定した公募団体から、経営体育成促進事業は、株式会社日本政策金融公庫から、それぞれ貸付を受けることが出来ます。

無利子貸付の流れ



無利子貸付償還のイメージ
農家負担金軽減支援対策事業（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業）



お問い合わせ先

①の事業：最寄りの農政局、市町村、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会

②の事業：最寄りの農政局、市町村、都道府県、株式会社日本政策金融公庫支店

・農林水産省担当課：農村振興局土地改良企画課組織強化企画班（TEL：03-3502-6006）

7 新たに農業を始めたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

就農希望者に向けた情報発信と就農相談等を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業、農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち経営・就農サポート事業】

対象となる方

農業法人等、都道府県、市町村等

支援内容



「農業をはじめると.jp」
はこちらのQRコードから



1. 全国農業会議所の運営するホームページ（農業をはじめると.JP）において登録いただいた都道府県、市町村の就農支援情報・研修情報等の発信の取組を支援します。
2. 都道府県が整備する農業経営・就農支援センターが行う、就農等の相談対応や就農候補市町村等との調整、就農相談会や研修会の開催等の取組を支援します。
3. 産地・農業法人等と就農希望者とのマッチングを促すため、大都市での就農（新・農業人フェア）の開催の取組を支援します。

お問い合わせ先

1. （一社）全国農業会議所（ <https://www.be-farmer.jp/> ）
（TEL：03-6910-1126）
2. ・最寄りの都道府県の農業経営・就農支援センター
・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）
3. ・事業実施主体は公募により選定
・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農促進G（TEL：03-3502-6469）

短期農業就業体験（農業インターンシップ）の受入を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業】

対象となる方

農業法人等

支援内容

受入助成額：上限2万8千円（農業就業体験参加者の受け入れ1名当たりの支援）

- 農業法人等での就業希望者を対象に、短期間（2日間～6週間程度）の就業体験参加者を受け入れた農業法人を支援します。
- 雇用に向けたマッチング（ミスマッチの防止）にも有効です。

お問い合わせ先

- ・事業実施主体は公募により選定
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農促進G（TEL：03-3502-6469）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金】

対象となる方

都道府県が認める研修機関(道府県農業大学校、先進農家等)で研修を受ける方で、要件を全て満たす方が対象です。

※ 研修機関の詳細は、就農に関するポータルサイト（農業をはじめの.JP）で確認できます。

（農業をはじめの.JP：<https://www.be-farmer.jp/>）

【主な要件】

- ① 原則として就農予定時の年齢が49歳以下の方
- ② 概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・ 独立・自営就農（次ページ参照）し、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になる方
 - ・ 農業法人等に雇用されて就農する方
 - ・ 親元就農し、就農後5年以内に経営を継承する方（農業法人の場合は共同経営者になる方）または、独立・自営就農し、認定農業者又は認定新規就農者になる方
- ④ 研修中の怪我等に備えて傷害保険へ加入する方

支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長2年間
（定額）

※国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長することができます。

※常勤の雇用契約を締結している場合や前年の世帯全体(親子及び配偶者の範囲)の所得が600万円を超える場合は原則対象になりません。

※以下の場合は返還となります。

- ・適切な研修を行っていない場合
- ・研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合



お問い合わせ先

・都道府県、市町村の農政担当窓口

・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農支援G（TEL：03-3502-6469）

- 認 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】

対象となる方

農業を始めて間もない方で、要件を全て満たす方が対象です。

【主な要件】

- ① 市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方
- ② 原則として49歳以下で独立・自営就農する方
- ③ 就農する市町村の「目標地図」に位置付けられている方（見込みも可）
または「人・農地プラン」に中心経営体として位置付けられている方（見込みも可）、
もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ④ 前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下の方

※ 独立・自営就農とは、以下の条件を全て満たすことを指します。

- ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
- ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること

（なお、親等の経営を継承する場合であっても、上記の要件を満たし、親等の経営に従事してから5年以内に継承し、新規参入者と同等のリスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うと市町村長に認められる場合は、交付対象となります。）

支援内容

交付額：12.5万円／月（最大150万円／年）×最長3年間
（定額）



※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。
複数の青年就農者が法人を設立して共同経営する行う場合は、
新規就農者それぞれに交付します。

※ 以下の場合は返還となります。

- ・適切な営農活動を行っていない場合
- ・交付終了後、交付期間と同期間の営農を継続しない場合 等

※ 就農後に前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が600万円を超えた場合は、原則交付停止となります。
（交付停止となった翌年に、前年の世帯所得が600万円以下となった場合は、交付を再開することができます。）

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農支援G（TEL：03-3502-6469）

- 認 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業】

対象となる方

令和4年度または令和5年度に新たに農業経営を開始する方で、要件を全て満たす方が対象です。

【主な要件】

- ① 市町村で農業経営基盤強化促進基本構想に規定する青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の方
- ② 原則として49歳以下で独立・自営就農する方
- ③ 就農する市町村の「目標地図」に位置付けられている方（見込みも可）
又は「人・農地プラン」に中心経営体として位置付けられている方（見込みも可）、
もしくは農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ④ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受ける方（青年等就農資金を活用可）

※ 独立・自営就農とは、以下の条件を全て満たすことを指します。

- ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
- ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
- ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること

（なお、親等の経営を継承する場合は、上記の要件を満たし、親等の経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上または付加価値額を10%以上増加させる、もしくは生産コストを10%以上減少させる計画であると交付主体に認められることが必要です。）

支援内容

支援額：補助対象事業費上限1,000万円

（経営開始資金の交付対象者は上限500万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

- ※ 1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象事業費上限が1.5倍となります。
- ※ 2 複数の青年就農者が法人を設立して共同経営する場合は、補助対象事業費上限は次のいずれか低い額になります。
 - ① 2,000万円
 - ② 経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額



特徴

新規就農者が経営発展のために行う機械・施設等の導入を支援します。

対象経費：機械・施設、家畜導入、果樹・茶新植・改植等

お問い合わせ先

- ・市町村の農政担当窓口
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農支援G（TEL：03-3502-6469）

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

【事業名：青年等就農資金】

対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）
 ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員を過半を占める法人
 ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く

支援内容

1. 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等
（農地等の取得は除く）
- (2) 貸付利率：無利子
- (3) 借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- (4) 償還期限：17年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

2. 取扱金融機関

株式会社 日本政策金融公庫
 （沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）
 ※ 1 農協等民間金融機関による転貸も可
 ※ 2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、ご希望に添えない場合があります。

<資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草木・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用器具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開発費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用器具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう！

「一農（いちのう）ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者。また、そんな若者を応援する方ならどなたでも参加いただけます。

まずは、こちら↓から、メルマガ登録！！

http://www.maff.net.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/1nou.html

QRコードでwebサイトを
表示できます。



お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、都道府県、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
- ・ 農林水産省担当課：経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

8 新たな人材を確保したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して、資金を助成します。

【事業名：雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）】

対象となる方

（農業法人等の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
- ・ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
（雇用就農者が支援終了後に独立することを前提としている場合は有期雇用でも可）
- ・ 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去5年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ・ 農業の「働き方改革」の実行計画を提出すること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめの.JP：<https://www.be-farmer.jp/>）に掲載していること

（雇用就農者の主な要件）

- ・ 原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大60万円（最長4年間）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。
- ※ 雇用就農資金には、雇用就農者育成・独立支援タイプのほか、就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して資金を助成する「新法人設立支援タイプ」もあります。

助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2162）

次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や食品企業等の異業種の法人に職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

【事業名：雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）】

対象となる方

（派遣元となる農業法人等の主な要件）

- ・ 派遣する職員を正職員として雇用していること
- ・ 派遣を受け入れる法人との間に出向契約を結ぶこと
- ・ 研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること
（個人経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること）

（派遣を受け入れる法人の主な要件）

- ・ 派遣元となる農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、職員を受け入れること
- ・ 受け入れた職員を労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること
- ・ 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること

（派遣職員の主な要件）

- ・ 派遣元となる農業法人等の役員、正職員又は個人経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- ・ 原則55歳未満の者であること

支援内容

助成額：月最大10万円（①②合計）（最短3ヶ月～最長2年間）

助成対象経費

- ①派遣する職員に替わり新たに雇用する職員（代替職員）の人件費
- ②派遣する職員の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金
（いずれも派遣元が負担するものに限りません）

お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2162）

産地内における労働力確保を推進するための取組や、繁忙期の異なる他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援します。

【事業名：農業労働力確保支援事業】

対象となる方

都道府県、市町村、農協、協議会 等

支援内容

農業現場における労働力不足を解消するため、以下の取組を支援します。

- (1) 産地内における労働力確保を推進するための取組
〔 労働力募集アプリの活用のための周知やアプリ利用講習会の開催、
産地内の農業者の労働力不足情報の収集・マッチングを支援 等 〕
- (2) 繁忙期の異なる他産地・他産業との連携による労働力確保の取組
〔 複数産地共同での労働力募集の取組やそれに伴う交通費・宿泊費を支援 等 〕

<補助率>

定額補助（上限350万円/年）

※他産地・他産業との連携による労働力確保に取り組む場合、上記のほか、確保した労働者の交通費・宿泊費を支援（定額補助。上限1,000万円）

<実施期間>

事業採択年度より最大2年間

特徴

支援対象となる取組の例

1. 取組の推進体制の構築
労働力確保に向けた取組内容を検討するための会議の開催
2. 労働力の需給状況の把握
労働力ニーズの詳細や地域の状況把握のための調査の実施
3. 労働力の確保・育成
求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、応募した労働者に対する研修・体験会の開催 等



お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2162）

地域における新規就農者及び就農希望者をサポートする体制整備を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業】

対象となる方

市町村、協議会、農業団体等

支援内容

1 就農相談体制の整備

就農希望者及び新規就農者に対する資金調達・生活面等の相談窓口となる、地域における就農相談員の設置等を支援します。

2 研修農場の整備

就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

3 先輩農業者等による技術面等のサポート

先輩農業者等の就農支援員による新規就農者の技術面や販路確保等のサポート活動や講習会の実施等を支援します。

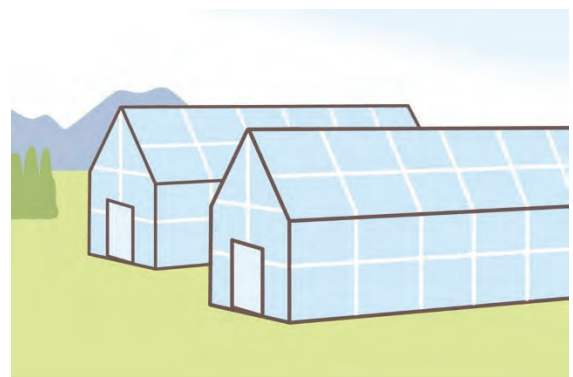
4 社会人向けの農業研修の実施

他産業の従事する社会人が働きながら受講できる農業研修の実施を支援します。

補助率

1～3：2分の1以内

4：定額



お問い合わせ先

農林水産省 経営局 就農・女性課 就農促進G (TEL: 03-3502-6469)
" 農業教育G (TEL: 03-6744-2160)

農業経営や生産技術に関する研修を実施する農業教育機関等を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業】

対象となる方

農業に関する研修を実施する都道府県、市町村、民間団体等の農業教育機関
(研修の対象者：農業者、就農希望者、農業教育機関の学生等)



支援内容

(全国段階の取組)

- 現役農業者等に向けたオンライン研修の実施
<https://agri-innovation.jp/future-agri/senobi-juku/>

(地域段階の取組)

- 農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、社会人の就農希望者や現役の農業者を対象とした研修を含めた、農業教育の高度化、充実のための取組への支援

特徴

(ア) 全国事業

- 民間団体による以下の取組を支援します。
 - ・ 農業教育機関の指導者、学生及び現役農業者等の能力向上に資する研修の実施
 - ・ 民間団体が運営する農業教育機関等の農業教育高度化の取組 (県域を超えるもの)
 - ・ 農業教育機関の講義で活用できるオンライン講座の作成

(イ) 都道府県事業

- 農業大学校・農業高校等の農業教育機関における農業教育の高度化、充実のための以下の取組を支援します。
 - ・ スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化
 - ・ 研修用農業機械・農業設備の導入
 - ・ e-ラーニングの導入
 - ・ 現場実習等、若者の就農意欲を高める取組
 - ・ ICT環境の整備
 - ・ 国際的な農業人材育成のための取組
- 各都道府県の農業教育機関では農業経営や農業技術等に関する様々な研修を開催しています。
https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kyoiku/kennsyuu.html
※2023年度の研修開催情報については、各研修機関にお問合せください。

お問い合わせ先

・農業教育に関する都道府県窓口 (<https://www.maff.go.jp/j/keiei/zinzai/attach/pdf/220413-5.pdf>)
・農林水産省 担当課：経営局 就農・女性課 農業教育G (TEL : 03-6744-2160)

9 経営体の魅力を発信したい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

農業経営体の魅力ある取組を、農業の「働き方改革」実行宣言サイト内で紹介します。

【サイト名：農業の「働き方改革」実行宣言】



農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて農業経営体の魅力ある取組を紹介しています。

農業がより魅力的な職業となるようにするには。将来を見据え、「選ばれる」経営体になるには。多様なチャレンジが今、始まっています。
このサイトでは農業経営者の皆さんの、農業の「働き方改革」実行宣言を紹介します。そして、「働き方改革」に取り組む経営体についても知ることができます。



◆応募資格

農業経営者の方（法人でも家族経営でも）

◆公表

農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて順次掲載
農業高校、農業大学校生をはじめとし一般に広く周知

◆応募方法

特設サイト内の応募フォームより、次の内容を送信ください。

- ① 私の働き方改革実行宣言（目標と取組内容）
- ② ①のポイントを持った写真

❖ 農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト

<https://be-farmer.jp/hatarakikata/>

（全国新規就農相談センター内）

宣言の紹介のほか、ガイドブック、事例など、「働き方改革」を具体的に進める情報を掲載



お問い合わせ先

- ・全国新規就農相談センター（TEL：03-6910-1126）
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課企画G（TEL：03-3501-1962）

10 農福連携に取り組みたい

- 認
- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策（農福連携型））】

対象となる方

農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業

支援内容

1 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、ユニバーサル農園の運用、賃借による移動式トイレの導入等を支援します。

- 事業期間 2年間
- 交付率 定額（上限150万円／年等）



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術習得



ユニバーサル農園の運用



移動式トイレの導入

2 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる農林水産物生産・加工・販売施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

- 事業期間 最大2年間
- 交付率 1／2以内（上限1,000万円、2,500万円等）



農業生産施設
(水耕栽培ハウス)



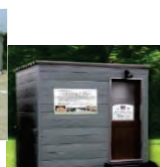
苗木生産施設



養殖施設



休憩所・トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

「農福連携の推進」について：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html

※ ユニバーサル農園…農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課農福連携推進室（03-3502-0033）

11 経営継承した後の経営を発展させたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

後継者が行う、経営継承後の経営発展に関する取組を支援します。

【事業名：経営継承・発展等支援事業】

対象となる方

地域計画における目標地図に位置付けられた経営体等※である先代事業者（個人事業主または法人の代表者）からその経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者（親子、第三者など先代事業者との関係は問いません）

※ 経営体等とは、以下に掲げる者をいいます。

- ・ 地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいいます。）に位置付けられている者（認定農業者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に掲げる組織をいいます。）及び基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す目標所得水準を達成している農業者をいいます。）
- ・ 実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者
- ・ 市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者

支援内容

国の補助率：1/2以内

補助上限額：100万円（国と市町村が1/2ずつ負担）

※ 市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施（申請額が100万円を下回る場合、例えば申請額が80万円であれば、国が40万円、市町村が40万円を負担）

対象となる取組：経営発展計画に位置付けられた以下の取組（事業費を要する取組に限る）が対象となります。

- | | | | | |
|-------------|---------------|-----------|----------|----------|
| ①法人化 | ②新たな品種・部門等の導入 | ③認証取得 | ④データ活用経営 | ⑤就業規則の策定 |
| ⑥経営管理の高度化 | ⑦就業環境の改善 | ⑧外部研修の受講 | ⑨販路開拓 | ⑩新商品開発 |
| ⑪省力化・業務の効率化 | ⑫規格等の改善 | ⑬防災・減災の導入 | | |

補助対象経費：経営発展計画に位置付けられた取組に対して、以下の経費を支援します。

- | | | | | | | |
|-----------|----------|--------|----------|-----------|--------|------------|
| a: 専門家謝金 | b: 専門家旅費 | c: 研修費 | d: 旅費 | e: 機械装置等費 | f: 広報費 | g: 展示会等出展費 |
| h: 開発・取得費 | i: 雑役務費 | j: 借料 | k: 設備処分費 | l: 委託費 | m: 外注費 | |

対象者の要件

○個人の場合

- ・ 令和4年1月1日から経営発展計画の提出時まで、中心経営体等である先代事業者から経営に関する主宰権の移譲を受けていること※¹
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること
- ・ 青色申告者であること※²
- ・ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること 等

※¹ 所得税法第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合

※² 所得税法第143条の規定により承認を受けている者、同法第144条に規定する申請書を提出した者をいいます

○法人の場合※¹（経営継承と同時に法人化した場合も含まれます）

- ・ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。
 - （ア）法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合：当該法人が中心経営体等であり、令和4年1月1日（P）から経営発展計画を提出する時までに後継者（個人）が当該主宰権の移譲を受けていること※²
 - （イ）先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合：当該先代事業者が中心経営体等であり、令和3年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること
- ・ 主宰権の移譲に際して、原則として、自らまたは先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと
- ・ 青色申告者であること※³ 等

※¹ 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に掲げる組織）を含みます

※² 法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限りです

※³ 法人税法第122条第1項の規定により承認を受けている者及び同法第122条第1項に規定する申請書を提出した者をいいます

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6910-1124）または最寄りの市町村
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

12 経営を継承する人材を確保・育成したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

経営継承を受けることを希望する就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向けて農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行う個人経営体に対して、資金を助成します。

【事業名：雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）】

対象となる方

（経営体の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること
- ・ 従業員として雇用契約を締結すること
- ・ 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去5年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ・ 農業の「働き方改革」の実行計画を提出すること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 研修内容等を就農に関するポータルサイトに掲載していること

（雇用就農者の主な要件）

- ・ 本事業での支援終了後1年以内に法人設立する意向がある原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2162）

13 経営継承に必要な資金を借りる際の負担を減らしたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

経営継承の際、借入金に係る債務保証契約について、経営者保証や担保提供の免除、農業信用基金協会に支払う保証料の負担の軽減により、円滑な経営継承を支援します。
【事業名：農業信用保証保険支援総合事業のうち農業経営継承保証保険支援事業】

対象となる方

認定農業者や農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等であって、農業経営・就農支援センターが行う経営サポート活動等における専門家による確認を経た経営継承計画により、経営継承を行う後継農業者

支援内容

1 経営者無保証人化等支援事業

後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、経営者保証及び担保提供に係る負担を軽減

2 後継農業者保証料負担軽減事業

後継農業者の経営継承に必要な農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除

実施要件

- ・ 認定農業者、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等であること
- ・ 農業経営・就農支援センターが行う経営サポート活動等における専門家により確認された経営継承計画に基づき、農業経営を継承すること
- ・ 上記経営継承計画に後継者又は継承先として明示されていること
- ・ 簿記記帳を行っている等、円滑に経営を継続できることが見込まれること など

特徴

経営継承には様々な場面で資金調達等が必要になることがあります。例えば、

- ・ 事業用資産の買取りに必要な資金
- ・ 株式等の買取りに必要な資金
- ・ 贈与・相続等による租税公課
- ・ 旧経営者が借りていた資金の債務引受 など

これらの資金を借りる際に本事業をご活用いただければ、以下の支援が受けられます。

新旧経営者の保証人を解除・免除

例えば、旧経営者が借りていた資金を経営の継承に伴って債務引受する場合、旧経営者は保証人を解除、新経営者は経営者保証を免除されます。



新たな投資への支援

農業信用基金協会の債務保証を受けるために必要な保証料が貸付当初5年間免除されます。また、資金の借入れに際して融資対象物件以外の担保を提供していただく必要もありません。



お問い合わせ先

- ・ お住まいの地域のJA等融資機関及び農業信用基金協会
- ・ 農林水産省担当課：経営局金融調整課農林漁業信用基金班（TEL：03-6744-2171）

14 地域の畜産生産基盤強化のため、 後継者のいない畜産経営の畜舎等の継承に取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

後継者不在の畜産経営と経営資源を引き継ぐ地域の担い手間の継承のための条件調整や、経営資源を継承するに当たって必要な畜舎等の施設整備を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち畜産経営基盤継承支援事業】

対象となる方

畜産クラスター協議会、

畜産クラスター計画に位置付けられた後継者不在の経営体（畜産経営者）

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性向上の取組の推進のために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制

畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性向上のための計画

支援内容

1. 推進事業（補助率：定額）

後継者不在の経営と地域の担い手（新規就農者等の第三者）間の継承のための条件調整の取組を支援します。

2. 施設整備事業（補助率：1/2以内）

後継者不在の経営が経営資源（畜舎、家畜等）を地域の担い手（新規就農者等の第三者）に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。

※ 第三者とは、経営者の親、子、兄弟姉妹、配偶者以外の者が該当します。



**経営資源を継承する場合、
規模拡大せずとも、家族経営の畜舎を整備**

実施要件

1の事業

事業実施後、概ね5年以内に、後継者不在の経営の経営資源（畜舎、家畜等）を地域の担い手（新規就農者等の第三者）に継承すること

2の事業

事業実施後5年以内に生産量又は販売額を10%以上向上し、地域の担い手（新規就農者等の第三者）に経営資源（畜舎等）を継承すること

※規模拡大は必須ではありません

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班（TEL：03-3501-1083）

15 農業の生産基盤強化のため、後継者のいないハウス、樹園地、農業機械の継承に取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策】

対象となる方

地域再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

新規就農者や担い手への継承に必要な低コスト耐候性ハウス等の再整備

2 基金事業（補助率：定額、1/2以内等）

- ①新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ②継承者へ譲渡されたまたは譲渡する計画のある果樹園・茶園の再整備・改修
- ③後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）農業機械の安全取り扱い技術向上のための研修

実施要件

- ・基準を満たした成果目標を定めること
- ・生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること

特徴

以下のような取組に活用できます。

【生産装置を継承する体制づくり】

※以下の3つの取組を行う場合は必須の取組（事業活用の有無は問いません）。支援内容2④

【ハウスの再整備・改修】

- ・既存ハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入
- ・パイプハウスの再整備（建て直し）、改修に必要な資材の購入

支援内容2①

【樹体支持設備や被害防止設備等の再整備・改修等】

- ・樹体支持設備や被害防止設備等の再整備または改修に必要な資材の購入
- ・果樹：優良な品目・品種への改植（同一品種も可）
- 茶：改植、有機栽培への転換等

支援内容2②

【農業機械の再整備】

- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又はリース導入
- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の改良

支援内容2③

【生産技術の継承】

- ・栽培管理等の技術実証や、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）、農業機械の安全取扱技術向上のための取組を支援



お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

16 経営継承する際に活用できる支援策を知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー、デュデリジエンス等）の取組、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等を支援します。

【事業名：事業承継・引継ぎ補助金】

対象となる方

中小企業者等(中小企業基本法第2条に基づく中小企業者等)
 ※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー、デュデリジエンス等）の取組、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等を支援します。

令和4年度第2次補正予算

		補助率	補助上限額
①経営革新事業※ ¹ 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助			
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3 ※補助上限引き上げ部分の補助率は1/2	600～800万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限額を最大800万円まで引き上げます。
経営者交代型	家族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援(後継者が引き継ぎ予定の場合を含む)		
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援		
②専門家活用事業※ ² 経営資源引継ぎ時の土業専門家の活用に係る費用の補助			
買い手支援型	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の事業者への支援	1/2・2/3	600万円 ※M&Aが未成約の場合は300万円
売り手支援型	M&Aに伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の事業者への支援		
③廃業・再チャレンジ 事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助			
廃業・再チャレンジ	事業承継に伴い事業の一部を廃業する場合やM&Aにより事業譲渡できなかった事業者が、再チャレンジするために既存事業を廃業する場合等に支援 ※上記①、②との併用が可能	1/2・2/3	150万円

※¹ 経営革新事業の申請に際しては、補助事業期間を含む事業計画において、実行的な支援として認定経営革新等支援機関の確認を受けている必要。

※² 仲介・フィナンシャルアドバイザーに支払う手数料については、M&A支援機関登録制度に登録された者（M&A専門業者、金融機関、商工団体、土業等専門家、事業承継・引継ぎ支援センター等で、フィナンシャルアドバイザー業務又は仲介業務を行う者）に対するもののみが補助の対象。

詳しくは公募要領をご確認ください。

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

先代経営者の相続人による遺留分に基づく権利行使を限定し、先代経営者から後継者に対する自社株式・事業用資産の集中的な承継（分散防止）を支援します。
 【経営承継円滑化法による遺留分に関する民法の特例】

対象となる方

会社または個人事業の経営を承継する後継者（以下の「後継者」参照）
 （「会社」または「個人事業」は、中小企業者等（中小企業基本法第2条に基づく中小企業者等）に該当する必要あり）
 ※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

会社の経営の承継	会社	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者であること。 ●合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。
	先代経営者	<ul style="list-style-type: none"> ●過去又は合意時点において会社の代表者であること。
	後継者	<ul style="list-style-type: none"> ●合意時点において会社の代表者であること。 ●先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。※推定相続人以外の方も対象となります。
個人事業の経営の承継	先代経営者	<ul style="list-style-type: none"> ●合意時点において3年以上継続して事業を行っている個人事業者（中小企業者）であること。 ●後継者に事業用資産の全てを贈与したこと。
	後継者	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者であること。 ●合意時点において個人事業者であること。 ●先代経営者からの贈与等により「事業用資産」を取得したこと。

支援内容

後継者及び先代経営者の推定相続人全員で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式・事業用資産の価額について、以下の①・②の合意することができます（両方を組み合わせることも可能です）。

- ①遺留分を算定するための財産の価額から除外する合意(除外合意)
- ②遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定する(固定合意)（※個人事業を除く）

合意により、先代経営者の相続時、相続人の遺留分に関する権利は、合意に定めたとおり限定されますが、そのためには、以上の「後継者及び推定相続人全員の合意」を得た上で、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要です。

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「経営承継円滑化法による支援」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.htm



お問い合わせ先 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

経営力向上計画に基づいてM&Aを実施した場合に、設備投資減税（中小企業経営強化税制）、準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）の両措置が活用できます。【中小企業の経営資源の集約化に資する税制】

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人または資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人※¹であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査の記載があるものに限る）の認定を受けた者。

※¹ ただし、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人（資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人※²の100%子法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人

※² 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）または受託法人。

※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

<設備投資減税>

経営力向上計画に基づき一定の設備を取得等した場合、投資額の10%(資本金3000万円超の場合は7%)を税額控除又は全額即時償却。



<準備金の積立>

事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿ってM&Aを実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。



詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「経営資源集約化税制の活用について」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

17 経営継承のためのアドバイスを受けたい

- 認
- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

円滑な経営継承に向けて、経営継承に関する相談対応や専門家による助言、就農希望者と経営移譲希望者とのマッチングなどの取組を支援します。

◆ **農業経営・就農サポート推進事業** ➤➤ 22番 44ページへ
 → 都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、税理士や中小企業診断士などの専門家が、農業者に対して、農業経営に関するさまざまな課題や悩みを解決するためのアドバイスする取組を支援します。

お問い合わせ先 ・お住まいの都道府県
 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

（参考）経営継承に活用できるパンフレット



農業の経営継承に関する手引き
 経営継承の準備段階から実行段階までにおいて検討すべき事項、留意点、対応方法、各種様式などを具体的に解説した資料。



農業経営未来ノート
 経営継承の必要性、経営の現状等を把握し、継承をする際に検討すべき事項を農業者自身が書き込める資料。



より良い経営継承のための優良事例集
 経営継承した農業者の取組内容について、参考となるポイントなどをマンガで紹介した資料。



早期継承をした事例動画、要約リーフレット
 経営継承（親族間、従業員、第三者）した農業者が早期継承のメリットなどを伝える動画（5分程度）。



詳細は農林水産省のHPへ パンフレット等はダウンロード可能です。
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keieikeisyo.html>



お問い合わせ先 ・お住まいの都道府県
 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班（TEL：03-6744-2143）

18 後継者に事業用資産を承継する際に活用できる税制について知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農地を後継者に承継した際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：農地の贈与・相続に係る特例措置】

対象となる方

個人事業者
(主な要件)

- ・ 対象となる農地等※¹を一括して贈与すること (贈与の場合)
- ・ 先代経営者は農地等の贈与日まで引き続き3年以上農業を営んでいること (贈与の場合)
- ・ 後継者は贈与者の推定相続人、18歳以上、担い手であること等について農業委員会の証明を受けること (贈与の場合)
- ・ 後継者は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者 (相続の場合) 等

支援内容

【贈与の場合】

農業者が、農業の用に供している農地の全部※¹を後継者(推定相続人の1人)に一括して贈与した場合、後継者に課税される贈与税の納税が猶予されます(贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除)。

【相続の場合】

相続又は遺贈により取得した農地等が引き続き農業に用いられる場合、相続税額のうち農業投資価格※²を超える部分にかかる相続税が、一定の要件のもとに猶予されます。(相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除)

※¹ 農地のほか、採草放牧地を贈与する場合は当該採草放牧地の3分の2以上、農地・採草放牧地とともに準農地を贈与する場合は当該準農地の3分の2以上。

※² 農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格(20万円~90万円程度/10a)

詳しくはこちら↓

農水省HP「農地に関する税制特例について」：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html

後継者が事業用資産を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：個人版事業承継税制】

対象となる方

個人事業者 ※令和6年3月末までに個人事業承継計画を提出し、令和10年12月末までに贈与又は相続等を行うことが必要。

【先代経営者の要件】

- ・ 贈与又は相続年を含め、3年間青色申告(55万円控除)を提出していたこと
- ・ 贈与又は相続の前年の農業総収入金額が零を超えること
- ・ 贈与の場合、認定申請時までに農業について廃業の届出書を提出していること など

【後継者の要件】

- ・ 贈与又は相続により、特定事業用資産の全てを取得していること
- ・ 青色申告の承認を受けていること
- ・ 農業について開業の届出書を提出していること
- ・ 贈与の場合、18歳以上であり、農業に3年以上従事していること
- ・ 相続の場合、相続開始直前に農業又は同種の事業に従事していること など

支援内容

後継者が経営承継円滑化法の認定を受け、先代から特定事業用資産を承継した際の贈与税・相続税の納税が猶予されます。

【対象となる事業用資産】

- ・ 農地等以外の土地・建物 [畜舎・ライスセンター等] (土地は400㎡、建物は800㎡まで)
- ・ 車両・運搬具 [トラック等]
- ・ 機械・器具備品 [トラクター、コンバイン、自動計量器等]
- ・ 生物 [乳牛、樹体等の償却資産]
- ・ 無形償却資産 [商標等]

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.htm



お問い合わせ先

- ・ 農地の贈与・相続に係る特例措置：経営局農地政策課 (TEL：03-6744-0305)
- ・ 事業承継税制：農林水産省担当課：経営局経営政策課 (TEL：03-6744-2143)

19 後継者に株式を承継する際に活用できる税制について知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

後継者が株式を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：法人版事業承継税制】

対象となる方

非上場の中小企業（農業法人の場合、資本金3億円以下または従業員300人以下であること）

※ 資産に占める不動産（事務所や工場などとして自ら使用しているものは除く）や有価証券等の割合が70%以上の会社等またはこれらからの運用収入が全収入に占める割合が75%以上の会社等は、原則として対象外となります。

支援内容

後継者が先代（中小企業経営者の方）から自社株式を承継した際に課される贈与税・相続税の納税が猶予されます。平成30年度からの10年間は従来の制度より大幅に拡充された特例措置を活用できます。

項目	特例措置（平成30年度から10年間）	一般措置
対象株数	後継者が相続・贈与により取得する発行済完全議決権株式の全てが猶予・免除の対象となります。	後継者が相続・贈与により取得する発行済完全議決権株式のうち最大2/3が猶予・免除の対象となります。
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者まで、相続税・贈与税の猶予・免除の対象となります。 ※ 複数人で承継する場合、代表権及び議決権の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限ります。	複数の株主から1人の後継者に株式を引き継ぐ場合のみが猶予・免除の対象となります。
雇用確保要件	5年間平均8割の雇用を維持できていなくても、相続税・贈与税の猶予は維持されます（ただし、一定の手続きが必要）。	相続税・贈与税の猶予を受けてから5年間平均8割の雇用を維持することが義務づけられています。

（特例措置に関する主な手続き）

- ・ 令和6年3月末までに予め特例承継計画を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、都道府県庁に提出すること
- ・ 株式の贈与・相続を行った後、都道府県庁から、経営承継円滑化法に基づく認定を受けること
- ・ 税務申告において、所要の手続きを行うこと

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.htm



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

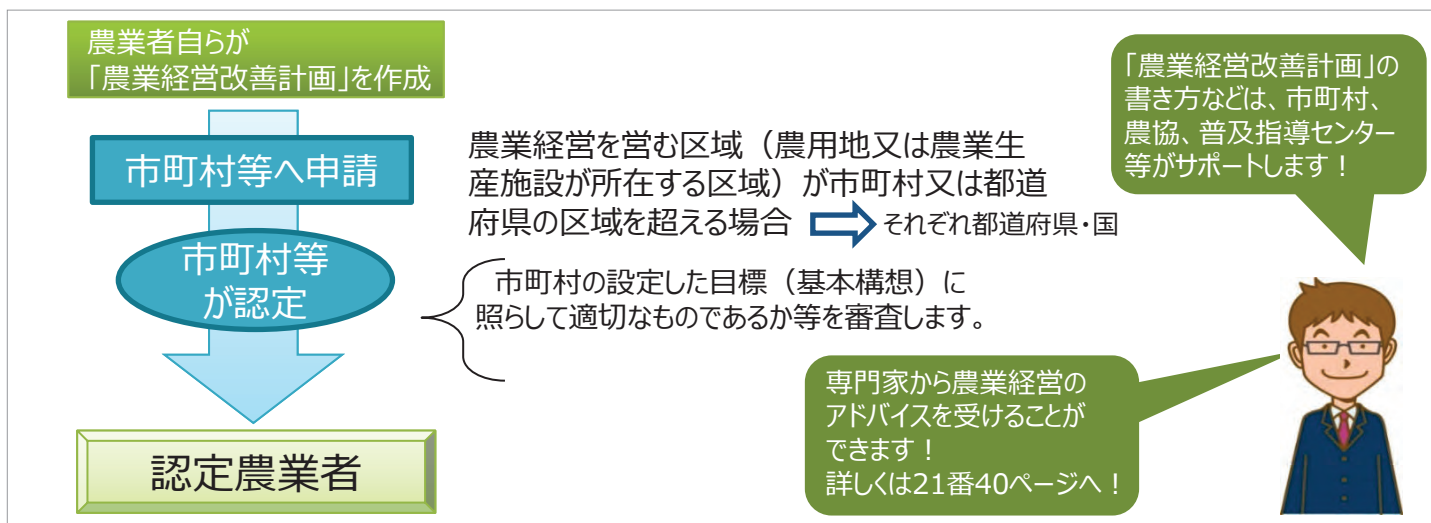
20 認定農業者になりたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村等の認定を受けることで、各種の支援を受けられます。

【認定農業者制度】

認定までの流れ



特徴

- ・ 自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、認定を受けることができます。
- ・ 認定の判断基準は、営農類型に関わらず「所得」で統一して判断します。
- ・ 5年後の所得目標が市町村の設定した目標を下回っていても、意欲的な経営改善の取組により将来的に市町村の設定した目標の達成が見込まれる場合は、認定を受けることができます。
- ・ 農畜産物の生産以外にも、加工・販売や6次産業化、作業受託等の収入も計画に含めることができます。

支援内容

認定農業者に認定されると以下のメリット措置を受けられます

- ◆ 経営所得安定対策 ➤➤ 38番 61ページへ
 - ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
 - ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ◆ 融資 ➤➤ 26番 48ページへ
 - ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・ 農業近代化資金
- ◆ 農業経営基盤強化準備金制度 ➤➤ 37番 60ページへ
- ◆ 農業者年金の保険料支援 ➤➤ 72番 124ページへ

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、都道府県、地方農政局
- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

21 集落営農組織を活性化させたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

【事業名：集落営農活性化プロジェクト促進事業】

対象となる方

集落営農組織、都道府県、市町村 等

支援内容

1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援



集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

○ビジョンづくりへの支援

集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

○具体的な取組の実行への支援

- ① 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ② 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

22 農業経営のアドバイスを受けたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、税理士や中小企業診断士などの専門家が、農業者に対して、農業経営に関するさまざまな課題や悩みを解決するためのアドバイスする取組を支援します。

【事業名：農業経営・就農サポート推進事業】

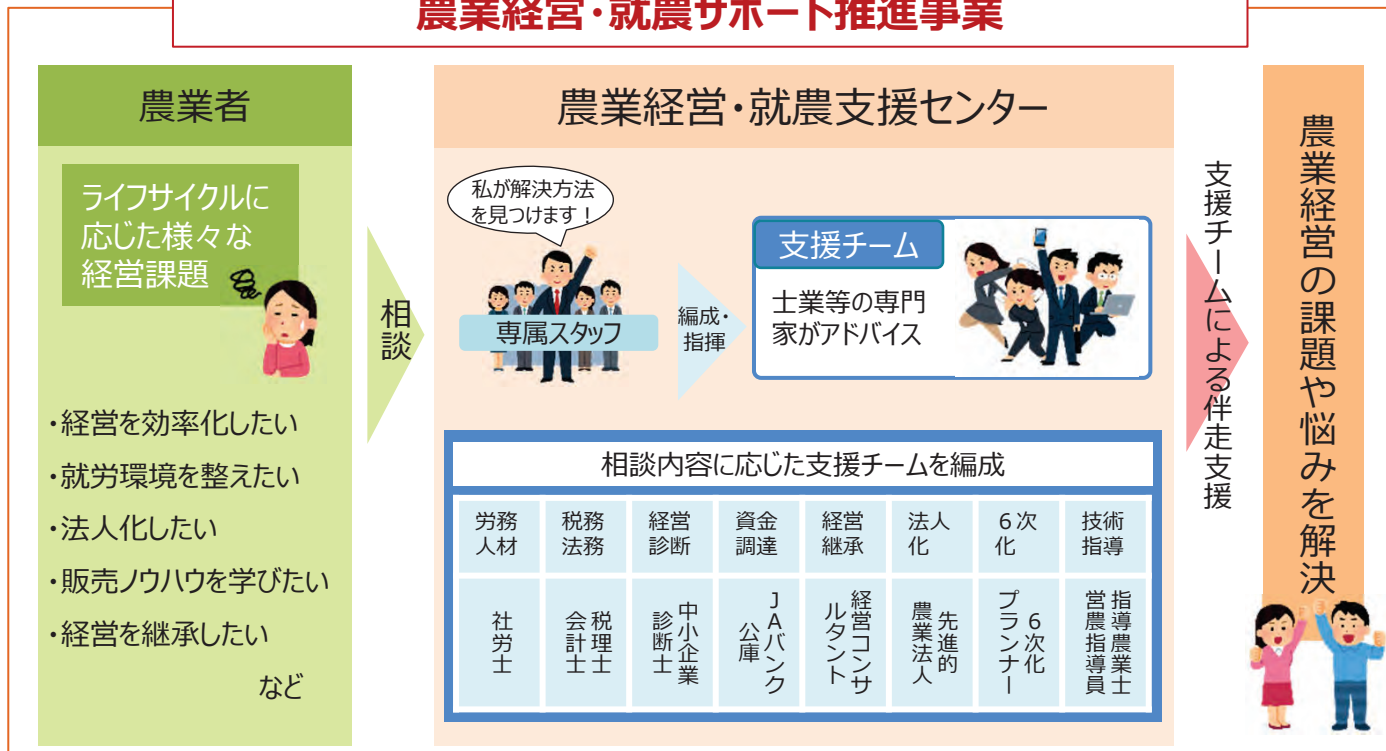
対象となる方

農業者、集落営農組織、農作業の受託等のサービスを提供する者等

支援内容

農業者が抱える農業経営のさまざまな課題や悩みを解決するため、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、指導農業士などの専門家による支援チームを編成して、個々の経営に対して伴走型でアドバイス等を行う取組を支援します。（補助率：定額）

農業経営・就農サポート推進事業



お問い合わせ先

- ・お住まいの都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成G（TEL：03-3502-6441）

23 スマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域において、現役農業者に対するリカレント教育を充実し、デジタル・グリーン分野の人材育成を強化するため、農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業者キャリアアップ支援事業】

対象となる方

協議会（都道府県・JA・先進農業者・農機メーカー等で構成）

支援内容

都道府県・JA・先進農業者・農機メーカー等で構成される協議会による、現役農業者を対象としたスマート農業技術や有機農業などの研修モデルの構築・実施に必要な取組を支援します。

（補助率：定額）

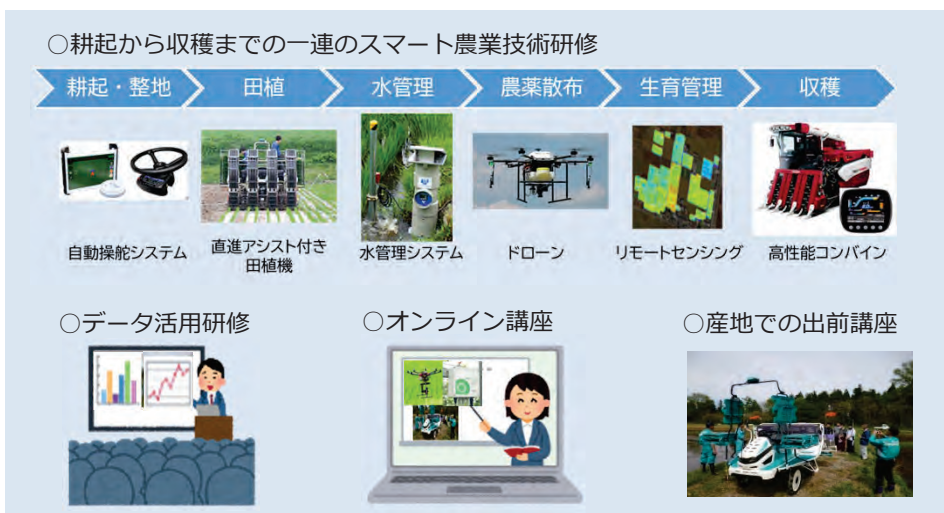
（取組例）

- ・スマート農業機械・設備の導入・レンタル
- ・農機メーカー、先進農家等によるスマート農業機械の実習
- ・専門家やコンサルタント等によるデータの活用方法に係る研修
- ・有機農業の実践に必要な土壌分析等の実習
- ・オンライン講座の作成・配信
- ・各産地のニーズに応じた出前講座の実施

※ 取組にあたり、協議会は、

- ・地域農業の現状・目指す姿
 - ・各技術の現場ニーズ・普及状況
 - ・各機関における研修の実施状況や研修用機械等の整備状況
- 等を踏まえ、農業者のキャリアアップに資する研修カリキュラムを作成します。

【研修の実施イメージ】



お問い合わせ先

- ・都道府県の農政担当窓口
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課農業教育G（TEL：03-6744-2160）

24 中山間地域の所得向上を図りたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

【事業名：中山間地域所得確保推進事業】

対象となる方

地方公共団体、農業者団体等

なお、中山間地域所得確保計画を作成し、次のいずれかの目標設定が必要。

（１）販売額の10%以上の増加 （２）流通・コストの10%以上の削減

支援内容

中山間地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

○中山間地域所得確保推進事業（定額助成：最大500万円/地区）

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を実施します。
- ② 消費者動向調査
農産物、農産物加工品に関する動向調査を実施します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況を調査・分析し、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を実施します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を実施します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）



マーケット調査、消費者動向調査



生産・加工・流通・販売分析



生産・販売戦略の検討

所得確保計画の関連事業に位置づけられると以下のメリット措置を受けられます。

- ◆ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（優先枠）
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。
- ◆ 産地生産基盤パワーアップ事業（優先枠） ➤➤ 30番 52ページへ
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、面積要件を課さないこととします。
- ◆ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優先枠） ➤➤ 51番 81ページへ
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、地域全体の伸び率以上の取組をする場合に、規模拡大要件を緩和することとします。
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策（優先枠） ➤➤ 64番 115ページへ
→ 中山間地域所得確保計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室中山間対策班（TEL：03-3501-8359）

25 青色申告制度のメリットについて知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

青色申告者には税制の特典があります。

【青色申告制度】

対象となる方

- 個人
- 法人

※青色申告を新たに始める方は、原則、個人はその年の3月15日までに、法人は事業年度開始の日の前日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

支援内容

青色申告者の主な特典は、次のようなものがあります。

	特典	青色申告	白色申告
主な所得計算上の特典	事業専従者給与 (個人のみ)	原則として全額必要経費算入	1人につき最高86万円を必要経費算入
	申告控除 (個人のみ)	最高65万円(※)を所得金額から控除 (※) e-Taxによる申告又は電子帳簿保存の場合	控除はない
	各種引当金の繰り入れ	貸倒引当金などの繰入れが可能	引当金の繰入れは不可
	減価償却の特例等	特定設備等の特別償却、税額控除措置	通常減価償却のみ
	棚卸し資産の選択(個人のみ)	低価法の選択が可能	低価法の選択は不可
	純損失の繰越控除	3年間の繰越控除が可能(法人は10年間)	特定の場合のみ(災害による事業用資産の損失)繰越控除が可能
	純損失の繰戻し	前年に繰戻して、前年分の所得税額を還付	還付不可

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ（TEL：03-6744-0576）
（特典の詳細い内容については、最寄りの税務署にお問い合わせ下さい。）

26 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

【事業名：スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金】

対象となる方

支援内容

融資機関	資金	貸付対象者	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫等	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者(注1)	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者(注2) 集落営農組織等	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人、集落営農 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者(注4)	12年以内 (据置最長5年以内)	個人 5,000万円 法人、団体 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化・地産地消法の総合化 事業計画の認定を受けた農林漁業 者団体(注5)	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (農工商等連携)	農工商等連携促進法の農工商等連 携事業計画の認定を受けた農林漁 業者団体(注5)	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者(注1)	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者(注2) 集落営農組織等	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人、団体 2億円

- (注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- (注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。
- (注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工事業の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- (注4) 個別法(略称)は次のとおりです。
農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法、みどりの食料システム法
- (注5) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。
農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人
- (注6) 貸付金利は取扱金融機関にお問い合わせください。

◆スーパーL資金、農業近代化資金のクイック融資 ➡ 49ページへ
→ 少額の資金について、迅速な融資判断を実施

◆スーパーL資金、農業近代化資金の実質無利子化措置 ➡ 49ページへ
→ 貸付当初5年間実質無利子化等

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ(TEL: 03-6744-2165)

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

【事業名：スーパーL資金、農業近代化資金】

対象となる方

- ・認定農業者（スーパーL資金）
- ・認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

支援内容

＜貸付限度額＞ 500万円

※ 融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断されることその他一定の要件を満たす必要があります。

特徴

500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担等を軽減します。

【事業名：担い手経営発展支援金融対策事業、農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業等】

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす認定農業者

- 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- 実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者
- 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

※ 担い手経営発展支援金融対策事業は、上記の要件に加え、新たに攻めの経営展開に取り組むこと等が必要となります。

支援内容

貸付当初5年間実質無利子化します。また、農業近代化資金については、貸付当初5年間実質無利子化措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するとともに、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除します。

※ 利子助成の対象となる借入金上限は、スーパーL資金で20億円、農業近代化資金で2億円です。

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

27 資金繰りのための短期運転資金を借りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

制度資金としては、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）が利用できます。

【事業名：スーパーS資金】

対象となる方 認定農業者

支援内容 経営改善を図るのに必要な短期運転資金を融通します。

<貸付金利> 変動金利制（最新の金利については、取扱金融機関（農協等）にお問い合わせ下さい。
 <貸付限度額> 個人：500万円、法人：2,000万円（※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍）

お問い合わせ先

・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用組合
 ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
 ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

28 農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。

【事業名：農林漁業法人等投資育成事業】

対象となる方 農業法人

支援内容 農業法人の自己資本の充実支援
 （出資の限度：出資先法人の総株主等の議決権の2分の1以内）

特徴

農業経営のために使うのであれば、出資金の用途には制約がありません。
 また、出資を受けることにより、農業法人の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながったり、金融機関等からの融資を受けやすくなったりするほか、加工流通業者との安定的な取引が行いやすくなるといったメリットがあります。
 さらに、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることもできます。

お問い合わせ先

・ホームページの「農林水産大臣承認投資育成会社等リスト」記載の投資主体又は農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店若しくは(株)日本政策金融公庫の各支店
 ・農林水産省担当課：経営局金融調整課政策金融グループ（TEL：03-6744-1395）

29 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

【事業名：農地利用効率化等支援交付金】

○ 融資主体支援タイプ

対象となる方

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

支援内容

補助率：融資残額（事業費の3/10以内）
 配分上限額：1経営体当たり300万円
 （必要な要件を満たす場合は600万円）



コンバイン



ドローン

特徴

スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援します。

○ 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ

支援内容

補助率：融資残額（事業費の3/10以内）
 配分上限額：個人1,000万円、法人1,500万円



大型トラクター



穀物乾燥機

特徴

広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入について、補助上限額を引き上げて支援します。

○ 条件不利地域支援タイプ

対象となる方

農業者等の組織する団体等

◆ 農家3戸以上が構成員に含まれており、農家が全体の議決権の過半を占める等、事業活動を実質的に支配すると認められる団体

支援内容

補助率：事業費の1/2以内 ただし、農業用機械は1/3以内（沖縄県で実施する場合等を除く。）
 配分上限額：1経営体当たり4,000万円

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械・施設の導入を支援します。

◆ 農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域等が対象となります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手支援第1班・第2班（03-6744-2148）

30 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策】

対象となる方

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内等）

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

2 生産支援事業・効果増進事業（補助率：1/2以内等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

実施要件

- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（1.0以上であること） 等

特徴

以下のような取組に活用できます。

【施設野菜団地の育成】

- ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



【省力的・効率的な栽培体系の導入】

- ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



【効率的な施設整備の推進】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



お問い合わせ先

- ・最寄りの地域農業再生協議会、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

31 カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい

- 認認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

産地競争力強化支援（補助率：1/2以内等）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援

実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益地の全て（受益地が広域に及ぶ場合は概ねとする）において、実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されていること（畜産関連施設等は除く）
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（1.0以上であること） 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

育苗施設、乾燥調製施設、農畜産物処理加工施設、
集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



乾燥調製施設
(ライスセンター)



農畜産物処理加工施設



集出荷貯蔵施設
(選果施設)



生産技術高度化施設
(低コスト耐候性ハウス)

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

32 輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設・処理加工施設等の 産地基幹施設を整備したい

認 認新
個人
法人
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

輸出拡大に必要な集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：農産物等輸出拡大施設整備事業のうち輸出対応型施設の整備】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、民間事業者 等

支援内容

産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備支援（補助率：1/2以内）

実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の会員であること
- ・輸出事業計画を作成していること
- ・原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（1.0以上であること） 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設（CA貯蔵施設等）、生産技術高度化施設
乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設 等

集出荷貯蔵施設(CA貯蔵施設)



〔輸出先国の需要時期に合わせた供給を
可能とする青果物の長期保存体制を構築〕

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

33

海外や加工・業務用等の新市場への対応に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

新市場獲得に向けた施設整備等の取組を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち
新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化】

対象となる方

協働事業計画※に位置付けられた拠点事業者と連携者（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む先駆的な生産事業に係る計画を承認し、多様な取組を後押し。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例）生育予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

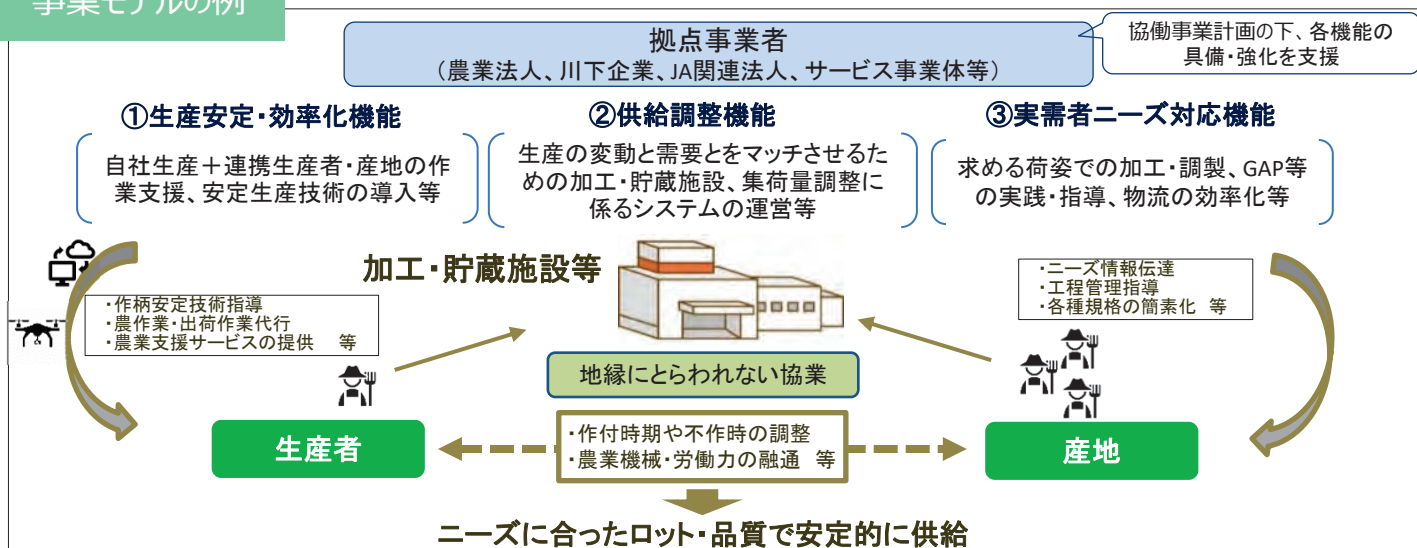
2 整備事業（補助率：1/2以内）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・協働事業計画の内容が、海外市場や加工・業務用等の新たな市場のロット・品質に対応できる事業者の育成及び連携産地の体制強化が期待される構成となっていること
- ・協働事業計画において輸出向け出荷額又は加工業務向け出荷量の増加の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

34 安定的な生産・供給の実現に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

核となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち生産事業モデル支援タイプ】

対象となる方

協働事業計画※に位置付けられた拠点事業者（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む先駆的な生産事業に係る計画を承認し、多様な取組を後押し。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例) 生産予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

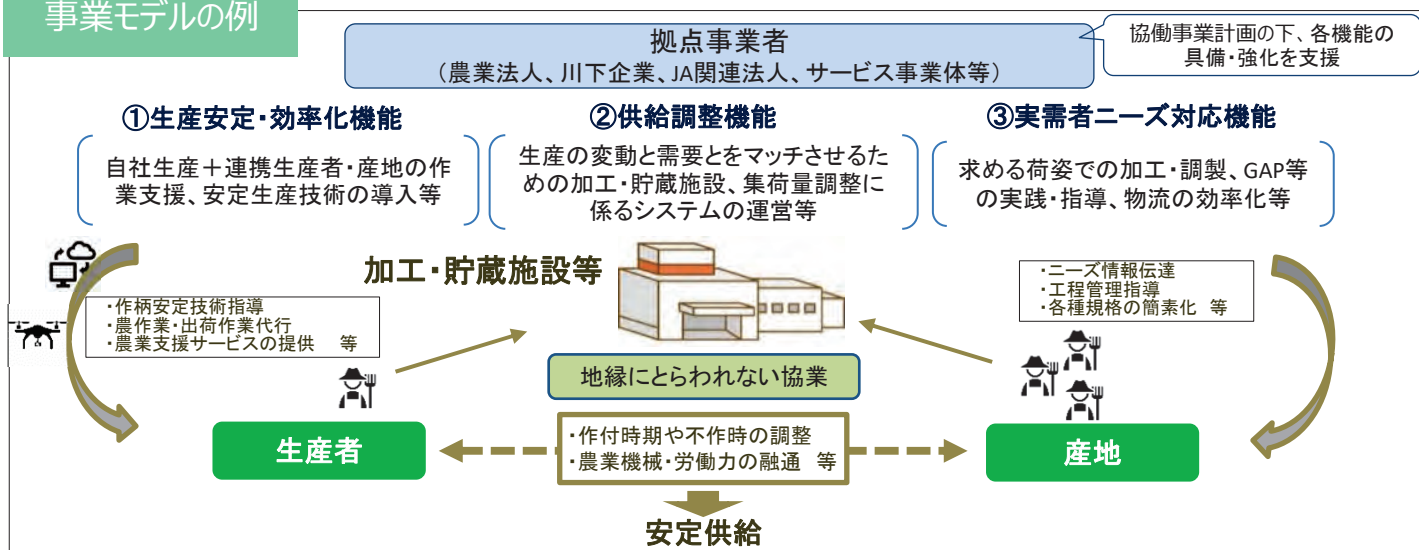
2 整備事業（補助率：1/2以内）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・協働事業計画の内容が、生産事業体としての特徴を明確に有し、かつ、モデル事業として波及性・再現性が期待される構成となっていること
- ・協働事業計画において取扱数量、取扱金額又は生産面積の増加の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・費用対効果分析を実施していること（1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

35 機械や設備を取得する場合に活用できる補助金について知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援します。

【ものづくり・商業・サービス補助金】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人または個人

※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を補助率1/2（小規模事業者※¹の場合は2/3）で最大5,000万円の範囲内で支援します。※²

※¹ 常勤従業員が20人以下の法人または個人を言います。

※² 補助上限額は、従業員数により異なります。また、補助対象経費ごとに上限額が決まっています。

申請類型	補助上限額(※1)	補助率	対象経費
通常枠	750～1,250万円	1/2(※3)	機械装置・システム構築費(単価50万円(税抜き)以上の設備投資を行うことが必須)、 技術導入費、専門家経費、 運搬費、クラウドサービス利用費、 原材料費、外注費、 知的財産権等関連経費、 海外旅費(※5)、 通訳・翻訳費(※6)、 広告宣伝・販売促進費(※6)
回復型賃上げ・雇用拡大枠(※2)		2/3	
デジタル枠			
グリーン枠	750～4,000万円（温室効果ガス排出削減取組に応じて3段階の上限を設定）	1/2(※4)	
グローバル市場開拓枠	3,000万円		



大幅な賃上げをする事業者は、最大1,000万円の補助上限を上乗せ(回復型賃上げ・雇用拡大枠などを除く)

(※1) 従業員規模毎に設定

(※2) 前年度の課税所得がゼロ以下かつ常時使用する従業員がいる事業者が対象

(※3) 小規模事業者・再生事業者は2/3

(※4) 小規模事業者は2/3

(※5) グローバル市場開拓枠のみ

(※6) グローバル市場開拓枠のうち、海外市場開拓(JAPANブランド)類型のみ

ものづくり補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/> 「ものづくり補助金」(事務局HP)



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

36 ITツールを導入する場合に活用できる補助金について知りたい

- 認
- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

ITツール導入による業務効率化等を支援します。

【IT導入補助金】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人等または個人
 ※ 農事組合法人、農業協同組合も対象となります。

支援内容

【通常枠】生産管理や作業管理など、生産性向上に繋がるITツールの導入経費※を補助率1/2以内で支援します。
 ※ 補助対象経費は、IT導入支援事業者によりあらかじめ事務局に登録されたITツールの導入費（ソフトウェア費、導入関連費等）

【デジタル化基盤導入類型】インボイス制度対応に活用可能

デジタル化基盤導入類型：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトの導入を行う際には、最大3/4補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。

複数社連携IT導入類型：10者以上が連携して会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトの導入を行う際には、最大3/4補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。連携のための事務費、専門家費も対象となります。

	デジタル化基盤導入枠				複数社連携IT導入類型
	デジタル化基盤導入類型				
補助額	ITツール (会計、受発注、決済、ECソフト)		PC・タブレット等	レジ等	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円
		～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	
補助率	3/4以内	2/3以内(※2)	1/2以内		(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェアの更新等保守サポート費含む）				

(※1) 消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

(※2) 交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、50万円超の金額については2/3。

IT導入補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://www.it-hojo.jp/> 「IT導入補助金」 (事務局HP)



お問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (TEL: 0570-666-424)
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課 (TEL: 03-6744-2143)

37 機械や設備を取得する場合に活用できる税制について知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

新たに機械や設備を取得（設備投資）する場合、税制特例で支援します。

【中小企業経営強化税制等】

対象となる方

青色申告をしている中小企業等（資本金または出資金の額が1億円以下の法人、または常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人等）
 ※ 中小企業投資促進税制以外については、農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

機械や設備等の取得に際し、以下の要件を満たす場合に税制の特例を受けることができます。（中古品の取得は対象外）

税制	要件・対象者	対象となる設備	特例内容
中小企業経営強化税制(※1)	青色申告をしている中小企業等（農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件（A類型の場合）】 ① 認定申請に際してメーカー等を通じて工業会等発行の証明書入手する。 ② 地方農政局等において「経営力向上計画」の認定を受ける。	・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の器具備品・工具 ・60万円以上の建物付属設備 ・70万円以上のソフトウェア (注)選択する類型によって対象となる設備の要件は異なります。	法人税・所得税について即時償却または10%の税額控除(※2)。 2025年3月末までに取得した設備が対象です。
先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置(※1)	中小企業等（農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件】 ① 認定経営革新等支援機関（税理士、商工会等）において、設備導入により、労働生産性が年率3%以上向上する見込みがあること、当該設備の導入に係る投資計画の投資利益率が年平均5%以上となる見込みがあることの確認を受け、それぞれ確認書入手。 ② 市町村において「先端設備等導入計画」の認定を受けた後、設備を取得。	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に位置付けられた以下の設備 ・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の工具 ・30万円以上の器具備品 ・60万円以上の建物付属設備 (注1) 固定資産税の特例措置を受けられるのは、『導入促進基本計画』を策定した市町村に限定されます。 (注2) また、対象となる設備は、市町村によって異なりますので、詳細は市町村までお問い合わせ下さい。	固定資産税が3年間1/2に軽減。さらに、雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明した場合は、以下のとおり、より大きな軽減を受けることができます。 ①2024年3月末までに取得した設備 →5年間、3分の1に軽減 ②2025年3月末までに取得した設備 →4年間、3分の1に軽減 2023年4月から2025年3月末までに取得した設備が対象です。
中小企業投資促進税制(※1)	青色申告をしている中小企業等（農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人も対象	・160万円以上の機械装置 ・3.5トン以上のトラック等 ・120万円以上の測定工具、検査工具 ・70万円以上のソフトウェア	法人税・所得税について30%の特別償却または7%の税額控除(※3)。 2025年3月末までに取得した設備が対象です。

(※1) 農業経営基盤強化準備金制度は、中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制とは併用不可、先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置とは併用可

(※2) 資本金3,000万円超の法人は7%の税額控除

(※3) 税額控除は個人及び資本金3,000万円以下の法人が選択可能

中小企業経営強化税制の適用を受ける場合の手続き等については以下をご覧ください。

農水省HP：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujyou.html

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



中小企業投資促進税制の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>



→ 認定農業者、認定新規就農者が計画的に資金を積み立てて機械を取得する場合はこちらも活用いただけます。

◆ 農業経営基盤強化準備金制度

➡ 60ページへ

お問い合わせ先

・税制の適用に当たり、固定資産税は市町村、法人税・所得税は管轄の税務署にご相談ください。
 ・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

【農業経営基盤強化準備金制度】

対象となる方

青色申告により確定申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）又は認定新規就農者（個人）で以下のいずれかに該当する農業者

- 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていること
- 地域計画が策定されていない場合は、従来の人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられていること

※集落営農においても法人化することによって制度を活用できます。

支援内容

認定農業者等が農業経営改善計画等に従って経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

【対象となる資産】

○農用地

農地、採草放牧地

○農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上の資産に限ります。）

- ・機械及び装置 ・器具及び備品
- ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
- ・構築物 ・ソフトウェア

(例) 田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリ、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

【注意！】

トラックやフォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局・農政事務所・県拠点
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ（TEL：03-6744-0576）

38 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

- 認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

米、麦、大豆等の作物を生産される農家の皆さんの経営安定を支援します。

【事業名：経営所得安定対策】

対象となる方 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

支援内容

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

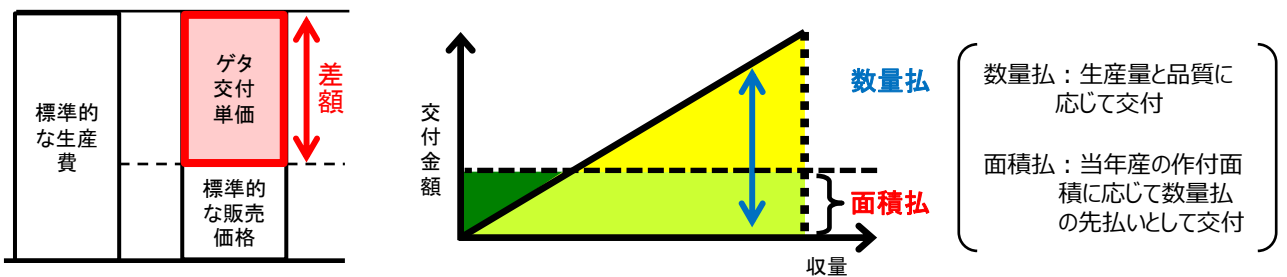
諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

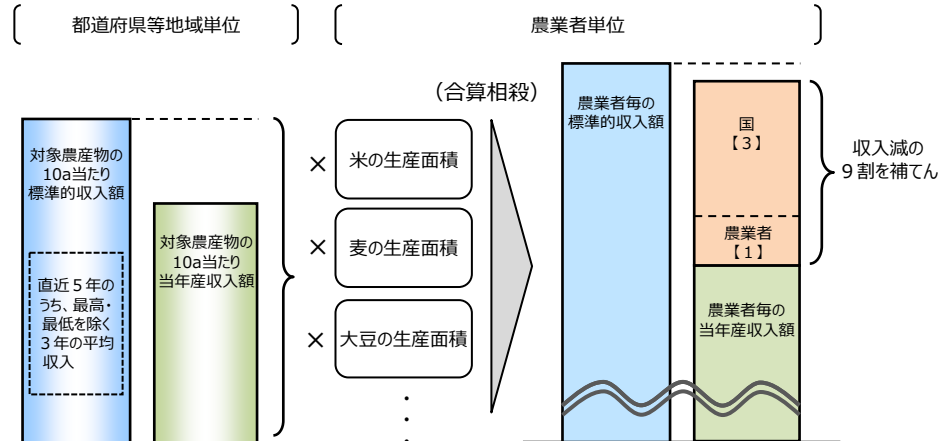
収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

特徴

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



<米・畑作物の収入減少影響緩和交付金のイメージ>



お問い合わせ先

- ・最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課経営安定対策室（TEL：03-3502-5601）

安定した農畜産物の生産

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

水田を活用した戦略作物（麦、大豆、米粉用米等）等の生産に対して交付金を交付します。

【事業名：水田活用の直接支払交付金】

対象となる方

販売目的で対象作物を**交付対象水田**※で生産（耕作）する販売農家・集落営農

＜交付対象水田＞

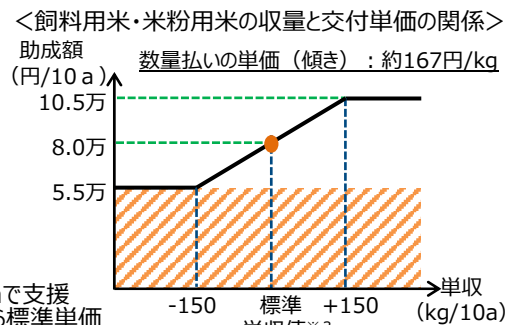
- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、5年間で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象としない

支援内容

（1）戦略作物助成

- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ※1
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a ※2



- ※1：多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
- ※2：飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

（2）産地交付金

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して資金枠を追加配分します。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和5年度に配分）	1.0万円/10a

（3）都道府県連携型助成

- 都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

（4）畑地化促進助成（令和4年度補正予算と併せて実施）

- 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの**一定期間の支援**のほか、**農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援**します。

- ① **畑地化支援**（高収益作物：17.5万円/10a ※4、畑作物（高収益作物以外） ※5：14.0万円/10a ※6）
 - ② **定着促進支援**（①とセット）
 - ア 高収益作物（2万円（3万円 ※7）/10a × 5年間）
 - イ 畑作物（高収益作物以外） ※5（2万円/10a ※6 × 5年間）
 - ③ **産地づくり体制構築等支援**
 - ④ **子実用とうもろこし支援**（1.0万円/10a）
- ※4：令和5年度までの時限単価
 ※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
 ※6：令和4年度補正予算における単価
 ※7：加工・業務用野菜等の場合

お問い合わせ先

- ・最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
- ・農林水産省担当課：農産局企画課（TEL：03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援します。 【事業名：畑地化促進事業】

対象となる方 販売農家・集落営農（メニュー3は農業再生協議会等が対象）

支援内容

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物（高収益作物以外）** の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畑地化支援（※1, 2）	2 定着促進支援（※3）
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	・ 2.0(3.0※4)万円/10a×5年間 または ・ 10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物 （牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・ 2.0万円/10a×5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

※1 畑地化の取組は、**交付対象水田から除外する取組**を指す（**地目の変更を求めるものではない**）

※2 令和5年度における取組が対象

※3 令和4年度または5年度において、**畑地化した面積全体が対象**

※4 加工・業務用野菜等の場合

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※5）や種子の確保等に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※5 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要**。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【事業名：畑作物産地形成促進事業】

対象となる方 販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和5年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② 交付単価：4万円/10a
- ③ 加算措置：令和6年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畑地化加算）
- ④ 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



大豆300A技術



土壌診断に基づく施肥

畑作物の導入・定着に向けた取組



排水対策（明渠、暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の生産

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）の低コスト生産等に取り組む生産者を支援します。

【事業名：コメ新市場開拓等促進事業】

対象となる方 販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

- ① 対象作物：令和5年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ② 交付単価：新市場開拓用米 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種） 9万円/10a
- ③ 採択基準：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

<留意事項>

- ※1 令和5年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和5年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】
✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の技術導入



【例】スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

米粉用米（パン・めん用の専用品種）の例

- (パン用の専用品種)
・ミズホチカラ
・笑みたわわ 等
- (めん用の専用品種)
・亜細亜（あじあ）のかおり
・ふくのこ 等



お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

- 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

麦・大豆の国産化を推進するため、水田・畑地を問わず、ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンターの整備等を支援します。 【事業名：小麦・大豆の国産化の推進】

対象となる方

1 及び 2 ①の事業：農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、都道府県・市町村等
2 ②, ③の事業：農業者の組織する団体、コンソーシアム等

支援内容

1. 麦・大豆生産技術向上事業

水田・畑地を問わず、麦・大豆産地が、生産性の向上に向け、「麦・大豆国産化プラン」を作成して行う以下の取組を支援。

- ・話し合い等を通じた生産性向上の推進経費：地域の話合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援（面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援）
- ・新たな営農技術等の導入：生産性向上や需要に応じた生産に向けた技術の導入、品種転換等を支援（定額：内容に応じて1万円/10a以内）

2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（麦・大豆）

- ① 麦・大豆機械導入対策
生産性向上等に必要の機械・施設の購入・リースを支援（1/2以内、50万円以上5,000万円未満の機械・施設が対象）
- ② 麦・大豆生産・加工施設整備対策
国産麦・大豆の供給量・品質の安定化、利用拡大に向け、乾燥調製施設や農産物処理加工施設の整備等を支援（1/2以内）
- ③ 麦・大豆ストックセンター整備対策
不作時にも安定供給するためのストックセンターの整備や、ストックセンターの整備と一体的に行う処理加工施設と乾燥調製施設の整備を支援（1/2以内）

特徴

事業内容のイメージ

生産対策



営農技術の導入（定額）



農業機械の導入（1/2以内）



乾燥調製施設の整備（1/2以内）

流通対策



・ストックセンターの整備（1/2以内）

消費対策



・加工設備・施設の導入（1/2以内）

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課（TEL：03-6744-2108）

安定した農畜産物の生産

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

団地化を通じた水田麦・大豆産地の生産体制の強化や民間保管施設の整備・一時保管等により安定供給体制の確立を支援します。

【事業名：麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト】

対象となる方

1. の事業：農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、都道府県・市町村
2. の事業：農業者の組織する団体、コンソーシアム、実需者等

支援内容

1. 水田麦・大豆産地生産性向上事業

水田麦・大豆産地が、生産性の向上に向け、「麦・大豆産地生産性向上計画」を作成して行う以下の取組を支援。

- ・団地化の推進： 地域の話合い、ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援
(面積に応じた上限額の範囲で実費を定額支援)
- ・営農技術等の導入： 生産性向上や需要に応じた生産に向けた栽培技術の導入、品種転換等を支援
(定額：技術に応じて1.5万円/10a以内)
- ・機械・施設の導入： 生産性向上に必要な機械・施設の導入を支援 (1/2以内)

2. 需要に応える安定供給体制の整備

- ① 麦・大豆保管施設整備事業
国産麦・大豆の安定供給を行う保管施設の整備や、保管施設の整備と一体的に行う処理加工施設の整備を支援 (1/2以内)
- ② 麦類供給円滑化推進事業
国産麦の供給円滑化に向け産地・実需の一時保管経費等を支援 (定額、1/2以内)
- ③ 麦・大豆利用拡大推進事業
国産麦・大豆の商品開発、マッチング等を支援 (定額、1/2以内)

特徴

事業内容のイメージ

1. 麦・大豆等水田農業の生産体制強化

団地化の推進



団地化推進等に向けた話合い等の必要経費を支援 (定額)

営農技術の導入
・畑地化実証支援



営農技術の導入や畑地化に向けた栽培実証を支援 (定額)

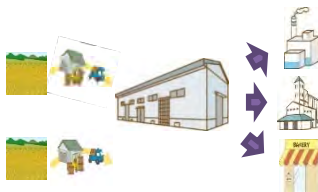
施設整備・機械導入



生産性向上に必要な施設・機械導入等を支援 (1/2以内)

2. 需要に応える供給の実現と国産使用拡大

麦・大豆の安定供給



保管施設の整備に向けた支援 (1/2以内)

麦・大豆の利用拡大



国産麦・大豆の商品開発等を支援 (定額、1/2以内)

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課 (TEL：03-6744-2108) (1、2①③ (大豆)の事業)
- 貿易業務課 (TEL：03-6744-9531) (2②③ (麦)の事業)

39 水田で高収益作物や子実用とうもろこしを生産したい

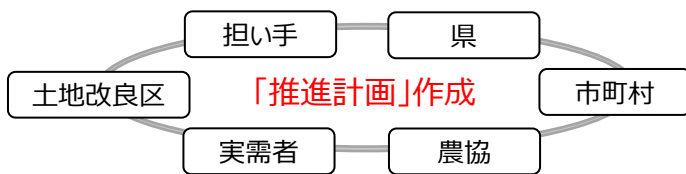
認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づく取組を計画的かつ一体的に推進します。

【事業名：水田農業の高収益化の推進】

支援内容

(支援イメージ)



計画的・一体的に支援

水田農業高収益化推進プロジェクトチーム (国)

計画策定の支援

技術・機械等の導入支援

高収益作物の導入・定着支援

生産基盤の整備

1. 計画策定の支援

→ 産地の合意形成、品目の選定や販路の確保等の「推進計画」の策定・改定に資する取組を支援します。

◆ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策 >>> 54番 92ページへ

2. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

→ 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等

◆ 時代を拓く園芸産地づくり支援事業 >>> 47番 77ページへ
 ◆ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策 >>> 54番 92ページへ

→ 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入

◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ >>> 31番 53ページへ
 ◆ 農地利用効率化等支援交付金 >>> 29番 51ページへ

→ 水田への果樹の新植や、省力樹形・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地の形成等

◆ 果樹農業生産力増強総合対策 >>> 43、44、45番 72、74、75ページへ

3. 高収益作物の導入・定着支援

→ 「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図る取組等を支援します。

- ① 高収益作物の導入・定着 (2万円 (3万円※¹) /10a×5年間又は、10万円 (15万円※¹) /10a (一括))
- ② 高収益作物による畑地化 (17.5万円※²/10a)
- ③ 子実用とうもろこしの作付け (1万円/10a)

※¹ 加工・業務用野菜等の場合
 ※² 令和5年度までの時限単価

◆ 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成 >>> 38番 62ページへ
 ◆ 畑地化促進事業 >>> 38番 63ページへ

4. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた畑地化・汎用化等を支援します。

→ 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分

→ 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

◆ 農業競争力強化基盤整備事業 >>> 3、5、6番 8~14、16~18ページへ
 ◆ 農地耕作条件改善事業 等の基盤整備事業 >>> 3、4、5番 8~17ページへ

お問い合わせ先

農林水産省担当課：畜産局飼料課 (03-3502-5993) (1・2のうち子実用とうもろこしに関する事業)
 農産局園芸作物課 (03-6744-2113) (2のうち園芸作物に関する事業)
 経営局経営政策課 (03-6744-2148) (2のうち担い手に関する事業)
 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957) (2のうち果樹に関する事業)
 農産局企画課※ (03-3597-0191) (3の事業)※プロジェクトチームの窓口を担当
 農村振興局設計課 (03-3502-8695) (4の事業)

40 野菜を安定的に生産したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

指定野菜の価格が低落した時に、補填が受けられます。

【事業名：野菜価格安定対策事業（指定野菜価格安定対策事業）】

対象となる方

指定産地の生産者

申込時期は野菜の種類により異なるため、
(独) 農畜産業振興機構にご相談ください。

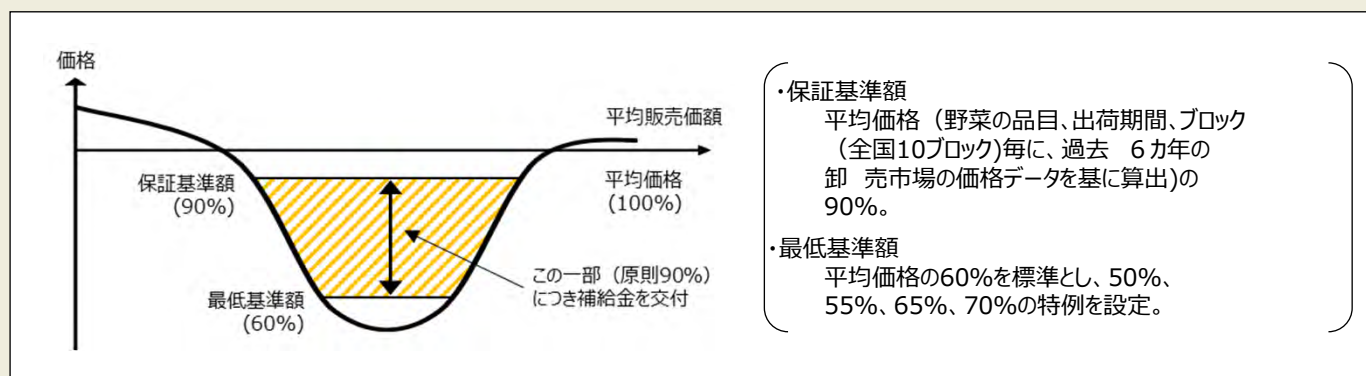
支援内容

指定産地の生産者に対し、指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、保証基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする。）との差額の一部を補填します。

<指定野菜（14品目）>

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

○基本的な仕組み



○資金造成の方法

出荷団体（経済連等）又は大規模生産者（作付面積2ha以上の生産者）が、国、都道府県の補助金を加えて、(独) 農畜産業振興機構に資金を造成。
(負担割合 = 国60% : 都道府県20% : 出荷団体等20%)

契約取引を行う際のリスクを軽減します。

【事業名：野菜価格安定対策事業（契約指定野菜安定供給事業）】

対象となる方

指定産地の生産者

申込時期は野菜の種類により異なるため、
(独) 農畜産業振興機構にご相談ください。

支援内容

野菜生産者が外食・加工業者や量販店などと契約取引を行う際のリスクを軽減するため、契約数量の不足時に市場等から確保する場合、不足分の充当に要する経費の一部を補填します。

お問い合わせ先

・最寄りの都道府県、地方農政局
・農林水産省担当課：農産局園芸作物課価格班（TEL：03-3502-5961）

4.1 国内資源を活用した肥料を生産・活用したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して国内資源を活用した肥料の利用拡大を図るに当たって、必要な施設整備や肥料の試作、効果検証に係る取組を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業】

対象となる方

- ・下水汚泥資源、家畜ふん尿、牛肉骨粉、食品残さ等の国内肥料資源の原料供給者
- ・国内資源を活用した肥料（国内資源由来肥料）の製造事業者
- ・国内資源由来肥料を利用する農業者団体 等

支援内容

- ・国内資源由来肥料の製造のための供給施設、肥料製造施設、肥料流通保管施設の整備
- ・国内資源由来肥料の試作や栽培実証、分析（肥料、土壌等）
- ・国内資源由来肥料及び原料の収集、運搬、加工（焼却含む。）、散布等に必要な機械及び堆肥や土壌の分析に必要な分析機器等の導入
- ・事業の効率的な取組に必要な調査や、取組拡大のための情報発信

お問い合わせ先

- ・都道府県協議会、地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局技術普及課生産資材対策室（TEL：03-6744-2182）
農業環境対策課土壌環境保全班（TEL：03-3593-6495）
畜産局食肉鶏卵課畜産副産物班（TEL：03-3502-5991）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

畜産経営の堆肥の高品化やペレット化による広域流通の推進に必要な施設等の導入を支援します。また、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策の推進に必要な施設等の導入を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業】

対象となる方

畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会

支援内容

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
堆肥ニーズの把握や広域流通の検討、成分分析、堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化、異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組、堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、検査機器を導入する取組等を支援します。
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
畜産経営等が堆肥の高品質化やペレット化等に必要な施設・機械を導入する取組を支援します。
- 3 畜産環境対策推進体制支援事業
地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査を支援します。
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業
畜産経営等が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設や施設整備と一体的な機械の整備又は補改修を支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

42 堆肥を実証的に活用する土づくりに取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開）】

対象となる方

都道府県再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等



支援内容

地力の向上を目的として堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援します。（基金事業）

- 対象となる資材
 - ・堆肥（ペレット堆肥、混合肥料含む）
 - ・土壤改良資材
 - ・緑肥
- 補助対象
 - ・堆肥の購入、運搬、保管
 - ・堆肥の散布
（散布機械のリース・レンタルを含む）
 - ・土壌分析
- 補助率
 - ・定額（上限3万円/10a※）
 - ・1/2以内（散布機械のリース導入）

※ペレット堆肥の場合は3.5万円/10a

対象となる資材

堆肥※5	土壤改良資材※6	緑肥

※5 肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づき届出されたもの。また、肥料法に基づき届出された堆肥入り指定混合肥料や、肥料法に基づき登録された混合堆肥複合肥料も可。
 ※6 地力増進法の政令に基づき適切な品質表示がされた土壤改良資材。また、肥料法に基づき届出された土壤改良資材入り指定混合肥料も可。

補助対象となる取組

土壌分析※1	堆肥等の購入・運搬・保管・散布※2	実証に必要な調査・指導

※1 土づくりの効果の確認のため、実証は場毎に実証前後の土壌分析は必須。なお、実証後の土壌分析は原則農作物の栽培後としますが、土づくり効果が適切に比較できるのであれば、土壌分析のタイミングについては問いません。また、コロナ禍による生育障害の可能性がある場合、散布前に堆肥の生物検定又は残留農薬分析を実施いただけます。
 ※2 実証は場における慣行の栽培条件と比較して、同種且つ同量の資材を施用する取組は対象外。

＜留意事項＞

本事業活用の際には、以下の点に関して留意してください。

- ・原則、堆肥等の施用による土づくりを実施していないほ場や、地力の改善のため堆肥等の追加的な施用が有効と認められるほ場を2年を上限に支援対象としています。
- ・堆肥等の施用による土づくりの効果の確認のため、実証前後の土壌分析は必須の取組となります。
- ・堆肥散布機械のリース導入に係る費用については、補助率は1/2以内となります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
 ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課土壌環境保全班（TEL：03-3593-6495）

43 果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備の導入をしたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

果樹産地構造改革計画を策定している産地における担い手等が、省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備等に取り組む場合に支援が受けられます。

【事業名：果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業】

対象となる方 果樹産地構造改革計画において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

支援内容

1 果樹経営支援対策事業

(※) 主要果樹：かんきつ類の果樹、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじく

(1) 改植・新植支援（補助率：定額、1/2以内）

優良品目・品種への改植・新植を支援します。特に、**平坦で作業性の良い水田等への新植**や、**労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進**します。

面積要件：改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

<10a当たり改植（新植）支援単価・補助率>

① 慣行樹形等	
みかん等のかんきつ類	23 (21) 万円
りんご等の主要果樹(※)	17 (15) 万円
りんごのわい化栽培、ぶどう(加工用)の垣根栽培	33 (32) 万円
上記のいずれにも該当しない改植・新植	定率 1/2以内
② 省力樹形	
超高密植(トールスピンドル)栽培(りんご)	73 (71) 万円
高密植低樹高(新わい化)栽培(りんご)	53 (52) 万円
根域制限栽培(みかん等のかんきつ類)	111 (108) 万円
根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)	100 (99) 万円
ジョイント栽培(なし、もも、すもも、かき等)	33 (32) 万円
V字ジョイント栽培(なし、りんご、もも等)	73(71)万円
朝日ロンバス方式(りんご)	33 (32) 万円
上記のいずれにも該当しない改植・新植	定率 1/2以内

(省力樹形の例)



りんごの超高密植
(トールスピンドル)栽培

(2) 小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

生産性の高い園地づくりに向けた、以下の取組を支援します。
園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備 等
面積要件：地続きで概ね10a以上（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）



防風ネットの設置

(3) 設備の導入支援（補助率：1/2以内）

防風ネット(多目的防災網も対象)、防霜ファン、モノレール等の設置を支援します。
面積要件：地続きで概ね10a以上

2 果樹未収益期間支援事業

1の(1)の取組とセットで、改植・新植後の農薬代・肥料代等の幼木の管理経費を支援します。
支援単価：**22万円/10a**
(=5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付)



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班 (TEL：03-3502-5957)

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

果樹産地構造改革計画を策定している産地における担い手等が、省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備等に取り組む場合に支援が受けられます。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹）】

対象となる方

果樹産地構造改革計画において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

支援内容

新市場獲得対策

<園芸作物等の先導的取組支援>

(1) 果樹の改植・新植・未収益期間の支援（補助率：定額、1/2以内）

優良品目・品種、省力樹形の導入（改植・新植と一体的に行う果樹棚等の設置も対象）未収益期間の幼木管理（支援単価：22万円/10a）
※面積要件：地続きで概ね2a以上

（省力樹形の例）



りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培

(2) 小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・かん水施設の設置、排水路の整備、多目的防災網、防霜ファン、モノレール等の設置等
※面積要件：地続きで概ね10a以上
（土壌土層改良は概ね2a以上）



多目的防災網

(3) 改植・新植に伴う雨よけ設備の設置（補助率：1/2以内）

病害の低減に効果が認められる雨よけ設備の設置
※面積要件：地続きで概ね10a以上
※補助金上限額：160万円/10a
※事業費上限額：400万円/10a（税込み）



簡易雨よけ設備

(4) 高品質生産を維持するための資材実証（補助率：1/2以内）

社会情勢や自然環境の変化に対応するための、かんきつマルドリ栽培の被覆資材の代替資材や生理障害の軽減資材等の大規模実証
※面積要件：実証面積が概ね2ha以上



透湿性反射シートマルチ



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

44 生産性の高い果樹園地をつくりたい

- 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

果樹産地構造改革計画（産地計画）を策定している産地における担い手等が、**一定規模以上（2 ha以上（基盤整備を行う場合は原則として5 ha以上））で省力樹形を導入する場合、支援が受けられます。**

【事業名：果樹農業生産力増強総合対策のうち**未来型果樹農業等推進条件整備事業**】

対象となる方

①産地計画に位置付けられた担い手、②実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体、③法人化した経営体、④生産者の組織する団体 等（※②～④については、今後産地計画において担い手に定められることが確実と見込まれる者であることが要件）

支援内容

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、**水田への果樹の新植や中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植等**を通じて、**省力樹形・機械作業体系**を導入する場合、次の取組と併せて、1又は2の取組を総合的に支援します。



（水田） （中山間地等）
（基盤整備）改植・新植、大苗の育成、機械作業体系の導入等

- 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）：補助率 1/2以内
排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和 等
 - 省力樹形（※）への改植・新植：補助率 定額 又は 1/2以内
 - 改植・新植後の未収益期間の幼木管理：補助率 定額（22万円/10a
（= 5.5万円/10a×4年分）を一括交付）
- （※）整列樹形（慣行樹形を作業道に沿って整列して植栽する等、機械化の容易な樹形）も支援対象。



（省力樹形の例）
みかんの根域制限栽培

1 新産地育成型

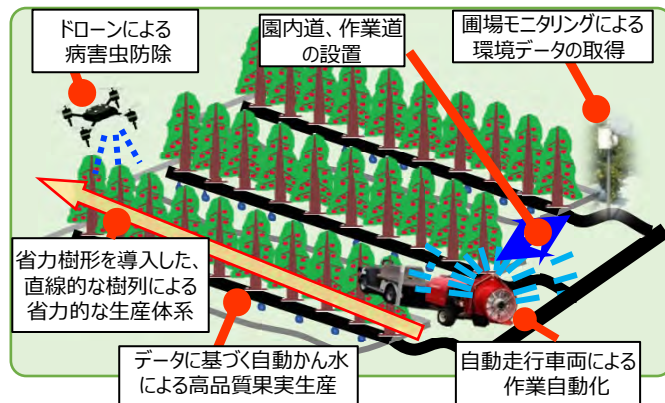
平坦で作業性の良い水田等での基盤整備実施後の樹園地への転換を通じた新植等と併せて、**早期成園化のための大苗の育成や、経営の発展のための省力技術研修、機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入**等の取組を支援します。

- 大苗の育成：20万円/10a
- 省力技術研修：3万円/10a } 最大23万円/10a

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて最大40.5万円/10aを支援（※最大10万円/10aを控除）。

- a.高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
- b.高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a

- 機械・施設のリース導入等：補助率 1/2以内



2 既存産地改良型

中山間地等の既存産地での基盤整備実施後の改植等と併せて、**早期成園化のための大苗の育成や、経営の継続のための代替農地での営農、機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入**等の取組を支援します。

- 大苗の育成：20万円/10a
- 代替農地での営農：28万円/10a
- 省力技術研修：3万円/10a } 最大51万円/10a
- 機械・施設のリース導入等：補助率 1/2以内



大苗の育成(かんきつ)



代替農地での営農
(例) 施設ほうれんそう作



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

45 果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

果樹産地において新たな担い手の受入や研修等に必要となる**園地の整備**等への支援が受けられます。

【事業名：果樹農業生産力増強総合対策のうち**未来型果樹農業等推進条件整備事業（担い手育成型）**】

対象となる方

新たな担い手の新規参入を支援する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、農地中間管理機構、民間企業などの団体

支援内容

果樹型トレーニングファームの整備のための以下の支援が受けられます。

- (1) **小規模園地整備**（補助率：1/2以内）
排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、多目的防災網、防霜ファン、モルレル等
- (2) **部分改植**（補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内）
優良品目・品種や省力樹形への改植等
- (3) **改植後の未収益期間の幼木管理**（補助率：定額（22万円/10a））
- (4) **省力技術研修**（補助率：定額（3万円/10a））



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

46 施設園芸及び茶における燃料価格高騰の影響を緩和し、 経営の安定を図りたい

- 認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

燃料価格の高騰に備えて、計画的に省エネ等に取り組む施設園芸等産地に対して、セーフティネットの構築を支援します。

【事業名：施設園芸等燃料価格高騰対策】

対象となる方

支援の対象者は、計画的に省エネルギー化等に取り組む施設園芸農家（野菜、果樹、花き）または茶農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等です。

支援内容

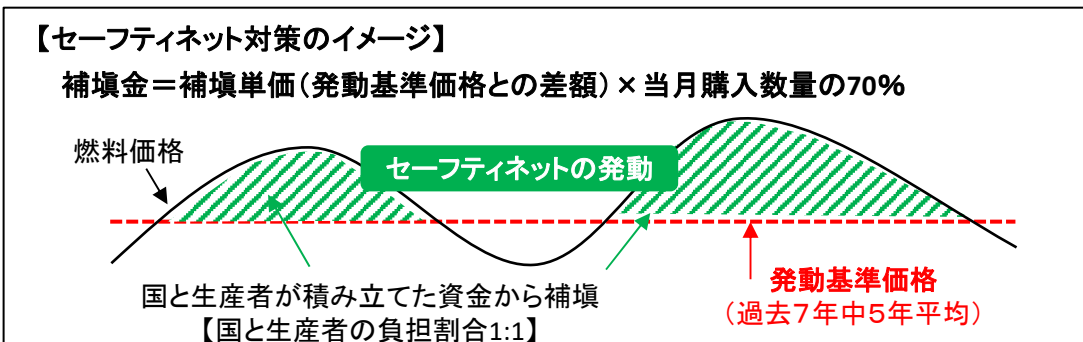
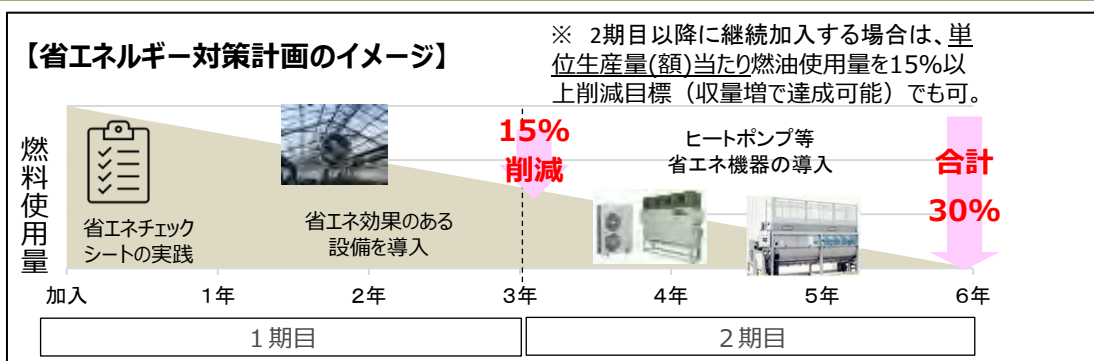
施設園芸セーフティネット構築事業（補助率：1/2）

- (1) 対象燃料：A重油、灯油、LPガス、LNG
- (2) 対象期間：10月～翌6月

茶セーフティネット構築事業（補助率：1/2）

- (1) 対象燃料：A重油、LPガス、LNG
- (2) 対象期間：4月～10月

【施設園芸等燃料価格高騰対策の基本的な仕組み】



燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への
転換

お問い合わせ先

施設園芸

- ・一般社団法人日本施設園芸協会（TEL：03-3667-1631）
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課（TEL：03-3593-6496）

茶

- ・全国茶生産団体連合会（TEL：03-5259-5671）
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ（TEL：03-6744-2194）

47 新しく園芸産地をつくりたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

実需者ニーズに対応した園芸作物の安定的な生産及び供給を実現するため、加工・業務用野菜への転換に必要な生産技術の導入等を推進し、新たな園芸産地づくりに向けた取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】

対象となる方

大規模契約栽培産地育成強化事業：民間団体等 >>> 申込みは (独)農畜産業振興機構へ

支援内容

大規模契約栽培産地育成強化事業

本事業は加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に答えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、大規模面積で実需者との契約栽培に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業です。

加工・業務用・輸出向けの契約栽培に必要な、新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。

主な支援対象



生産流通体系の構築



作柄安定技術の導入

助成単価

定額
(3年間の取組
に対して
15万円/10a)

対象品目

(加工業務用)
たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、
ブロッコリー、ごぼう、トマト(8~10月出荷)、
セルリー(6~12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、
えんどう(1~7月又は11~12月出荷)、
キャベツ(11月又は1~5月出荷)、レタス(11~3月出荷)、
かぼちゃ(11~6月出荷)、だいこん(4~7月又は10月出荷)、
アスパラガス(2~5月又は9~11月出荷)
(生食用) かぼちゃ(11~6月出荷)、トマト(9~10月出荷)

お問い合わせ先

- ・(独)農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-4305)
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課 園芸流通加工第1班 (TEL:03-3501-4096)

48 野菜等の施設栽培の生産性を高めたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

データを活用した施設園芸への転換促進のための生産性・収益向上につながる体制づくりを支援するとともに、生産の高度化のための施設・内部設備の導入を支援します。

〔事業名：（１）データ駆動型農業の実践・展開支援事業のうちデータ駆動型農業の実践体制づくり支援
（２）強い農業づくり総合支援交付金のうち重点政策推進枠（スマート農業の推進）〕

対象となる方

- （１）生産者・都道府県を必須構成員とする協議会等
- （２）都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

支援内容

（１）データ駆動型農業の実践体制づくり支援（補助率：定額、1/2）

環境制御や作業管理等の技術習得に必要なデータ収集・分析機器の活用、既存ハウスのリノベーション等、データを活用して生産性・収益向上につなげる体制づくりを支援します。

具体的には、技術習得検討会の開催経費、技術導入に必要な機械等のリース導入、技術の普及に係る経費等を支援します。



モニタリング技術の活用



ハウスのリノベーション

（２）強い農業づくり総合支援交付金のうち重点政策推進枠（スマート農業の推進）（補助率：1/2）

データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入と、スマート技術の導入に必要な施設等の整備（低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等）を一体的に支援します。

生産者、実需者、都道府県等が一体となって取り組む場合に、複合環境制御（必須）に加え、作業の自動化、省エネ化、雇用型生産管理等の技術の導入を支援します。



1 ha以上の大規模施設

特徴

スマート農業実践施設等の導入

スマート技術と大規模な園芸施設の導入により、生産性の向上や農産物の高付加価値化を図る

（２）の事業

データ駆動型農業の推進

パイプハウスなどの従来型の既存ハウスも活用しながら、産地でデータを活用した農業の推進を図る

（１）の事業

次世代施設園芸の推進イメージ



従来型施設園芸



次世代施設園芸

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

49 茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等 に取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

茶の新植・改植、改植に伴う未収益期間、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培等への栽培転換等の取組に対し支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】

対象となる方 農業者、農業者団体 等

支援内容

消費者ニーズに対応した茶の優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定する品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、有機栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。

また、省力化・低コスト化に必要な機械等のリース導入や生産体制強化のための人材確保策の検討等に対し支援します。

【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：12万円/10a
- 改植、移動改植：15.2万円/10a
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a
(他品種への改植は18.1万円/10a)
- 棚栽培への転換：4万円/10a
- 棚栽培転換に必要な資材費：10万円/10a
- 台切り：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- てん茶生産向け直接被覆栽培への
転換に必要な資材費：10万円/10a
- 茶園整理：5万円/10a
(酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a)
- 輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a

【生産コストの低減・生産体制強化等への支援】

- 省エネルギーに寄与する加工機械や減農薬栽培に向けた防除機械等のリース導入（補助率：1/2）
- 産地の気候条件等に応じた生産体制の強化等に対して助成（補助率：1/2）
- 繁忙期の外部人材の活用等の検討（補助率：定額）



茶の改植等



省エネ型粗揉機



コンテナ型乗用摘採機

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

国産茶の需要創出に向けた国内外マーケット調査や生産・加工技術の導入、新たな茶種の栽培・加工、ポストコロナに対応した新たな需要拡大の取組に対して支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】

対象となる方 農業者、農業者団体 等

支援内容

新商品の開発に係る国内外における市場調査や機械等の導入、紅茶やウーロン茶等を製造するための加工機械の導入、ポストコロナに対応するための茶の健康機能性の調査、オンライン販売などの取組に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ ソフト事業にあっては定額
- ・ 機械等リース事業にあっては1/2



新商品開発に向けた
試飲・検討会の実施



萎凋処理による香りを発
現させる加工技術



茶の健康機能性の
調査・PR

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ（TEL：03-6744-2194）

50 花きの生産を拡大したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

物流の2024年問題等に対応するため、花き流通の効率化の取組を支援するとともに、減少傾向にある花き需要の回復に向けて、需要拡大が見込まれる品目等への転換、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援します。

【事業名：ジャパンフラワー強化プロジェクト推進】

対象となる方

【花き業界関係者が組織する協議会】

- ・都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている地域推進協議会
- ・複数の都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている広域推進協議会
- ・全国を活動の範囲とし、農業関係団体、民間企業、民間団体、生産者、学識経験者等の専門家等により構成されている全国推進協議会

支援内容

【地域公募事業（補助率：定額）】

ア 花き流通の効率化等の取組

- ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成
- ・流通の効率化に資する技術実証等



■ 流通効率化や生産性向上に資する実証の実施

イ ホームユース需要等に対応した品目等の転換の取組

- ・転換品目等の需要調査、転換に向けた栽培実証等



■ 地域での検討会開催、転換予定品目の需要調査

ウ 新たな需要開拓、消費拡大に向けた地域段階の取組

- ・生産者と実需者の連携強化、消費者等へ普及啓発
- ・新規購入層開拓に向けた園芸体験、花育体験
- ・新たな販売形態、販路開拓のための販売実証等

エ 産地の花き生産の課題解決に資する技術実証等

- ・国際認証取得や労務管理等の改善に向けた研修やマニュアル作成等



■ 生産者と実需者とのマッチング、園芸体験等の実施

【全国公募事業（補助率：定額）】

ア 花き流通の効率化等の取組

- ・検討会の開催、先進事例調査、マニュアル等の作成等
- ・流通の効率化に資する技術実証等

イ ホームユース需要等の更なる拡大のための全国的な普及活動

- ・新たな装飾スタイル等の提案・普及実証等
- ・花きの効用等に注目した職場等への導入効果の検証
- ・花きの需要や消費者ニーズ等に関する調査・分析等



■ 新たな装飾スタイルの提案や花き利用に関するセミナー等の実施

ウ 国と試験研究機関主導による全国レベルでの技術実証

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：
農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（TEL：03-6738-6162）

51 畜産・酪農の収益力を高めたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】

対象となる方

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（畜産経営者、飼料生産受託組織）

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性向上の取組の推進のために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制
畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性向上のための計画

支援内容

1. 施設整備事業（補助率：1/2以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

2. 機械導入事業（補助率：1/2以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業（補助率：定額）

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

特徴

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、上記の1～3の事業を支援するとともに、特に、重点的に進めるべき課題に対応するため5つの優先枠を設けています。

《肉用牛・酪農重点化枠》

- 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、重点的に推進すべき取組に対して、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援
- 併せて、効果の早期発現、普及を図るため、重点化枠に限った支援（研修施設の整備等）を実施

《中山間地域優先枠》

- 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

《輸出拡大優先枠》

- 協議会の構成員に輸出拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出拡大に係る具体的な計画を有している取組及び、輸出に取り組むコンソーシアムと連携した生産地帯の取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

《省エネ優先枠》

- 生産コスト抑制に資する省エネルギー化を推進するため、電力使用量の削減等に資する省エネ機器の導入について、優先的に採択・配分

《飼料増産優先枠》

- 飼料自給率の向上を図るため、飼料増産の取組に必要な機械導入や施設整備について、優先的に採択・配分

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班、地域振興班（TEL：03-3501-1083）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

後継者不在の畜産経営と経営資源を引き継ぐ地域の担い手間の継承のための条件調整や、経営資源を継承するに当たって必要な畜舎等の施設整備を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち畜産経営基盤継承支援事業（再掲→P34）】

対象となる方

畜産クラスター協議会、
畜産クラスター計画に位置付けられた後継者不在の経営体（畜産経営者）

支援内容

1. 推進事業（補助率：定額）
後継者不在の経営と地域の担い手（新規就農者等の第三者）間の継承のための条件調整の取組を支援します。
2. 施設整備事業（補助率：1/2以内）
後継者不在の経営が経営資源を地域の担い手（新規就農者等の第三者）に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。
※ 第三者とは、経営者の親、子、兄弟姉妹、配偶者以外の者が該当します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班（TEL：03-3501-1083）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

畜産クラスター計画に基づく、優良な繁殖雌牛の増頭に奨励金を交付します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち生産基盤拡大加速化事業】

対象となる方

畜産クラスター協議会の構成員である農業者等

支援内容

畜産クラスター計画に基づく、優良な繁殖雌牛の増頭に奨励金を交付します。

奨励金の交付単価

飼養規模	繁殖雌牛	
	50頭未満	50頭以上
増頭奨励金	24.6万円/頭	17.5万円/頭

お問い合わせ先

・事業実施主体：一般財団法人 全国肉用牛振興基金協会（TEL：03-5801-0772）
・農林水産省担当課：畜産局企画課経営安定班（TEL：03-3502-0874）

安定した農畜産物の 生産

- 認 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置します。

【事業名：畜産経営体質強化支援資金融通事業】

対象となる方

畜産クラスター計画における中心的な経営体 又は
認定農業者のうち酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

支援内容

既往負債の一括借換を行う新たな長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

貸付条件

償還期限：酪農及び肉用牛25年以内（うち据置期間5年以内）
養豚15年以内（うち据置期間5年以内）

借入金利：0.90%以内（貸付当初5年間は無利子） ※金利はR5.2.20現在

お問い合わせ先

- ・最寄りの金融機関（農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合）
- ・（公社）中央畜産会、各地方農政局、各都道府県など
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課金融・税制班（TEL：03-3502-5981）

- 認 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

乳用雌牛や肉用繁殖雌牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金を借り入れる際の保証料を免除します。

【事業名：乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業】

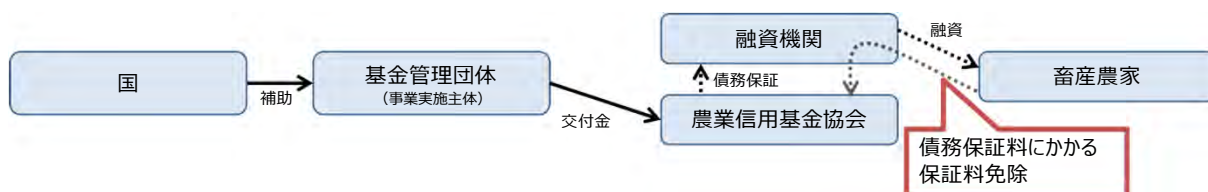
対象となる方

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

支援内容

乳用雌牛や肉用繁殖雌牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入や育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

事業の仕組



お問い合わせ先

- ・最寄りの金融機関（農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合）
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課金融・税制班（TEL：03-3502-5981）

52 畜産・酪農経営に安定して取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

【事業名：加工原料乳生産者補給金】

対象となる方

- ・生乳を販売又は委託販売する酪農家
- ・乳製品を加工販売する酪農家

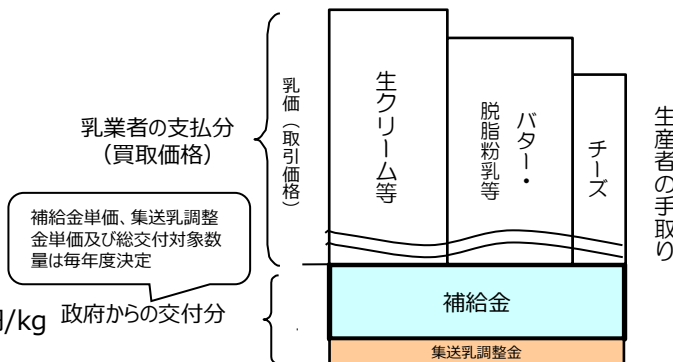
支援内容

加工原料乳生産者補給金等（補助率：定額）

令和5年度総交付対象数量330万トン、

生産者補給金単価8.69円/kg、集送乳調整金単価2.65円/kg

政府からの交付分



特徴

加工原料乳について生産者補給金を交付。集送乳が確実にできるよう、指定事業者を通じて出荷する場合には集送乳調整金を併せて交付。

お問い合わせ先

・最寄りの都道府県

・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を実施します。

【事業名：加工原料乳生産者経営安定対策事業】

対象となる方

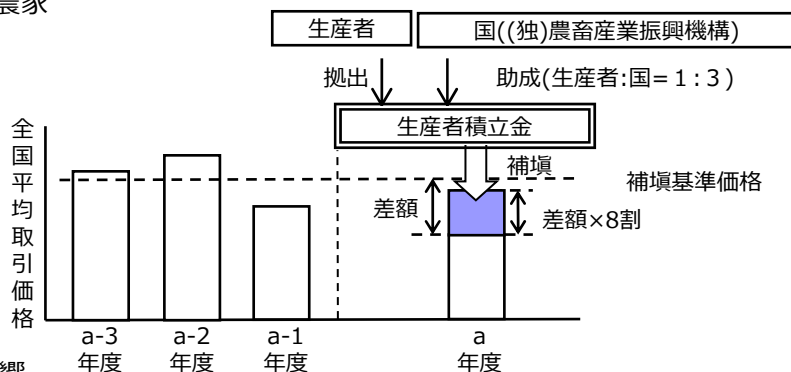
- ・生乳を販売又は委託販売する酪農家
- ・乳製品を加工販売する酪農家

支援内容

加工原料乳価格が下落した場合の経営への影響緩和（補助率：定額）

特徴

加工原料乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



お問い合わせ先

・(独)農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）

・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

適切に生産コスト上昇分を価格に転嫁出来る環境整備や酪農経営の経営体質の強化を推進します。

【事業名：酪農緊急パワーアップ事業】

対象となる方 民間団体、生産者集団、生産者、協議会等

支援内容

生乳生産コストの上昇を価格転嫁等により克服していくための環境整備を図るため、以下の取組を支援します。

- 1 脱脂粉乳の在庫低減に対する取組
在庫水準が高い脱脂粉乳等について、生産者団体、乳業メーカーが協調して行う脱脂粉乳在庫を低減する取組を支援します。
- 2 流通販売形態の変更等のための取組
高水準となっている乳製品の在庫の低減を図るため、ECサイト等への流通販売形態の変更、消費拡大の 프로모ーション等に要する経費を支援します。
- 3 牛乳等需要の減少に対応した補給金等相当額の交付
牛乳等の消費減退により加工向けが総交付対象数量を超えた場合に、生乳の生産抑制を計画的に実行している指定生乳生産者団体等に対し、合計10万トンを限度として、加工原料乳生産者補給金、集送乳調整金の相当額を交付します。
- 4 早期乾乳の推進
生乳の生産抑制を計画している指定生産者団体等に出荷している酪農経営体に対し、飼料分析や飼料給与技術に関する研修受講などに対する奨励金を交付します。
- 5 先進的機器の導入と一体的な施設の整備
酪農を営む者に対し、その実情に応じた経営体質強化に資する先進的機器の導入と一体的な施設の整備を支援します。



搾乳ロボット



ミルクングパーラー



搾乳ユニット搬送レール

補助率 定額、1/2以内、1/3以内

お問い合わせ先

・(独)農畜産業振興機構 (TEL: 03-3583-8196)

・農林水産省担当課

1,2の事業 畜産局牛乳乳製品課乳業班 (TEL: 03-6744-2128)

3の事業 畜産局牛乳乳製品課補給金班 (TEL: 03-3502-5988)

4の事業 畜産局牛乳乳製品課生乳班 (TEL: 03-3502-5988)

5の事業 畜産局畜産振興課家畜改良推進班 (TEL: 03-6744-2587)

酪農生産基盤維持強化のための取組を支援します。

【事業名：酪農経営支援総合対策事業】

対象となる方 都道府県団体、民間団体、生産者集団、生産者等



支援内容

生産者団体が行う酪農生産基盤を維持・強化する以下の取組を支援します。

1 中小酪農経営等生産基盤・飼養管理改善対策

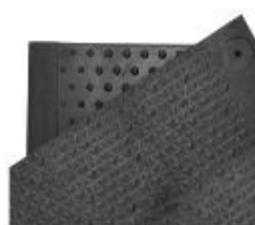
和牛受精卵の移植、機器導入（カーフハッチ、分娩カメラ、パステライザー等）、つなぎ牛舎の改良、育成牛の事故率低減（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎防止、48ヶ月以上1千円/頭）、暑熱ストレスの軽減、等を支援します。



カーフハッチ



つなぎ牛舎の改良



牛床マット



カウブラシ

2 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、①経営離脱農家の資産の有効活用や新規就農者の確保、②将来にわたって持続可能な経営体の創出、③後継牛育成のための広域預託を推進する取組等を支援します。

3 酪農ヘルパーの利用拡大

①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や資格取得、外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、専任ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。

4 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）

・農林水産省担当課

1, 4の事業 : 畜産局牛乳乳製品課生乳班（TEL：03-3502-5988）

2の①②、3の事業 : 企画課経営企画班（TEL：03-3502-0874）

2の③の事業 : 畜産振興課家畜改良推進班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

肉用牛（繁殖・肥育）の経営安定を支援します。

【事業名：肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）】

対象となる方

【繁殖】肉用子牛の生産者（損益が帰属する者）

【肥育】肥育牛の生産者（肉用牛の肥育を業として行う者）

※資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社を除く。

支援内容

【繁殖】

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛価格（全国平均）が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付します（**肉用子牛生産者補給金**）。

【肥育】

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付（交付金の1/4に相当する額は、生産者の積立による積立金から交付します）

（**肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）**）。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL:03-3583-8196）

・農林水産省担当課

【繁殖】畜産局食肉鶏卵課素畜価格流通班（TEL：03-3502-5991）

【肥育】 企画課経営安定班（TEL：03-3502-0874）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

繁殖雌牛の増頭の実施や遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、増頭に必要な簡易牛舎の整備等を支援することにより、生産基盤の強化を支援します。

【事業名：肉用牛経営安定対策補完事業】

対象となる方

肉用牛を飼養する生産者・肉用牛を飼養する生産者が構成する集団等

支援内容

- 1 **優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体の育成支援**
増頭奨励金：8万円/頭、10万円/頭（能力の高い牛）
- 2 **遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛の導入支援**
導入奨励金：多様性 6万円/頭、9万円/頭（希少系統の牛）
優 良 4万円/頭、5万円/頭（能力の高い牛）（令和5年度も延長）
- 3 **繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎（育成牛舎含む）や子牛の健康維持に資する器具機材等の整備に対する支援**（補助率：1/2以内）
- 4 **肉用牛ヘルパーの利用に対する支援**（補助率：1/2以内）
- 5 **強化哺乳技術を活用した早期出荷支援**（補助率：1頭当たり6千円以内）

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-4344）

・農林水産省担当課

1, 3, 4の事業：畜産局企画課経営安定班（TEL：03-3502-0874）

2, 5の事業：畜産振興課技術第1班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

養豚農家の経営安定を支援します。

【事業名：肉豚経営安定交付金（豚マルキン）】

対象となる方

肉豚生産者（肉豚の肥育を業として行う者）（損益が帰属する者）
※資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、
かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社を除く。

支援内容

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付（交付金の1/4に相当する額は、生産者の積立による積立金から交付します）。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
・農林水産省担当課：畜産局企画課経営支援班（TEL：03-3502-0874）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

純粋種豚、家畜人工授精用精液、一代雑種雌豚又は特色ある肉豚生産のための種豚の導入等を支援します。

【事業名：養豚経営安定対策補完事業】

対象となる方

民間団体

支援内容

- 1 集団的肉豚能力向上支援（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）
産子数や飼料効率の向上などによる生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚等の導入を支援します。
【補助上限】純粋種豚導入：10万円/頭、広域的な共同利用のための海外種豚：40万円/頭、
精液導入：1万円/本、一代雑種雌豚導入：2万円/頭、
特色ある肉豚生産のための種豚：3万円/頭
- 2 生産性向上支援（補助率：定額）
飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催、先進的な経営改善の取組の普及活動を支援します。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
・農林水産省担当課：畜産局 畜産振興課中小家畜振興推進班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

鶏卵生産者の経営を支援します。

【事業名：鶏卵生産者経営安定対策事業】

対象となる方

採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し鶏卵を販売する鶏卵生産者

※ 鶏卵生産者経営安定対策事業に参加するためには、事業実施主体（令和5年度は一般社団法人日本養鶏協会）と「価格差補填契約」を締結していただく必要があります。

支援内容

鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填します。さらに鶏卵価格が低落し、安定基準価格を下回った場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対して、奨励金を交付します。

【令和5年度】

※補填基準価格 209円/kg

※安定基準価格 190円/kg

お問い合わせ先

農林水産省担当課：畜産局食肉鶏卵課鶏卵食鳥班（TEL：03-3502-5990）

53 国産チーズの競争力を強化したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化、チーズ工房等による生産性向上と品質向上・ブランド化を支援します。

【事業名：国産乳製品等競争力強化対策事業】

対象となる方

- 1の事業：チーズ工房等乳業者（ただし、大企業（中小企業法における中小企業に該当しない者をいう。）及び大企業による出資割合が総議決権の1/2以上の者を除く。）
- 2の事業：生産者団体→生産者
- 3の事業：民間団体



支援内容

- 1 チーズ工房等の生産性向上支援（補助率：1/2以内）
チーズ工房等におけるチーズ製造施設・設備の整備に係る費用の一部を支援します。
- 2 国産チーズ生産奨励事業（補助率：生乳1kg当たり8円）
チーズ向け生乳の品質向上に資する取組を行った上で一定の乳質基準をクリアした酪農家に対し、奨励金を交付します。
- 3 国産チーズ品質向上・ブランド化支援、消費拡大支援（補助率：定額等）
国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修への参加、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加、地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組等を支援するとともに、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、チーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化を支援します。

特徴

- 1の事業については、農林水産省が直接事業実施主体を公募で決定します。
- 2、3の事業については、（独）農畜産業振興機構が事業実施主体を公募で決定します。

- 1の事業 チーズの製造コストを10%以上低減すること又は販売額を10%以上増加させることが求められます。
- 2の事業 以下の場合、奨励金に加算が受けられます。
 - ・特色あるチーズ生産のための取組で+5円
 - ・輸出に関する取組で+4円
 - ・チーズ増産で+20円
 - ・乳質基準を満たした割合増加で+20円
- 3の事業 個々でコンテスト等へ参加する方は、事業実施主体経由による補助を受けられます。

お問い合わせ先

- ・1の事業：最寄りの地方農政局等
- ・2,3の事業：（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8169）
- ・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課乳製品輸出企画班（TEL：03-6744-2128）
補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

54 国産飼料の生産・利用を拡大したい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

【国産飼料の生産・利用拡大の推進】

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

1 飼料自給率向上総合緊急対策事業

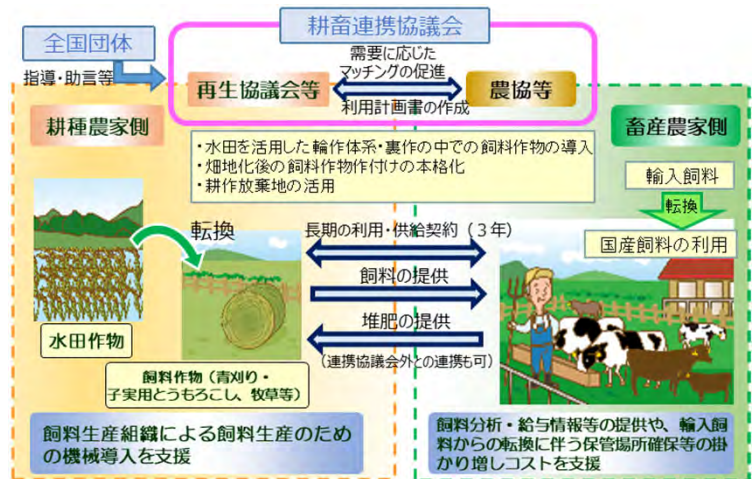
(1) 耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 (補助率：定額、1/2以内)

農協等が地域農業再生協議会等と耕畜連携協議会を構築し、協議会に参画する畜産農家等が耕種農家等との長期の利用供給契約により国産飼料の利用拡大を図る取組を支援します。

【交付対象】

青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 7,800円/t以内
子実用とうもろこし 12,000円/t以内

※交付対象重量は、国産飼料作物について利用拡大した数量。



(2) 国産飼料の生産・利用拡大事業

- 高栄養価牧草を用いた草地改良推進（補助率：1/2以内）
既存のイネ科主体の草地等から高栄養価なマメ科牧草主体の草地への転換のための取組を支援します
- 草地難防除雑草駆除技術等実証（補助率：定額、1/2以内）
特に防除の難しい難防除雑草の駆除技術の実証や高品質なTMRの安定供給を図る取組を支援します。
- 新飼料資源活用推進（補助率：定額、1/2以内）
新たな飼料資源の飼料化の実証に必要な器具・機材の導入等を支援します。
- 国産粗飼料流通体制定着化（補助率：定額）
国産粗飼料の広域流通の拡大に向け、新たに広域流通を行う取組に対して支援します。
- 国産稲わら利用拡大実証（補助率：定額、1/2以内）
国産稲わらの利用拡大に向けた国内での収集・梱包等の実証を支援します。
- 飼料生産組織の規模拡大等支援（補助率：定額、1/2以内）
飼料生産組織の規模拡大に必要な機械導入や保管場所の確保、畜産農家等と長期契約し、規模拡大をする取組等を支援します（拡大面積あたり12,000円/10a以内）。



お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課
・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）

安定した農畜産物の 生産

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。（続き）

【国産飼料の生産・利用拡大の推進】

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

2 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大

(1) 草地生産性向上対策（補助率：定額、1/2以内）

粗飼料の安定的な収量確保のため、気象リスク分散技術の活用による草地改良や飼料作物の優良品種利用・安定生産、飼料用種子の備蓄の取組を支援します。



(2) 飼料生産利用体系高効率化対策（補助率：定額、1/2以内）

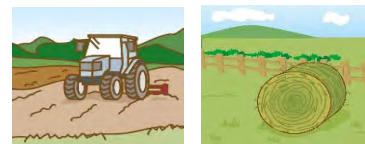
飼料生産組織の作業効率化・運営強化や、地域ぐるみでの自給飼料の増産、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産実証や生産モデルの確立のための取組を支援します。

(3) 国産飼料資源生産利用拡大対策（補助率：定額、1/2以内）

持続的な畜産物生産を推進するための放牧推進、放牧管理における省力化機器等の導入、未利用資源の活用等促進・生産体制構築の取組を支援します。

3 公共牧場機能強化等体制整備事業（補助率：定額、1/2以内）

・ 公共牧場や試験場等が有する広大な草地や高い技術力のフル活用により、省力的かつ低コストに国産飼料を生産・供給する取組及び優良な和牛を増産する取組を支援します。



4 草地関連基盤整備〈公共〉（補助率：1/2以内等）

・ 大型機械による効率的な飼料生産を進めるため、草地の整備、排水不良の改善等の取組を支援します。

5 強い農業づくり総合支援交付金（補助率：1/2以内）

・ TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備を支援します。

6 畜産クラスター事業（補助率：1/2以内）【再掲】

・ 畜産・酪農の体質強化を集中的に進め、飼料自給率の向上を図るため、畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、飼料生産の取組に必要な機械の導入や施設整備を支援します。

7 環境負荷軽減に向けた持続的生産支援対策（補助率：定額）

・ 酪農家や肉用牛農家が行う温室効果ガスの削減等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課

・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）（2～5の事業）
：畜産局企画課（TEL：03-3502-5979）（6～7の事業）

55 養蜂を振興、花粉交配に昆虫を活用したい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜜蜂の飼養衛生管理技術の普及、花粉交配用蜜蜂の安定確保及び在来種マルハナバチの利用拡大に向けた取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進】

対象となる方 協議会、JA、民間団体 等

支援内容

養蜂家の取組への支援

- 1 蜂群配置調整適正化支援（補助率：定額）
 - ① 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、蜂群の位置情報や蜜源植物の植栽状況の実態把握、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理などの取組を支援します。
 - ② 適正な蜂群配置調整の参考となる優良事例の調査・分析や、蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報をはじめとする関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。



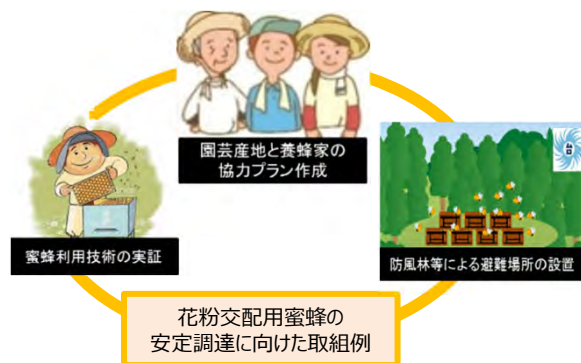
- 2 花粉交配用昆虫の安定確保支援（補助率：定額）
 - ② 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。
- 3 飼養衛生管理技術向上支援（補助率：定額）

ダニの防除手法を中心とした衛生管理や蜜蜂の飼養管理の高度化・省力化のための技術の普及などの取組を支援します。



園芸農家の取組への支援

- 2 花粉交配用昆虫の安定確保支援（補助率：定額）
 - ① 園芸産地において、花粉交配用蜜蜂を養蜂家と連携して安定的に確保する協力プランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、他の花粉交配用昆虫による代替技術の実証等を支援します（花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業）。また、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します（在来種マルハナバチの利用拡大支援事業）。



お問い合わせ先

・最寄りの都道府県、地方農政局等
 ・農林水産省担当課：（1、2の②、3の事業） 畜産局畜産振興課（TEL：03-3591-3656）
 （2の①の事業） 農産局園芸作物課（TEL：03-3593-6496）

56 持続的な畜産物生産に取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

ふん尿の還元に必要な飼料作付面積の確保を前提として酪農家が行う環境負荷軽減の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち環境負荷軽減型持続的生産支援】

対象となる方

- 1 飼料作物作付面積が、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上であること
- 2 温室効果ガス排出削減に取り組んでいること

支援内容

・右の温室効果ガス排出削減の取組を実施する酪農・肉用牛経営者に対し、飼料作付面積等に応じて交付金を交付します（定額）。



番号	取組内容
i	飼料生産等に係る温室効果ガス排出削減 (以下の取組から2つを実施) ①放牧、②不耕起栽培、③消化液の利用、④化学肥料の削減 (酪農は、別途特認の取組メニューあり)
ii	有機飼料の生産
iii	牛からのメタンガス排出の削減（酪農のみ） ・脂肪酸カルシウムの給与

注）取組や畜種に応じて、交付金の上限設定等あり

お問い合わせ先

- ・地方農政局、都道府県協議会等
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課経営企画班（TEL：03-3502-0874）

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

畜産農家における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援します。

【事業名：畜産高度化支援リース事業】

対象となる方

畜産農家、食肉処理・加工・販売事業者生産者団体、生乳販売業者等

支援内容

- 1 畜産環境対策リース事業
畜産農家等に対して、家畜排せつ物の適切な処理や飼養衛生管理基準の遵守に必要な施設等の貸付を行うとともに、保証保険料及び損害保険料を支援します。
- 2 畜産整備リース事業
畜産農家等に対して、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付を行います。
- 3 食肉販売等合理化施設整備リース事業
食肉処理・加工・販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を図るために必要な施設等の貸付を行います。
- 4 生乳流通効率化支援リース事業
生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化を図るために必要な施設等の貸付を行います。

お問い合わせ先

- ・事業実施主体：一般財団法人 畜産環境整備機構（TEL：03-3459-6300）
- ・農林水産省担当課
- 1、2の事業：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）
- 3の事業：食肉鶏卵課食肉流通班（TEL：03-6744-2130）
- 4の事業：牛乳乳製品課生乳班（TEL：03-3502-5988）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入の取組等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち畜産経営体生産性向上対策（畜産ICT事業）】

対象となる方

民間団体、協議会

支援内容

発情発見
(人工授精)

分娩監視

飼養管理(搾乳、給餌等)



- 1 畜産経営体の生産性向上対策（補助率：定額、1 / 2 以内）
畜産農家の省力化により生産性向上を図るため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械の導入等を支援します。
- 2 畜産のビッグデータ等の活用に向けた体制整備（補助率：定額）
畜産関係団体やITベンダー等が連携し、牛の個体識別番号と当該牛に関連する生産情報等を併せて集約し、活用する体制を整備する取組等を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課

1の事業：畜産局畜産振興課家畜改良推進班（TEL：03-6744-2587）

2の事業：畜産局畜産振興課家畜遺伝資源保護推進班（TEL：03-3501-3777）

安定した農畜産物の 生産

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

繁殖基盤の強化を図るため、肉用牛の繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進するとともに、生産基盤強化に向けた家畜改良や肉用牛の出荷時期の早期化等を支援します。

【事業名：畜産生産力・生産体制強化対策事業】

対象となる方 農業者団体、民間団体

支援内容

- 1 家畜能力等向上強化推進（補助率：定額、1 / 2 以内）
遺伝的解析情報等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜・家禽の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化、肉用牛の出荷時期の早期化等を推進する取組を支援します。
- 2 繁殖肥育一貫経営等育成支援（補助率：定額、1 / 2 以内）
肉用牛の生産基盤の強化を図るため、肥育素牛の安定的確保に向けた繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産を推進する取組を支援します。
- 3 和牛の信頼確保対策（補助率：定額）
我が国の貴重な知的財産である和牛の血統に関する信頼を確保するため、遺伝子型の検査によるモニタリング調査を推進する取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1の事業：畜産局畜産振興課技術第1班 | (TEL：03-6744-2587) |
| 家畜改良推進班 | (TEL：03-6744-2587) |
| 中小家畜振興推進班 | (TEL：03-3591-3656) |
| 技術第2班 | (TEL：03-3591-3656) |
| 2の事業：技術第1班 | (TEL：03-6744-2587) |
| 企画課経営安定班 | (TEL：03-3502-0874) |
| 3の事業：畜産局畜産振興課技術第1班 | (TEL：03-6744-2587) |

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

畜産経営の堆肥の高品化やペレット化による広域流通の推進に必要な施設等の導入を支援します。また、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策の推進に必要な施設等の導入を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業】

対象となる方 畜産を営む者の他、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会

支援内容

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
堆肥ニーズの把握や広域流通の検討、成分分析、堆肥を活用した飼料により生産された畜産物のブランド化、異なる畜種間の連携等による飼料生産の際の化学肥料の使用量を低減する取組、堆肥のクロピラリド検査体制の構築に必要な研修、検査機器を導入する取組等を支援します。
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
畜産経営等が堆肥の高品質化やペレット化等に必要な施設・機械を導入する取組を支援します。
- 3 畜産環境対策推進体制支援事業
地域の関係者等と連携し、高度な畜産環境対策の実施方法の検討等を行うための協議会の開催、畜産経営に由来する臭気の測定又は排水の水質検査を支援します。
- 4 畜産環境関連施設等導入支援事業
畜産経営等が行う高度な畜産環境対策を実施するための施設や施設整備と一体的な機械の整備又は補改修を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

57 GAPに取り組みたい、GAP認証を取得したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

GAPの取組及び認証取得の拡大を図っていくために必要な取組を支援します。

- 事業名： 1 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業等（令和4年度補正）
2 持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（令和5年度当初）

対象となる方

農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、農畜産物の生産を行う事業者、これらの者を含む協議会

支援内容

- 1 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業等(令和4年度補正)**
 - (1) 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業（補助率：定額、1/2以内）【農産物】**

事業実施主体を通じて、輸出を目的にGLOBALG.A.P.、ASIAGAP等の認証取得を目指す農業者等を対象に、認証取得や輸出に係る商談等の取組を支援します。

※取組目標として、

 - ・令和6年度末までに新たにGAP認証農産物の輸出を行うこと
 - ・令和6年度中における農産物の輸出額又は輸出数量を令和3年度と比して105%以上とすること
 - ・事業実施期間中にGFP輸出診断を受け、かつGAP認証農産物を展示商談会に1回以上出展することのいずれかを設定することとしています。
 - (2) GAPの取組を通じた生産工程管理ツールの活用支援事業（補助率：定額）【農産物】**

輸出先国により異なる輸入条件等に対応するため、農業者等によるGAPの取組を通じた生産工程管理ツールの導入等を支援します。
- 2 持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業(令和5年度当初)**
 - (1) 国際水準GAP普及推進交付金（補助率：定額）【農産物】**

都道府県向け交付金により、GAP指導員による農業者等へのGAP指導活動、環境負荷低減に取り組む団体のGAP認証取得やGAP農産物の需要を拡大していくための商談会への出展を支援します。
 - (2) 畜産GAP拡大推進加速化交付金（補助率：定額）【畜産物】**

地域の実情に応じて畜産GAPの取組や認証取得が加速的に進展するよう、指導員の育成から指導員による経営体の指導及び重点地域のGAP認証取得など都道府県の取組に要する経費を交付します。

お問い合わせ先

- 1 (1) : 株式会社マイファーム export-organic-gap@myfarm.co.jp
- 1 (2) : 株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント 03-3265-5090
ウォーターセル株式会社 025-282-7368
- 2の(1)及び(2) : 最寄りの都道府県
農林水産省担当課：農産局農業環境対策課GAP推進グループ 03-6744-7188
畜産局畜産振興課畜産生産工程管理班 03-6744-2276

58 農林水産物等の加工・販売のために必要な 機械・施設を導入したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

① 農林漁業者等が、地域資源を活用しつつ、6次産業化の取組により所得の向上及び雇用の創出を図るために必要な加工・販売施設等の整備を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち産業支援型）】

対象となる方

農林漁業者の組織する団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

支援内容

農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

（交付率：3/10、交付金上限額：1億円）

六次産業化・地産地消法（※1）又は農商工等連携促進法（※2）の認定を受けた上記対象者が、制度資金等の融資又は出資を活用して行う、6次産業化に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。

- ① 農林漁業者の組織する団体が行う農林水産物等の加工・販売に必要な機械・施設等の整備
- ② 農林漁業者やその団体と連携する中小企業者が行う、食品等の加工・販売のために必要な機械・施設の整備

- ※1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
- ※2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

- ・ 中山間地農業ルネサンス事業に基づく取組、市町村の6次産業化等戦略に基づく取組、六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた日から2年以内に障害者等を雇用する取組については交付率が1/2以内となります。
- ・ 業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組のうち、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応する施設等の整備については交付金上限額が2億円以内となります。

関連する事業

◆ 制度資金の活用

➤➤ 26番 48ページへ

→ 借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課地域資源活用推進班
(TEL:03-6744-2497)



②農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち定住促進・交流対策型）】

対象となる方

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、PFI事業者、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

支援内容

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）
（交付率：1/2等、交付金上限額：4億円）

農山漁村活性化法（※）に基づき、都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。

活性化計画に定めた目標の達成に向け、農林水産物等の加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を交付金により支援します。

① 定住促進対策事業

地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

② 交流対策事業

交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交流を図る目的で実施するもの。

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

お問い合わせ先

・最寄りの農政局

・農林水産省担当課：農村振興局地域整備課活性化支援班（TEL:03-3501-0814）

59 新商品を開発し、販路の開拓を行いたい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション創出支援型）】

対象となる方

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人 等

支援内容

農山漁村発イノベーション推進事業
(農山漁村発イノベーション創出支援型のうち
農山漁村発イノベーション推進支援事業)

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

(支援対象の取組)

- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
- ② 新商品開発・販路開拓の取組
- ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
(※取組に係る施設整備（耐用年数が3年以内のものに限る）も支援対象)

○事業期間：上限2年間

○交付率：1/2（上限500万円/事業期間）

- ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

○事業期間：上限2年間

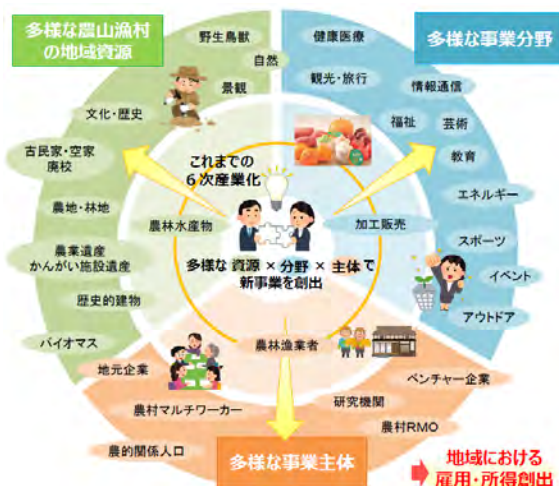
○交付率：定額（上限500万円/事業期間）

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～⑤の取組を複数組み合わせる事も可能（ただし、交付額の上限は500万円）

農山漁村発イノベーションの概念図

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



農産物を利用した新商品開発



森林を利用したセラピー事業



成分分析による新商品開発

「農山漁村発イノベーション」について：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課地域資源活用推進班
(TEL：03-6744-2497)

60 農林水産物・食品を輸出したい

認認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

①輸出を始めようかな、と思ったらGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録を
→輸出拡大に向け、輸出にチャレンジする事業者の取組を支援します。

対象となる方

農林水産物・食品を輸出しようとする国内全ての農林漁業者、民間事業者（商社、物流業者、民間団体等）

支援内容

GFPとは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトです。

2018年に農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の連携を図る「GFPコミュニティサイト」を立ち上げ、当該サイトに登録（無料）した者を対象に輸出サポートを行っています。

GFP登録者は、無料で次の支援を受けられます。

1. 生産者や食品製造事業者の登録者を対象に農林水産省、経済産業省、国税庁、自治体、JETRO等が訪問して行う輸出診断
2. GFPコミュニティサイトを活用した、生産者等が「売りたい」商品、輸出商社等が「買いたい」商品の掲示板への投稿
3. メールマガジンによる規制情報や補助事業の公募等の輸出に関連する情報の提供
4. 登録メンバー同士の交流会イベントやセミナー・商談会への参加等

ご利用方法

The image shows a screenshot of the GFP website. At the top, it says 'Global Fishermen Project'. Below that, there's a heading 'あなたを、生産者の日本代表にしたい。' (We want to be the Japanese representative of producers). There's a paragraph of text in Japanese. To the right, there's a vertical text box that says '登録・輸出診断する' (Register/Export diagnosis) and 'GFPとは' (What is GFP). Next to it is the GFP logo, which consists of a stylized fish and the text 'GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト'. Below the text is a photograph of people eating sushi. To the right of the screenshot is a large QR code.

ご不明な点は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL: 03-6738-7897）

②輸出を目指す品目ごとに産地づくりに取り組みたい

→輸出先国のニーズや規制に対応した産地づくりに必要な輸出事業計画策定等を支援します。輸出事業計画に沿って実施するハード・ソフト事業が優遇措置等の対象になります。

【事業名：GFPグローバル産地づくり推進事業（令和5年度当初）】

対象となる方

農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等（都道府県等を通じて支援）

支援内容

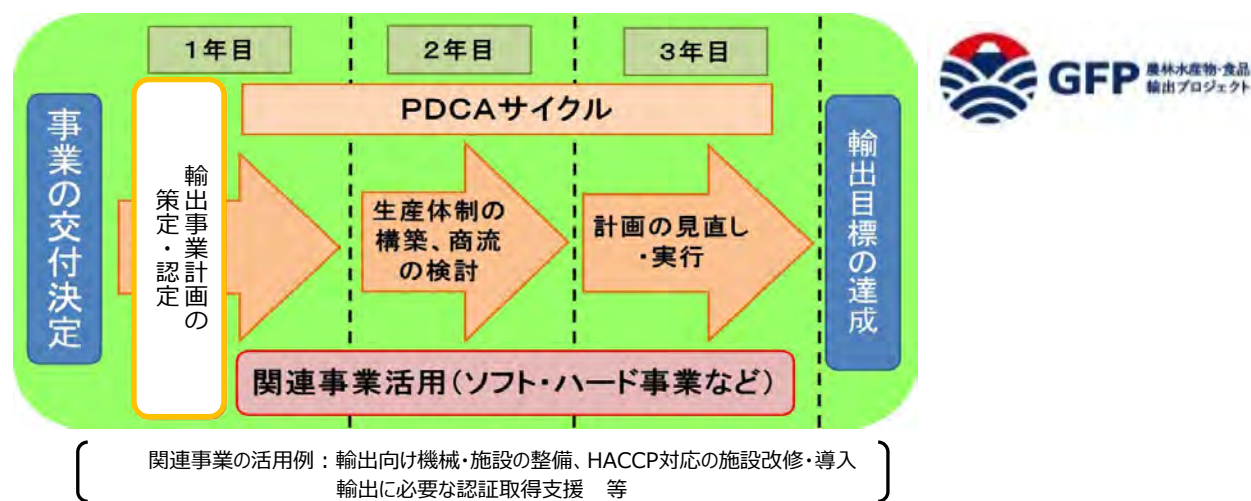
都道府県と連携し、輸出先国のニーズや規制等に対応した輸出産地の形成を進めるため、輸出事業計画の策定、生産・加工体制や商流の構築、効果の検証と計画の見直しのPDCAサイクルの取組により、輸出目標を実現するための取組を支援します。

※計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階のテスト輸送・テスト販売などの取組も支援します。

※都道府県をまたぐ産地間が連携して形成する産地も対象となります。

※事業実施計画等に所得向上効果の目標等を記載し、事業実施後に効果の検証を行うことが必要です。

都道府県等への補助率（定額）



詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7172）
又は 最寄りの地方農政局経営・事業支援部輸出促進課等

- ③海外の見本市やサンプルショールームに出展したい、国内外の商談会等に参加したい、輸出先各国の制度や市場情報を入手したい。
→JETRO（ジェトロ）が提供するサポートを受けられます。

【事業名：戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、ジェトロによる事業者サポート（令和5年度当初）】

支援内容

- ①主要な海外見本市にJETROが設置する「ジャパンパビリオン」に出展することができます。見本市の主催者との手続等はJETROがまとめて行うため、出展者の手間が省略できます。会場装飾費も抑えられ、出展費用の一部補助を受けることもできます（一部条件あり）。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ②JETROが開催する国内・海外での商談会（オンラインを含む）に無料で参加できます。ただし、交通費やサンプル輸送費用等は参加者の負担となります。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ③JETROが世界複数地域に設置するサンプルショールームに商品を展示することができます。展示された商品は、JETROが現地バイヤーに随時紹介し、オンライン商談につなげることもできます。
https://www.jetro.go.jp/services/sample_showroom.html
(令和5年度4月下旬以降開設予定)
- ④海外市場の動向や輸出先国の規制等の情報をJETROポータルサイトで調べることができます。
<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>
- ⑤輸出先国の規制への対応や手続き等について、JETROの「農林水産物・食品輸出相談窓口」にて、電話又は対面で専門家に相談することができます。
http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/
- ⑥JETROが開催する各種セミナー（オンラインを含む）に参加し、ノウハウを得ることができます。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

お問い合わせ先

- ①および②のうち、海外での商談会、③について
・JETRO 農林水産食品部 事業推進課（電話：03-3582-5546）
- ②のうち、国内での商談会について
・JETRO 農林水産食品部 事業推進課（電話：03-3582-8356）
- ④について
・JETRO 農林水産食品部 市場開拓課（電話：03-3582-5649）
- ⑤について
・JETRO 農林水産物・食品輸出相談窓口（電話：03-3582-5646）
- ⑥について
・JETRO 農林水産食品部（電話：03-3582-4966）

- ④海外現地で効果のあるプロモーションを実施し、さらに輸出額を伸ばしたい
→日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフード）が海外現地で実施する、
様々な品目のプロモーションに参加できます。

【事業名：戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、
JFOODOによる戦略的プロモーション（令和5年度当初）】

支援内容

- ・対象品目及び国・地域は、牛肉<米国、欧州>、水産物（ハマチ・ブリ、ホタテ、タイ）<米国、香港、台湾>、日本茶<米国、欧州>、米<香港、シンガポール>、日本酒<米国、中国、香港、シンガポール、英国、フランス>、本格焼酎<米国>を予定しております。
- ・JFOODOが実施するプロモーションに参加すると、各種媒体を活用した現地での広告やSNS・ウェブサイトでの情報発信を行うことができます。また、現地取り扱い事業者やインフルエンサーを対象としたイベント等での商品紹介等を行うことができます。一部品目では、販路拡大に使える販促ツールが提供されます。
- ・参加条件・申し込み期限は、こちらからご覧ください。参加登録は無料です。
<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/project/>

お問い合わせ先

・日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）
（電話:03-3582-8344、Mail:JFA@jetro.go.jp）

- ⑤輸出拡大に向けた日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓・拡大に取り組みたい
→新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、
民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援します。

【事業名：戦略的輸出拡大サポート事業のうち、分野・テーマ別海外販路開拓対策事業
（令和5年度当初）】

対象となる方

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者 等

支援内容

・新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される新規性や先進性を重視した分野・テーマについて、品目又は産地を横断して実施するPR活動や販売促進活動を支援します。

なお、本支援は、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目以外の品目を対象とします。

補助率：定額、1/2

・時期によっては募集を終了している可能性があることをあらかじめ御了承ください。



日本食フェアによるPR活動



商談会による販売促進活動

お問い合わせ先

・JETRO 農林水産食品部 商流構築課（電話：03-3582-5019）

⑥日本にいながら世界各地の海外バイヤーや輸出商社と商談がしたい

→海外バイヤーを招へいして開催される大規模見本市「日本の食品”輸出EXPO」に出展できます。

対象となる方

農林水産物、加工食品等のメーカー、商社、生産者 等

支援内容



前回(第6回)会場の様子

- ・ 第7回大会は、2023年6月21-23日に東京ビッグサイトで開催され、新型コロナウイルス感染拡大後、4年ぶりにリアルのみでの開催予定です。
- ・ 日本にいながら海外バイヤーと商談ができます(80ヶ国の来場見込み)。さらに、5,000名の国内商社の来場も見込まれており、海外への商流を持つ商社との商談により、輸出未経験企業など、海外バイヤーとの直接貿易が難しい事業者でも海外への売込みができます。
- ・ マッチングシステムの活用により、事前にバイヤーとのアポ取りができるため、どの国のどんなバイヤーが来るのか分かった状態で当日を迎えることができます。

<https://www.jpfood.jp/>

お問い合わせ先

“日本の食品”輸出EXPO事務局
RX JAPAN(株) 内 (担当：斎藤、山中、廣瀬)
(電話：03-3349-8511)

⑦農産物を輸出するために、輸出相手国の残留農薬基準値を知りたい

→コメ、青果物、茶の輸出促進を進めていくに当たり、我が国及び主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等を取りまとめ、公表しています。

【事業名：輸出環境整備推進事業(令和5年度当初)】

支援内容

コメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の基準値を満たしていても輸出先国・地域の基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

コメ、青果物、茶の輸出促進を進めていくに当たり、輸出先国等の残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等を把握し、これらを踏まえた防除暦等による生産を促進する必要があります。

上記の取組の推進を図るため、輸出先国等の残留農薬基準値や関連する残留農薬規制等を取りまとめ、公表しています。

ご利用方法

農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html
その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。



お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課 (TEL:03-3501-4079)

⑧青果物等輸出のために、認証取得や、検査官へい、残留農薬等検査を行いたい。

→輸出先国の食品安全規制等に対応するため、海外輸出における施設認定や検査に要する費用を支援します。

【事業名：施設認定等検査支援事業(令和5年度当初)】

支援内容

1.タイ等向け青果物の輸出に必要な選別及び梱包施設に係る認証取得・維持・更新支援事業
(補助率：定額)

事例：タイ向けにリンゴやイチゴを輸出するために施設認証を取りたい

2.タイ等向け青果物の輸出解禁後に必要なロットごとの合同輸出検査等に係る支援事業
(補助率：定額)

事例：タイにメロンを輸出するためにタイ側検査官と日本の検査官との合同輸出検査を受けたい

3.タイ等向け植物由来食品の輸出に必要な残留農薬等検査費用に係る支援事業
(補助率：1/2)

事例：EUに緑茶を輸出するために残留農薬検査を受けたい

4.台湾等向け青果物の輸出解禁後に必要な輸出先国検査官の招へいに係る支援事業
(補助率：1/2)

事例：ベトナム向けうんしゅうみかんやインド向けリンゴを輸出するために、登録生産園地や登録選果梱包施設について、輸出先国検査官の査察が必要



農林水産省ホームページをご覧ください。

URLhttps://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/koubo.html

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課 (TEL:03-3501-4079)

⑨国際的に通用する認証や、他国産との差別化が図られる規格・認証の取得等を行いたい
→輸出先国が求める食品安全規制等に対応するため、国際的に通用する認証の新規取得や
輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証の新規取得を行う事業者の取組
を支援します。

【事業名：国際的認証資格取得等支援事業(令和5年度当初)】

対象となる方

農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者、食品事業者の組織する団体 等

支援内容

補助率：1 / 2

輸出拡大実行戦略に定める重点品目等について、事業実施主体が輸出先国・地域が求める検疫等の条件への新たな対応（食肉処理施設査察、ハラール認証等）、国際的に通用する認証の新規取得への取組（ISO22000等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証等の新規取得への取組（有機JAS認証等）等を行うために必要な経費（青果物について、輸出解禁後に必要となる輸出先国検査官の招へいに係るものを除く。）を補助します。

ご利用方法

農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/koubo.html

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL: 03-3501-4079）



⑨原発事故に伴う輸出証明書を発行してほしい

→農林水産省のホームページをご確認の上、証明書申請窓口にお問い合わせください。

対象となる方

輸出証明書の提出が必要な国・地域に農林水産物・食品を輸出しようとする農林漁業者、民間事業者等

支援内容

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制に対応して、日本から食品等を輸出する際に必要な証明書の発行を行うとともに関係する情報を農林水産省ホームページで提供しています。

政府が発行する輸出証明書（放射性物質検査証明書、産地証明書等）を農林水産省の各農政局等で発行しており、インターネットによる申請となっています（利用にあたっては、gBizIDの取得が必要となります。）。

証明書の発行申請については、下記にお問い合わせ下さい。

ご利用方法

農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

※具体的な申請手続についてはこちらの窓口へお問い合わせください。

⇒諸外国・地域向け輸出証明書の申請窓口一覧

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/syomei_shinsei_madoguchi.pdf



輸入規制の
状況についてはこちら

The screenshot shows the Maff website's navigation menu and a search bar. Below the search bar, there are several menu items: 会見・報道・広報, 政策情報, 統計情報, 申請・お問い合わせ, and 農林水産省について. A search bar is present with the text '検索'. Below the menu, there is a section titled '東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について'. The text in this section discusses the export of food products from Japan to various countries and regions, mentioning the Fukushima Daiichi nuclear power plant accident and the need for export certificates. It also provides information on how to apply for these certificates and where to find more details. At the bottom of the page, there are links for '輸入規制が強い国・地域への輸出に必要な手続き' and '輸出証明書のインターネット申請'.

輸出証明書の発行
についてはこちら

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7185）

高付加価値化・輸出 の取組

⑩輸出先国の規制に対応するための施設・機器を整備したい

→輸出向けHACCP認定の取得等に必要な施設・機器の整備を支援します。

【事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業(令和5年度当初)】

対象となる方

食品製造事業者等や製造・加工、流通等の事業を行う農林漁業者

支援内容

輸出向けHACCP認定の取得等に必要な施設・機器整備支援

(交付率：1/2以内、上限額：3億円)

① 施設等整備事業

輸出先国の求める基準・条件等の規制に対応するための、製造・加工、流通等の施設の新設（かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。

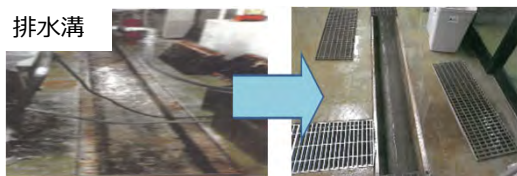
- ・ HACCP等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ・ ISO22000、FSSC22000、JFS-C等の認証取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ・ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

② 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費を支援します。

特徴

以下のような施設の整備が可能です。



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入



製造ラインに輸出専用のミキサーを追加導入し、添加物混入を回避

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7184）

61 未利用資源等を活用してバイオ燃料を製造したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域資源（バイオマス）を活用したバイオ燃料の製造について、製造施設の固定資産税減免措置や融資の償還期間延長等を受けることができます。

【事業名：生産製造連携事業】

対象となる方

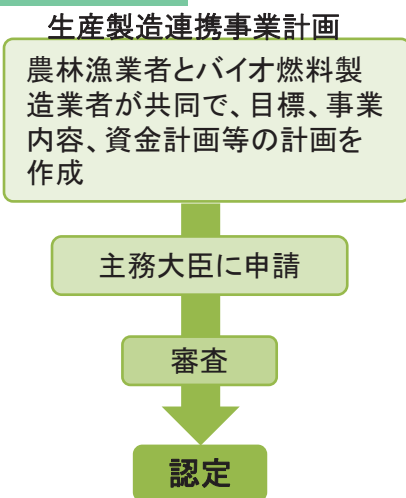
農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

※以下の支援を受けるには、計画の認定を受けた後、それぞれ別途申請や審査が必要になります。

固定資産税の減免 (税制)	バイオ燃料の製造設備に掛かる固定資産税の課税標準額が、3年間、()内の率を掛けた額に軽減されます。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(2/3)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) (計画認定後、R6年3月31日までに取得した設備が対象です。バイオディーゼル燃料については、適用対象が中小事業者等に、木質固形燃料については適用対象が中小事業者等及び農業協同組合等に限定されます。)
融資の償還期間延長 (融資)	公的融資*の償還期間が最長12年間に延長されます。(無利子、据置期間3年以内) * 農業改良資金(日本政策金融公庫)、林業・木材産業改良資金、沿岸漁業改良資金(都道府県)
債務保証 (その他)	バイオ燃料の製造施設整備*に必要な資金が、産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証の対象になります。 * 産業廃棄物を処理する施設に限ります。
株式の引受け (その他)	中小企業者が特定バイオ燃料製造のために設備投資する場合に、中小企業投資育成株式会社からの投資対象になります。

申請方法



認定事例

(農業者)

フリーストール牛舎導入により、家畜ふん尿の水分過多で堆肥化が困難に。また、未熟なまま圃場へ散布し、臭気の問題が発生。

(農業者とバイオ燃料製造業者による安定的な取引関係を構築)

農業者が家畜ふん尿をバイオ燃料製造業者へ有償提供。燃料製造業者がメタン発酵処理を行い、発電用バイオガスやバイオ液肥を製造。

固定資産税の減免措置等の支援

(バイオ燃料製造業者)

製造したメタンガスで発電し、施設内利用や余剰分を売電。液肥は有償で圃場へ散布。

【制度の詳細、これまでの認定事例はこちら】「バイオ燃料法関連情報」<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/bio/nenryoho/index.html>

お問い合わせ先

- ・(一社)全国ご当地エネルギー協会 (TEL: 03-3355-2212)
- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6744-1507

62 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

【事業名：環境保全型農業直接支払交付金】

対象となる方

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

以下の要件を満たしていただきます。

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 持続的な農業生産に係る取組を実施していること
- 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

支援内容

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。

1. 支援対象となる取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

有機農業

国際水準の有機農業を実施していること ※ 有機JAS認証取得を求めるものではありません。

堆肥の施用

カバークロップ

リビングマルチ

草生栽培

不耕起播種

長期中干し

秋耕

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

▶ 取組拡大加算 農業者団体による、有機農業に新たに取組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動

2. 交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)	全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※ ¹ に限り、2,000円を加算。		草生栽培	5,000円
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円	不耕起播種※ ²	3,000円
	堆肥の施用	4,400円	長期中干し	800円
	カバークロップ	6,000円	秋耕	800円

※¹ 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

※² 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

交付単価 4,000円/10a (新規取組面積あたり)



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html



お問い合わせ先

・取組を行う農地の所属する市町村、都道府県、地方農政局等

・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課環境直接支払班 (TEL：03-6744-0499)

オーガニック産地の育成や有機農産物等の輸出拡大に向けた有機JAS認証取得等を支援します。

- 事業名： 1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業（令和5年度当初）
 2 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち
 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和4年度補正）

対象となる方

1の(1)の事業：営農の一部若しくは全部において国際水準の有機農業に取り組んで5年以内である、若しくは今後取り組むことを予定している者

1の(2)の事業：協議会(※1)、民間団体等(※2)

※1：有機農業者5名以上(熟練有機農業者1名以上、有機農業への新規就農者又は転換者が1名以上)を含む

※2：受益有機農業者が3戸以上又は農業従事者(原則年間150日以上従事)が5名以上であること

2の事業：農業者等、食品製造事業者、協議会(農業者等と食品製造事業者又は流通・販売事業者のいずれかを含む)

支援内容

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策(令和5年度当初)のうち、有機農業推進総合対策事業

(1) 有機農業新規参入者技術習得等支援事業(補助率：定額)

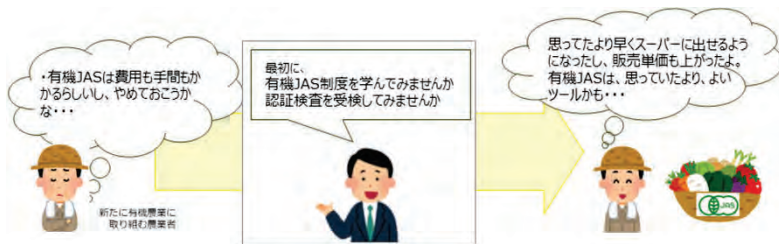
新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を取得するため、有機JASに関する研修や初回のは場実地検査(有機JAS認証)を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会の開催や研修カリキュラムの内容調査、設計等を支援します。

(2) 有機農産物安定供給体制構築事業のうち

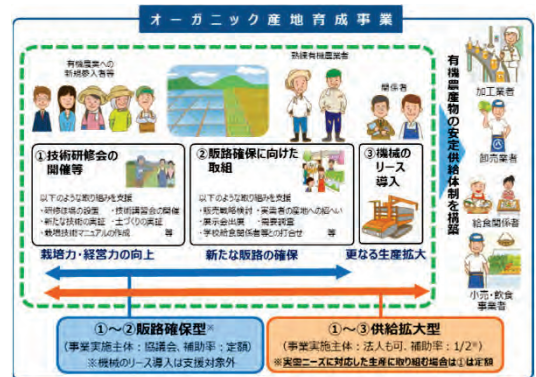
オーガニック産地育成事業(補助率：定額、1/2以内)

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、技術研修会の開催、販路確保に向けた取組、生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援します。

(1) 有機農業新規参入者技術習得等支援事業



(2) オーガニック産地育成事業



2. 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業(令和4年度補正)のうち

有機JAS認証取得等支援(補助率：定額(機械等のリース導入については1/2以内))

有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発、有機以外の農産物等の生産拡大並びに有機加工食品の開発のために必要な農業機械リース等の取組を支援します。

※1 成果目標として、次の①～③から1つ選択すること。①令和6年度末までに、新たに有機農畜産物等の輸出をする、②過去に輸出を行っている場合にあっては、令和6年度中における農畜産物・加工食品の輸出額数量(又は輸出数量額)を令和3年度比105%以上とする、③事業実施期間中に、GFP輸出診断※2の受診及び商談会に有機農畜産物等を1回以上出展する

※2 農林水産物・食品輸出促進プロジェクト(GFP) → <http://www.qfp1.maff.go.jp/>

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局

・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課有機農業推進班 (TEL：03-6744-2114)

63 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

中山間地域等において農業生産活動を維持するための活動を支援します。

【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できます。
- 第5期対策（令和2～6年度）では、対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域（保全を図る棚田等に限る）を追加するほか、遡及返還の対象農用地の見直しや加算措置の新設・拡充等を実施しています。

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000	草地	急傾斜 (15度以上)	10,500
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000		緩傾斜 (8度以上)	3,000
畑	急傾斜 (15度以上)	11,500		草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
	緩傾斜 (8度以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜 (15度以上)	1,000
				緩傾斜 (8度以上)	300

① 農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ 集落戦略の作成
協定参加者の話し合いのもと、協定農用地及び集落全体の将来像を明確化するための指針で、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことが可能。

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動（棚田地域振興活動加算の取組イメージ）



地域運営組織と連携した高齢者世帯の雪下ろし作業（集落機能強化加算の取組イメージ）

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
 ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室直接支払企画班（03-3501-8359）

- 認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

支援内容

① 農地維持支払交付金

多面的機能の維持・発揮に不可欠な地域の共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等

・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

64 野生鳥獣による農作物被害の低減や ジビエ利活用を推進したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

捕獲や追払いなどの鳥獣被害対策や、被害防止、ジビエ利活用のための施設の設置など、地域ぐるみで行う活動を支援します。

【事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金】

対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会（ジビエ利活用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムでも可）であることが必要です
 - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で実施主体になれます
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員である民間団体等による実施もできます
 - ※ （3）の事業については、都道府県が事業実施主体となります
- 事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している必要があります

支援内容

（1）鳥獣被害防止総合支援事業（補助率：1/2以内、定額等）

①鳥獣被害防止やジビエ等利活用拡大のための施設整備を支援します

- ・侵入防止柵等の被害防止施設（再編整備含む）※
- ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）等
- ※侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

②鳥獣被害対策実施隊、民間団体、捕獲サポート隊等による地域ぐるみの被害防止活動を支援します

- ・体制の整備
- ・有害捕獲
- ・被害防除
- ・生息環境管理
- ・サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策 等



有害捕獲

(捕獲機材の導入等)



被害防除

(追上げ、追払い等)



生息環境管理

(緩衝帯の整備等)

③ GISやICT等新技術を活用した被害対策の取組を支援します

④捕獲現場及びジビエ処理加工施設での人材育成を支援します

- ・鳥獣被害対策実施隊のOJT研修
- ・新規に猟銃を取得する費用に対する支援
- ・処理加工施設におけるOJT研修



人材育成のための研修



集荷

処理・加工

消費喚起

ジビエ利用拡大に向けた取組を支援

⑤ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します

- ・ジビエプロモーション、ペットフードや皮革等を含む多用途利用



捕獲活動経費の支援

（2）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・捕獲頭数に応じて捕獲活動経費※を支援します
- ※ 獣種や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲内で定額支援

（3）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・都道府県が行う広域捕獲活動※、生息状況調査、人材育成等の取組を支援します
- ※ 上限単価の範囲内で定額支援

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
 ・農林水産省担当課：農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 03-3591-4958

65 再生可能エネルギーに取り組みたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農山漁村の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する取組について、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、専門家による相談対応や、様々な課題解決に向けた取組事例の情報収集等により支援します。

【事業名：地域資源活用展開支援事業】

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進する取組をサポートします！

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、基本計画、設備整備計画の作成、再エネ協議会の設置に向けた専門家による相談対応、研修会の開催、現地への派遣等の取組について支援をします。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援します。



お問い合わせ先

- ・（一社）全国ご当地エネルギー協会（TEL：03-3355-2212）
- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6738-6478

営農型太陽光発電の取組支援のための情報をご紹介します。

【営農型太陽光発電取組支援ガイドブック】

内容

営農型太陽光発電とは、営農を適切に継続しながら農地の上部に太陽光パネルを設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組です。（取組に当たっては、発電設備の支柱の基礎部分について、一時転用許可が必要です。）



「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」では、全国各地の事例や、取組フロー、国・自治体・金融機関の支援メニューをご紹介します。

ガイドブックを始めとした営農型太陽光発電の取組をご紹介します。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>



お問い合わせ先

- ・（一社）全国ご当地エネルギー協会（TEL：03-3355-2212）
- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6738-1508

66 農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい。

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備等を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマス地産地消対策】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者、農業者団体 等

支援内容

1 地産地消型バイオマスプラントの導入（補助率：1/2以内、定額）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、

- ① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）【補助率：1/2以内】
 - ② バイオマス利活用施設整備【補助率：1/2以内】
 - ③ 効果促進対策【補助率：定額】
- を支援します。

2 バイオ液肥散布車の導入（補助率：1/2以内）

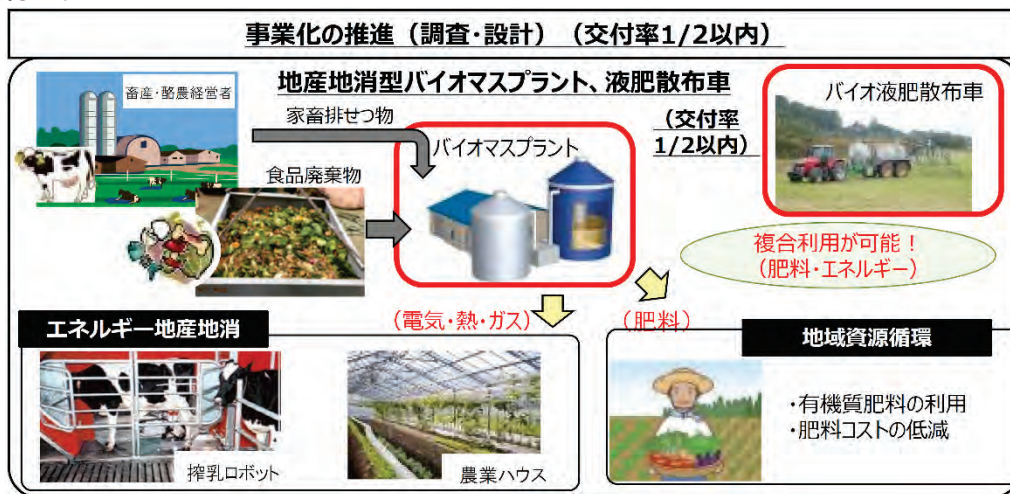
メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

3 バイオ液肥の利用促進（補助率：定額）

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）

4 バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証支援（補助率：定額）

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。



お問い合わせ先

- ・（一社）全国ご当地エネルギー協会（TEL：03-3355-2212）
- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（TEL：03-6738-6479）

67 化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ機械等を取得する場合に活用できる税制について知りたい

- 認 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む農業者の皆様の設備投資を後押しします！
【施策名：みどり投資促進税制】

対象となる方

青色申告を行う農業者で都道府県知事からみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けて、化学肥料・化学農薬の使用低減(有機農業を含む)に取り組む方。

支援内容

認定された計画に従って化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ対象設備等を導入する場合に、所得税・法人税の特例として、特別償却（機械等32%、建物等16%）の適用が受けられます。

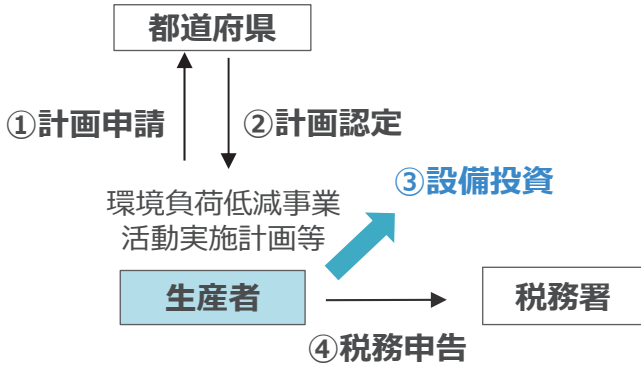
【対象となる設備等の要件】

メーカーが国の確認を受けた設備等※ であること

※ 対象となる設備等は国が認定しHPで公表しています。最新の機械リストはこちら！



手続きイメージ

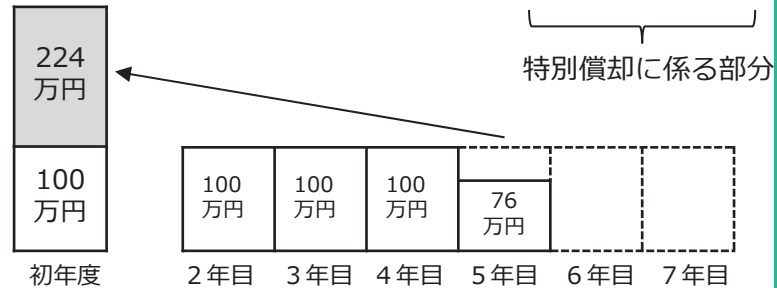


導入当初の税負担が軽減されます！

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）※2

※2 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合があります。

$$\text{償却額} = (\text{取得価額} \div \text{耐用年数}) + (\text{取得価額} \times 32\%)$$



化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

機械取得の注意点

計画認定の前に対象設備等を取得（引き渡し・納品）してしまうと、税制の適用を受けられません。

設備等取得のタイミングには気をつけてください。



令和6年3月31日までの間に、対象設備等を取得し当該事業の用に供する必要があります。

お問い合わせ先

- ・都道府県庁又は地方農政局等
- ・農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

68 農業経営の様々なリスクに備えたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

【事業名：農業保険（収入保険）】

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった

市場価格が下がった

災害で作付不能になった

けがや病気で収穫ができない

倉庫が浸水して売り物にならない

取引先が倒産した

盗難や運搬中の事故にあった

輸出したが為替変動で大損した

(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

※現行は、加入申請時に青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績で加入できるよう検討しています。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用することができるようにしています。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

- 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。

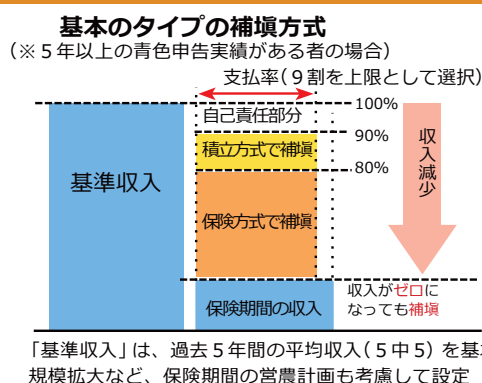
※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払(最大9回)や制度資金の活用ができます。

※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料(事務費)2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の収入が**ゼロ**になったときは、**810万円**(積立金90万円、保険金720万円)の補填が受けられます。



積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプを令和6年から実施できるよう検討しています。

➔詳しくは次のページへ!

自然災害、収入減少への備え

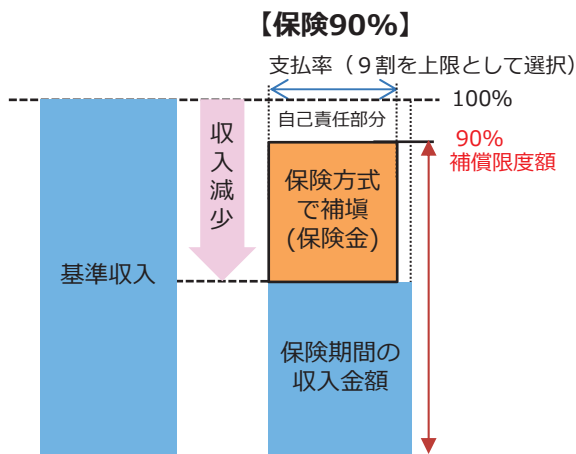
保険での補償を充実する新たなタイプをご紹介します！
 保険方式の補償限度額は、基準収入の85%、90%から選択できます。

保険での補償を充実する新たなタイプ

- 加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、**保険のみで9割まで補償するタイプ**を令和6年から実施できるよう検討しています。
- 具体的には、**保険方式のみの補償**で、**補償限度額を基準収入の90%**とするものです。（保険方式で85%、積立方式で5%のタイプも導入します。）
- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、**積立金22.5万円は不要**となります。（保険料は8.5万円より高くなります。）

※積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、**保険料については経費として損金算入**できるため、**所得税・法人税軽減**の選択肢となります。

新たな補償タイプのイメージ



付加保険料（事務費）を安くすることができます！

- 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**翌年以降の契約を継続する特約（自動継続特約）**をする方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

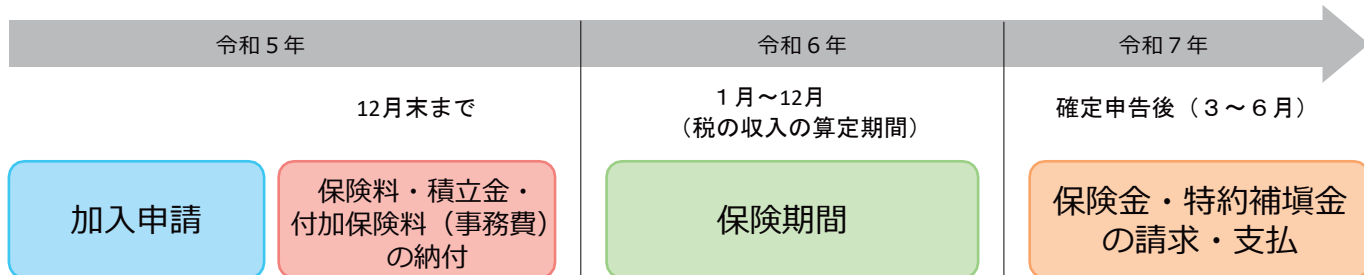
	インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
 自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
 （最終の納付期限は保険期間の8月末）

【つなぎ融資】
 ※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

お問い合わせ先

- 全国農業共済組合連合会又は最寄りの農業共済組合等（農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）
- 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7148）



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

69 自然災害による農業用ハウスの損害に備えたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

自然災害により、農業用ハウスの損害が生じた場合に共済金が支払われます。

【事業名：農業保険（農業共済（園芸施設共済））】

加入できる方

- 農業用ハウスを所有又は管理している農業者

補償対象

- ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等（※暖房器具、栽培棚などの**付帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能）

対象事故

- 台風や大雪などの自然災害（地震及び噴火を含む）、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

補償内容

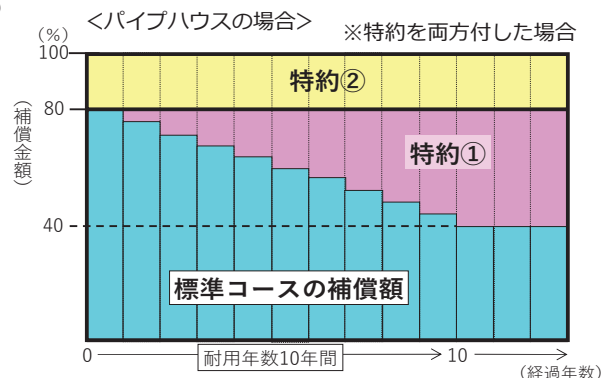
- 補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割）します。【標準コース】
※古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償できます

- さらに特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能です

特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）
復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約
新築時の資産価値の最大2割を補償

- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に損害額に応じた共済金が支払われます。
※特約を付加すれば、損害額が1万円を超える損害から共済金を支払うこともできます。



掛金

- 掛金の半分は国が負担（標準コース：共済金額1.6億円までの掛金）
- 無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き（最大5割引）
- 小規模被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会等集団での一斉加入、太いパイプ（31.8mm以上）ハウスや、補強によりそれと同程度の強度を満たすパイプハウスなどに対する掛金の割引措置もあります

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html#engei>

ハウス本体は園芸施設共済、ハウス内の農作物は**収入保険**（68番 119ページ）の**セット加入がお勧め**です。

お問い合わせ先

- 最寄りの農業共済組合等（農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）
- 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

70 自然災害による収穫量等の減少に備えたい

[認](#)
[認新](#)
[個人](#)
[法人](#)
[集落営農](#)
[地域](#)
[補助金等](#)
[出融資](#)
[税制](#)
[その他](#)

自然災害により作物の収穫量が減少した場合、家畜が死亡したり、診療を受けた場合に共済金が支払われます。

【事業名：農業保険（農業共済（農作物共済、果樹共済、畑作物共済、家畜共済））】

対象となる方

以下の作物を栽培又は家畜を飼養している農業者

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稲、陸稲、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ*、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶（一番茶）、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

補償内容

- ・ 風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害により収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合に共済金が支払われます。
- ・ 家畜が死亡・廃用となった場合、疾病や傷害の診療を受けた場合に共済金が支払われます。

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>

特徴

- ・ 加入者の負担を軽減するため、**掛金の原則50%を国が負担します。**
- ・ 全ての共済において、**無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引きます。**
- ・ 家畜共済では、**死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)**と**疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)**があります。

本制度以外にも、農業保険には以下の制度があります。

◆ 収入保険 **》》** 68番 119ページへ

青色申告を実施している農業者（個人・法人）を対象に全ての農産物を対象に、自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

◆ 園芸施設共済 **》》** 69番 121ページへ

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等が自然災害等により損害を受けた場合に補償します。

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの農業共済組合等
（農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>）
- ・ 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

71 自然災害による被害から経営を早期に立て直したい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

防災減災や被災後の事業継続の観点から「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」を活用し「農業版BCP」を策定してみましょう。

【事業名：「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP」】

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

○ チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

リスクマネジメント		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト		耕種	
事業名		YES	NO	対応項目	対応日
リスクの把握	1 自身の農業活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えたことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	2 自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	3 新型コロナウイルス感染症について、「農業関係者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを把握したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
予防	1 MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	2 地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	3 耕種中の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本指針」等のマニュアルの参照、情報の収集などを進じ知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	4 災害時の対応に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	5 乾燥施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また農具・備品の修理や補修等の防災計画をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	6 集排水路等の保守点検、また農具・備品の修理や補修等の防災計画をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	
	7 トラクター、コンバイン等の作業機械や各種農具などへの被害を防止するための減速装置を確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※ 対応項目	

農業版事業継続計画書		情報	
策定・改定日		策定者	
策定日		策定日	
1. 基本方針			
緊急事態発生時、以下の基本方針に則して対応する。			
1			
2			
3			
2. 重要業務と目標復旧時間			
以下の業務の復旧を優先とし、目標復旧時間内の復旧を目指す。			
重要業務			
目標復旧時間			
3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応(代替手段等)			
種類	影響	対応	対応(代替手段等)
電気			
ガス			
水道(井戸水含む)			
情報通信			
交通			
住環境			
その他			
4. 事前対策の実施状況			
分類	項目		
ヒト	安全確保手段		
	避難場所		
	次期時の対応		
モノ	その他		
	作業機械等の点検		
	関連文書等の対応		
	その他		

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP（事業継続計画）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、**中核となる事業を継続**させたり、**可能な限り短時間で事業を復旧**させたりするための方法、手段などを**あらかじめ取り決めておく**計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、**自然災害への備え**となるだけでなく、**平常時における自らの経営の見直し、改善**にも繋がります。

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7148）

・ダウンロードはこちら▶https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html（農林水産省HP）

72 老後資金の充実を図りたい

認
認新
個人
法人
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される農業者年金は、納めた保険料の税制優遇措置や、認定農業者等への保険料助成などにより、現役時の負担を軽減しつつ、老後生活の安定を図ることができます。 【事業名：農業者年金事業】

対象となる方

60歳未満（国民年金任意加入者に限り65歳まで加入可）の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方が対象
 （保険料の助成の対象は、青色申告を行う認定農業者や認定就農者及びこれらの者の配偶者、後継者など）

支援内容

農業者年金は、納めた保険料が全額社会保険料控除の対象となるなどの税制優遇措置がある公的な年金であり、農業に従事されている方が加入できます。

また、認定農業者や認定就農者等には保険料の助成措置があります。



特徴

保険料は月額2万～6万7千円（認定農業者等でない方は月額1万～6万7千円）の間に千円単位で自由に決められ、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。納められた保険料は、農業者年金基金が運用し、65歳～75歳までの間でご自身が選択したときから老齢年金として終身給付されます。

保険料助成を受ける場合、年齢等に応じて保険料月額2万円（保険料は2万円固定。他の金額は選択できません）のうち4千円～1万円が助成されます（保険料助成に係る年金を受け取る場合は、経営継承などの条件があります）。

○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	青色申告を行う認定農業者	10,000円	6,000円
2	青色申告を行う認定就農者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	—

お問い合わせ先

- ・最寄りの農業委員会、農業協同組合
- ・農業者年金基金（TEL：03-3502-3199 <https://www.nounen.go.jp/>）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課年金業務班（TEL：03-6738-6163）



73 インボイス制度に対応するために活用可能な支援制度について知りたい

- 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。

消費税とは

- 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- 事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。（差し引くことを「仕入税額控除」といいます。）

インボイス制度のポイント

- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが発行できます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）

$$\text{納付する消費税額} = \text{売上に係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れに係る消費税額 (仕入税額)}$$

インボイスに基づいて
仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

●●(株)御中	請求書	〇〇会社
○年○月分	請求金額	43,600円
○月○日	割増し	550円
○月○日	牛肉 ※	5,400円
	合計	43,600円
	(10%対象)	22,000円
	(8%対象)	21,600円
	※は軽減税率対象	



【インボイス】

●●(株)御中	請求書	登録番号	〇〇会社
		(T1234****)	
○年○月分	請求金額	43,600円	
○月○日	割増し	550円	
○月○日	牛肉 ※	5,400円	
	合計	43,600円	
	適用税率	10%対象	22,000円
		8%対象	21,600円
		内税	2,000円
		内税	1,600円
		※は軽減税率対象	
		消費税額等	

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

詳しく知りたい方は

- 国税庁インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
- 財務省HP「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html
- 農林水産省HP「消費税のインボイス制度について」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>

お問い合わせ先

- 国税庁インボイスコールセンター 専用ダイヤル 0120-205-553 (無料)

【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く。)

※インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。

- 農林水産省の相談窓口

インボイス制度に関する専用ダイヤル 03-6744-7140

北海道農政事務所 企画調整室 011-330-8801

関東農政局 企画調整室 048-740-0465

東海農政局 企画調整室 052-223-4610

中国四国農政局 企画調整室 086-224-9400

沖縄総合事務局 経営課 098-866-1628

【受付時間】 9:30 ~ 17:00 (土日祝除く。)

東北農政局 企画調整室 022-263-0564

北陸農政局 企画調整室 076-232-4206

近畿農政局 企画調整室 075-414-9037

九州農政局 企画調整室 096-300-6003

インボイス制度対応も見据えて、会計事務の効率化など、デジタル化による生産性向上を支援します。

【IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人等または個人

※ 農事組合法人、農業協同組合も対象となります。

支援内容

【デジタル化基盤導入類型】

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトの導入を行う際には、最大3/4補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。

デジタル化基盤導入類型

ツール	ITツール (会計、受発注、決済、ECソフト)		PC・タブレット等	レジ等
補助額	～50万円以下	50万円超 ～350万円	～10万円	～20万円
補助率	3/4以内	2/3以内※ ¹	1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェアの更新等保守サポート費含む）			

※¹ 交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、50万円超の金額については2/3。

IT導入補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://www.it-hojo.jp/> 「IT導入補助金」（事務局HP）



お問い合わせ先

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター（TEL：0570-666-424）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

74 退職金制度を整備するために活用可能な制度について知りたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

経営者の皆様向けの退職金制度があります。

【事業名：小規模企業共済】

対象となる方

常時雇用する従業員が20人以下の法人の役員又は個人事業主。

支援内容

小規模企業の役員や個人事業主の方が、引退・廃業時に退職金・年金を受け取れるよう積み立てる制度です。毎月役員給与の中から掛金（1,000円～7万円の範囲で設定）を拠出し、拠出された掛金は中小機構において積立・運用がなされます。（掛金は全額所得控除の対象となります）役員や個人事業主の方が廃業や引退等の理由で経営から退いた場合、一時金（退職所得扱い）か年金の形で共済金を受け取ることができます。（理由によって受取額が異なります）詳しくはこちら↓
 中小機構：<http://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>

従業員の方向けの退職金制度があります。

【事業名：中小企業退職金共済制度】

対象となる方

- ・ 常時雇用する従業員数が300人以下又は資本金・出資金の額が3億円以下の法人の従業員
 - ・ 従業員数が300人以下の個人企業の従業員
- ※ 個人事業主、法人の役員、小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

支援内容

事業主が従業員毎に毎月掛金を拠出、積み立てられた掛金を従業員は退職時に退職金として受け取ることができる（60歳以上の退職の場合、分割払いも可能）制度です。（拠出した掛金は経費として損金算入が可能です。勤労者退職金共済機構において積立・運用がなされます。）単独では退職金制度をもつことが難しい中小企業でも、この制度を活用することで退職金を手当することが可能になります。なお、新規加入時及び掛金を増額変更する場合、1年間国からの助成を受けることができます。（新規加入時は、掛金の1/2（従業員毎に上限5,000円）、増額時は増額分の1/3を助成（ただし掛金が18,000円以下の場合のみ））詳しくはこちら↓
 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部：<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

→ 個人経営で農業に従事される方（事業主及び雇用者）はこちらも活用いただけます。

◆ 農業者年金制度

➤➤ 72番 124ページへ

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

75 農泊をはじめたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の整備、食や景観を活用した観光コンテンツの磨き上げ、ワーケーション対応等の利便性向上、国内外へのプロモーション等を支援するとともに、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を一体的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農泊推進型）】

対象となる方

- 1の事業：地域協議会等
- 2のうち①の事業：市町村、地域協議会の中核となる法人等
- 2のうち②の事業：地域協議会と農家民泊経営者等の連携体



インバウンド受入のための体制構築

支援内容

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農泊推進型）

都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、農泊ビジネス体制の整備や地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ及び専門人材の確保等を支援します。

- 事業期間 上限2年間
- 交付率 定額
(上限：500万円/年等)



地域資源を活用した体験メニューの開発



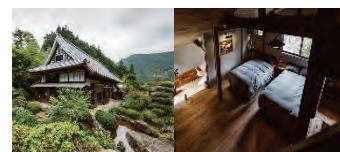
地域の食材を活用したメニュー作り

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農泊推進型）

農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援します。

①古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流の整備（施設の新築も支援対象に含まれる）

- 事業期間 上限2年間
- 交付率 1/2（上限2,500万円※）
(※ 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円)

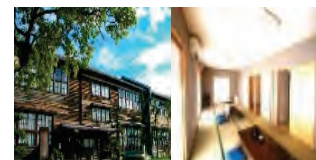


古民家を活用した滞在施設

②地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修

(農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費が活用可能)

- 事業期間 1年間
- 交付率 1/2（上限：1経営者あたり1,000万円かつ1地域あたり5,000万円）



廃校を改修した大規模滞在施設

「農泊の推進」について：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuishin/nouhaku_top.html

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課予算・活性化G（03-3502-5946）

76 農林畜水産物等の販路の開拓を行いたい

認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農林漁業者と流通事業者等が相互にコミュニケーションを取り、新たな取引を始めるきっかけ作りを応援します。

【事業名：農林水産業流通マッチングナビ「アグリーチ」（まるみえアグリ（農林水産「見える化」シリーズ））】

対象となる方

農林漁業者、生産者団体、卸売業者、小売業者、食品製造業者、外食事業者 等

支援内容

農林水産業流通マッチングナビ「agreach（アグリーチ）」は、農林漁業者の販路拡大を応援します。

具体的には、販売先を探している農林漁業者と、仕入先を探している流通事業者や実需者が、相互にニーズやポリシー、取引条件を詳しく調べ、担当者に簡単にコンタクトできますので、手間をかけずに商談を始めることができます。

また、自ら自慢の商品やサービスを登録し、こだわりをアピールすることができますので、取引先から商談が来ることも期待できます。

※2023年2月時点で、1,200以上の方にご利用いただいています。

特徴

農林漁業者が有利な出荷先を比較・検討できるシステムです（登録・利用は無料）。



- 想いが通う取引先を見つけたい

- ▶ 取引先のニーズやポリシー、取引条件を詳しく調べられます

- 手間をかけずに商談までつなげたい

- ▶ 取引先の担当者に簡単にコンタクトして商談を始められます

- こだわりをアピールしたい

- ▶ 自慢の商品やサービスを登録すると取引先からも商談が来ます

・農林水産業流通マッチングナビ「アグリーチ」 <https://agreach.jp/>
 ・農林水産省担当課：大臣官房新事業・食品産業部食品流通課
 企画調査班（TEL：03-3502-5741）



お問い合わせ先

77 生産体制の合理化、出荷作業及び流通の合理化を実践したい

- 認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

園芸産地が抱える課題に緊急に対応するとともに、輸入野菜の国産への置換え等、我が国の食料安全保障にもつながる産地強化のための取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物）】

対象となる方

- I 生産・流通支援：農業協同組合、生産者団体等
- II 大型加工施設整備：地方公共団体、農業協同組合、生産者団体、民間団体等

➤ 申込みは農産局または北海道農政事務所、沖縄総合事務局へ

支援内容

○産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策（園芸作物）

I 生産・流通支援

1 出荷作業合理化実践支援

トラック輸送の軽労化を図るため、11パレットに対応可能な段ボールへの変更に必要な施設改良、パレタイザー等の導入に係る経費を支援します。

主な支援対象

○物流合理化への支援



パレタイザー等の導入

助成単価

補助率：1/2 以内

対象品目

野菜、果樹、いも類（でんぷん）原料用かんしよは除く。）

2 生産体制合理化実践推進支援

実需者との契約栽培の拡大のため、機械化一貫体系による省力化・低コスト化を図る農業用機械、予冷・貯蔵庫等のリース導入を支援します。

主な支援対象

○機械化一貫体系への支援



畝立同時施肥機



全自動移植機



収穫機

助成単価

補助率：1/2 以内

対象品目

野菜

3 新素材活用生産資材の導入

生分解性マルチへの転換により省力化・低コスト化を推進するため、生分解性マルチの購入費の一部支援、同資材の普及・定着に向けた取組を支援します。

主な支援対象

○新素材活用への支援



生分解性マルチへの転換



作物収穫後にすき込み

助成単価

生分解性マルチ：定額（1/2 相当）
導入効果等の情報発信：定額

対象品目

野菜、いも類（でんぷん原料用かんしよは除く。）

II 大型加工施設整備

豊作時にも原料野菜の冷凍による一時的なストックを通じた出荷調整が可能となるよう、生産性の高い大型加工施設等の整備に係る経費を支援します。

主な支援対象

○冷凍施設整備への支援



大型加工施設の整備

助成単価

補助率：1/2 以内

対象品目

野菜

お問い合わせ先

- ・ I については、最寄りの都道府県又は地方農政局（※北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）
- ・ II については、最寄りの地方農政局（※ 同上）
- ・ 農林水産省担当課：農産局園芸作物課 園芸流通加工第 1 班（TEL:03-3501-4096）
うち I の 3 農産局園芸作物課 園芸生産第 2 班（TEL:03-6738-7423）

78 肥料や農薬等の農業資材の調達を見直したい 安くてサービスのいい資材販売事業者を探したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農林漁業者と流通事業者等が相互にコミュニケーションを取り、新たな取引を始めるきっかけ作りを応援します。

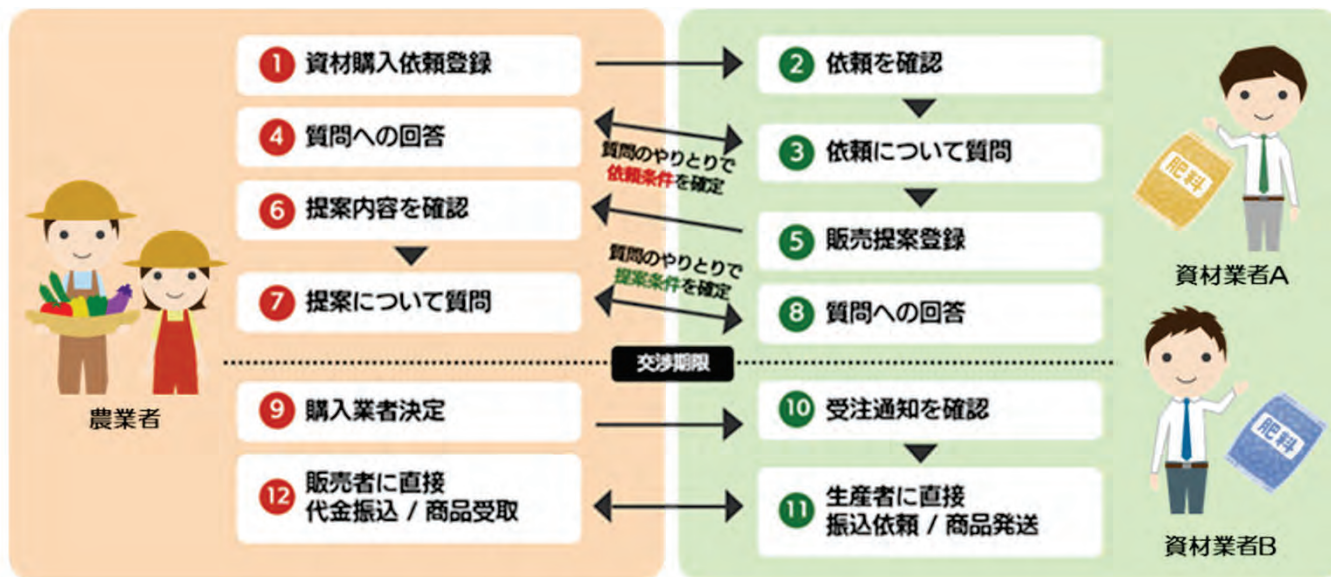
【事業名：農林水産業流通マッチングナビ「アグリーチ」(まるみえアグリ(農林水産「見える化」シリーズ))】

対象となる方

農業者、資材販売事業者 等

内容

農業資材比較サービス「AGMIRU」は、農業資材の希望条件を登録すると、複数の販売店より様々な条件で見積を受けることができるサービスです。農業資材の特性や特徴、アフターケアや保証内容を含む見積提案を比較し、農業事業者に最適な資材を探すことができます。



特徴

- 登録・利用は無料です。
- これまでお付き合いのない資材販売事業者とも商談できます。
- 価格だけでなく、支払・配送条件、アフターサービス等についても、比較・検討できます。
- さらに全国の農業者と事例や悩みを共有・相談できるコミュニティ機能などが利用可能です。

➤➤ AGMIRUの登録・利用はこちらから



<https://agmiru.com/>

※ 運営企業はSBテクノロジー/リデン株式会社になります。

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局技術普及課生産資材対策室 03-6744-2182

79 研究成果や研究者の情報を手軽に入手したい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

研究成果、研究者情報を手軽に入手できるWebシステムです。現場での問題解決や新しいチャレンジを支援します。



【 農業研究見える化システム「アグリサーチャー」(まるみえアグリ(農林水産「見える化」シリーズ)) 】

対象となる方

農業者、農業関係者、食品事業者 等

支援内容

- ◆ 国立研究開発法人と都道府県試験場の農林水産業における研究成果情報(約3万件)をご覧になれます。
- ◆ 研究者への問合せをサポートします。
- ◆ PC、スマートフォン、タブレットに対応し、いつでもどこでも手軽に検索できます。

皆様の「知りたい」こと
お手伝いします！！



特徴

農業研究見える化システム「アグリサーチャー」が変わります。(令和5年3月下旬予定)
<https://agresearcher.maff.go.jp/>
 「お気に入り」や「ブックマーク」の登録・変更をお願いします。



「新しい品種や生産技術にチャレンジしたい」
 「今の仕事をもっと機械化、省力化できないか？」
 「化学農薬に替わる安全な防除方法や天敵利用を知りたい」
 といったご要望はありませんか？

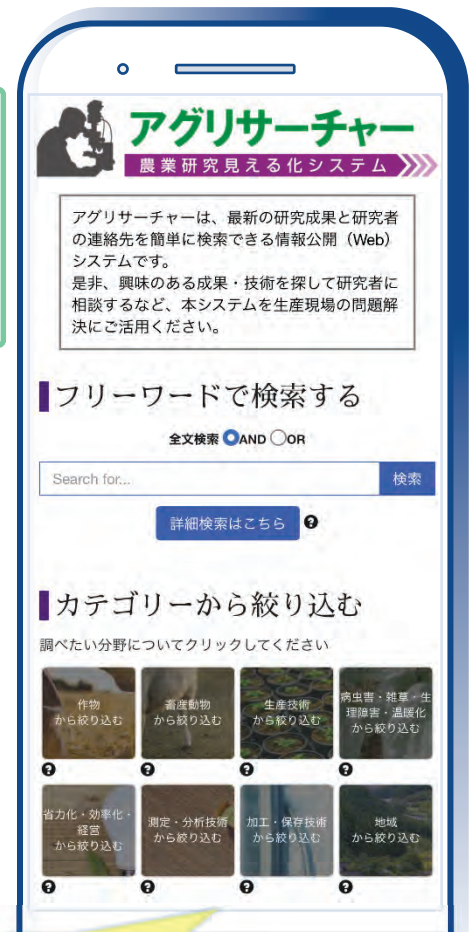
➡「作物」「生産技術」等のカテゴリやフリーワードで、目的の研究を検索できます。**新しい研究成果**も随時更新しています！

イチゴの高設栽培における杉皮培地と施肥法	
タイトル	イチゴの高設栽培における杉皮培地と施肥法
担当機関	六次産業技術センター
研究期間	1998～1998
研究担当者	磯村政弘 池田雄二 松田隆典 橋本和太郎
発行年度	1998
要約	イチゴの高設栽培の増加として、コスト、収穫性から形態を決定した。用土量は1株より4株/㎡の方が適当である。施肥量は、全量基肥として緩効性肥料をN成分で50%を施用すると多収となる。六次産業技術センター・野菜部
詳細・ねらい	現在のイチゴ栽培は、置きかたの無理な運動での作業が長時間続くため生産者の労働負担は大きく、収穫後処理の品質管理のつづきとなっている。作業負担の軽減による収穫量の向上が期待されている。省力化をはかると同時に環境配慮型での開発が行われているが、コストが高く生産現場への普及は進んでいない。そこで、より安価な高設栽培用土を開発するために用土の種類及び施肥法について検討する。

〈検索結果イメージ〉

問い合わせ	
*必須入力です。	
氏名 *	<input type="text"/>
会社・団体・機関名	<input type="text"/>
メールアドレス *	<input type="text"/>
メールアドレス 再入力 *	<input type="text"/>
お問い合わせの件名 *	

〈問い合わせフォーム〉



「有機農業」が
検索カテゴリに加わりました

お問い合わせ先

農林水産省担当課：農林水産技術会議事務局研究企画課 情報調査班 03-3501-9886

80 中山間地の特色を活かした経営を展開したい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

【事業名：中山間地農業ルネッサンス事業】

支援内容

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）（補助率：定額）

地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成、デジタル技術の導入・定着を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援（優先枠、制度拡充等）

中山間地域の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

（国の支援事業）

- ◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ >>> 31番 53ページへ
- ◆ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業 >>> 2番 7ページへ
- ◆ 農業農村整備関係事業 >>> 5番 16ページへ
- ◆ 集落営農活性化プロジェクト促進事業 >>> 21番 43ページへ
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 >>> 43番 72ページへ
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 49番 79ページへ
- ◆ みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマス産地消施設整備 >>> 10番30ページ、58番99ページ
- ◆ 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策等） >>> 10番30ページ、58番99ページ

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承（優先枠、制度拡充等）

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

（国の支援事業）

- ◆ 多面的機能支払交付金 >>> 63番 113ページへ
- ◆ 環境保全型農業直接支払交付金 >>> 62番 111ページへ
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業 >>> 64番 115ページへ
（侵入防止柵、処理加工施設等）
- ◆ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大 >>> 3番 10ページへ
対策（放牧活用型持続的畜産生産推進）
- ◆ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

※ 各支援事業において制度拡充により優遇措置が設けられています。詳しくは、お問い合わせ下さい。

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室事業指導班（TEL：03-3501-8359）

お問い合わせ先

81 農業経営に関する情報をタイムリーに知りたい

- 認新
- 個人
- 法人
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

農業者の皆様向けにSNSやメールを通じて農林水産省から直接情報をお届けします。

【Facebookページ「農水省・農業経営者net」等】

農業者と農林水産省をつなぐ
新たなコミュニケーションツール

MAFFアプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。








Facebookページ
農水省・農業経営者net

ページにアクセスして投稿をチェックしてみよう!

農業経営の現場で役立つ情報をタイムリーにお届け!





<https://www.facebook.com/nogyokeiei>



農業担い手メールマガジン



定期的なメール配信で農業経営に関する事業のご紹介、各種関連イベント情報のご案内、好取組事例のご紹介等、農業経営者の皆様に役立つ情報をお知らせしています。是非ご登録ください!

▼配信登録はこちらからお願いいたします。

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyouto/hyousyouto_merumaga.html

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：
 (MAFFアプリ) 大臣官房政策課 (TEL : 03-3502-8448)
 (facebook、メルマガ) 経営局経営政策課担い手総合対策室経営情報班
 (TEL : 03-3502-6444)

82 農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい

認 認新 個人 法人 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業者がサービスを活用できる環境の整備に向けて、作業受託や機械のシェアリング等を行う農業支援サービス事業の育成・普及を支援します。

農業支援サービス事業とは

【農業支援サービス事業のイメージ】

○人材派遣



作業者を必要とする現場に、人材を派遣

○農作業の代行



防除や収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減

○機械のシェアリング



農機のシェアリング等により、導入・利用コストを低減

○データ分析



生育状況等のデータを分析し農業経営をサポート

【農業現場の課題に対応した農業支援サービス事業のイメージ】

課題

・ 農業現場の厳しい人手不足
(特にピーク時の臨時雇用)

課題

・ 収量・品質の低下
・ スマート農機導入コスト

作業期に応じた人材派遣

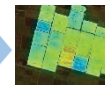
ドローン防除等の作業受託



(労働力の安定確保や作業の外部化)



データ分析/農機のシェアリング



農業支援サービス関係情報

1. 農業支援サービス関連施策パンフレット

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/nougyousien.html>



2. 農業支援サービス関係情報（補助金、融資など）

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service.html>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局技術普及課農業支援サービスユニット 03-6744-2218

83 農政に関する相談や事業や制度についての質問がしたい

農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付けています。

【農林水産省 地方参事官ホットライン】

○農林水産省では、全国の県域拠点に、農政を伝え、現場の声を汲み上げ、ともに解決する地方参事官を配置しています。

○農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付けています。

対応時間 平日 9時00分～17時00分

(注：大規模災害発生時は、農林水産省Webサイトで公開する各種災害に関する情報ページに、相談窓口として該当県域拠点の電話番号と対応時間が掲載されます。また、相談内容を正確に把握するため、通話内容を録音させていただくことがあります。)

≫ お問い合わせ先

(お住まいの都道府県の拠点へお電話もしくはURLからアクセスして、メールにてお問い合わせください。)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/toiawase.html>



都道府県	県域拠点	電話番号	メールフォームでのお問合せURL
北海道	札幌地域拠点	011-330-8821	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/sapporo/hotline/new_hotline.html
	函館地域拠点	0138-26-7800	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/hakodate/hotline/new_hotline.html
	旭川地域拠点	0166-30-9300	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/asahikawa/hotline/new_hotline.html
	釧路地域拠点	0154-23-4401	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/kushiro/hotline/new_hotline.html
	帯広地域拠点	0155-24-2401	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/obihiro/hotline/new_hotline.html
	北見地域拠点	0157-23-4171	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/kitami/hotline/new_hotline.html
青森県	青森県拠点	017-775-2151	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ao.html
岩手県	岩手県拠点	019-624-1125	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_iw.html
宮城県	宮城県拠点	022-266-8778	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_mi.html
秋田県	秋田県拠点	018-862-5611	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ak.html
山形県	山形県拠点	023-622-7231	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ya.html
福島県	福島県拠点	024-534-4142	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_fu.html
茨城県	茨城県拠点	029-221-2184	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/ibaraki/28hotline/ibaraki.html
栃木県	栃木県拠点	028-633-3114	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/tochigi/28hotline/tochigi.html
群馬県	群馬県拠点	027-221-1827	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/gunma/28hotline/gunma.html
埼玉県	埼玉県拠点	048-740-5835	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/saitama/28hotline/saitama.html
千葉県	千葉県拠点	043-224-5611	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/chiba/28hotline/chiba.html
東京都	東京都拠点	03-5144-5253	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/tokyo/28hotline/tokyo.html
神奈川県	神奈川県拠点	045-211-0584	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/kanagawa/28hotline/kanagawa.html
新潟県	新潟県拠点	025-228-5216	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/n_soudan_madoquti.html
富山県	富山県拠点	076-441-9305	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/t_soudan_madoquti.html

その他の支援

都道府県	県域拠点	電話番号	メールフォームでのお問合せURL
石川県	石川県拠点	076-241-3154	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/i_soudan_madoguti.html
福井県	福井県拠点	0776-30-1611	https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/f_soudan_madoguti.html
山梨県	山梨県拠点	055-254-6055	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/yamanashi/28hotlineyamanashi.html
長野県	長野県拠点	026-233-2500	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/nagano/28hotlinenagano.html
岐阜県	岐阜県拠点	058-271-4044	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_02.html
静岡県	静岡県拠点	054-246-6211	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/shizuoka/28hotlineshizuoka.html
愛知県	愛知県拠点	052-763-4492	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_01.html
三重県	三重県拠点	059-228-3151	https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_03.html
滋賀県	滋賀県拠点	077-522-4261	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/hotline_shiga2812.html
京都府	京都府拠点	075-414-9015	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/4a24.html
大阪府	大阪府拠点	06-6941-9658	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/161215.html
兵庫県	兵庫県拠点	078-331-5924	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/3133.html
奈良県	奈良県拠点	0742-32-1870	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/b62a.html
和歌山県	和歌山県拠点	073-436-3831	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20161212.html
鳥取県	鳥取県拠点	0857-22-3131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_1.html
島根県	島根県拠点	0852-24-7311	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_2.html
岡山県	岡山県拠点	086-899-8610	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_3.html
広島県	広島県拠点	082-228-9676	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_4.html
山口県	山口県拠点	083-922-5412	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_5.html
徳島県	徳島県拠点	088-622-6131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_6.html
香川県	香川県拠点	087-883-6500	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161205.html
愛媛県	愛媛県拠点	089-932-1177	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_8.html
高知県	高知県拠点	088-875-7236	https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_9.html
福岡県	福岡県拠点	092-281-8261	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-1.html
佐賀県	佐賀県拠点	0952-23-3131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-2.html
長崎県	長崎県拠点	095-845-7121	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-3.html
熊本県	熊本県拠点	096-300-6020	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212.html
大分県	大分県拠点	097-532-6131	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-4.html
宮崎県	宮崎県拠点	0985-22-5919	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-5.html
鹿児島県	鹿児島県拠点	099-222-5840	https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/281212-6.html
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部農政課	098-866-1627	https://www.ogb.go.jp/nousui/mail_form/mail_nousui